

2月20日（金） 13:30

資料2

地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会

第2次報告書（案）

－建設工事等の入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化－

令和8年 月 日

地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会

目 次

1. はじめに.....	1
2. 新規申請・更新申請に係る申請項目等の共通化（業種を除く）.....	2
(1) 申請項目等の状況と物品・役務等の検討結果.....	2
(2) 検討の経緯.....	5
(3) 建設工事等の申請項目等の共通・選択申請項目等の設定.....	6
① 建設工事資格特有の共通申請項目等.....	6
② 建設工事資格特有の選択申請項目等.....	7
③ 建設工事等の申請項目等の共通・選択申請項目等の設定.....	11
3. 新規申請・更新申請に係る業種の共通化.....	13
(1) 物品・役務等の検討結果及び建設工事等の業種の状況.....	13
(2) 検討の経緯.....	14
(3) 共通の業種の設定方法.....	15
① 建設工事の業種の共通化の方法.....	15
② 測量・建設コンサルタント等の業種の共通化の方法.....	16
③ 測量・建設コンサルタント等の共通の業種の設定方法.....	18
④ 営業等の許可・登録等の証明書等の共通化の方法.....	23
(4) 業種を選択する方法の共通化.....	23
4. 申請種別の共通化.....	25
(1) 物品・役務等の検討結果及び建設工事等の申請種別の状況.....	25
(2) 建設工事等の申請種別の共通化.....	25
5. 変更申請等に係る申請項目等の共通化.....	28
(1) 検討の経緯.....	28
(2) 変更申請の共通化.....	29
(3) 再審査申請の共通化.....	31
(4) 業種追加申請の共通化.....	33
(5) 取消届の共通化.....	35
(6) 合併・分割・事業譲渡等の組織形態の変更等に伴う申請の共通化.....	36
6. 申請受付方式の共通化.....	39
(1) 申請受付の状況と物品・役務等の検討結果.....	39
(2) 検討の経緯.....	40
(3) 共通化する申請受付方式.....	41
(4) 共通の申請受付方式の設定.....	41
① 資格の有効期間.....	41
② 申請の受付方式.....	45
③ 定期受付により資格が付与される期間・定期受付の受付期間.....	46
④ 随時受付により資格が付与される期間・随時受付の受付期間.....	49

⑤ 追加受付により資格が付与される期間・追加受付の受付回数及び受付期間	54
⑥ 申請に使用する言語	55
⑦ 金額欄の記載方法	56
(5) 共通の申請受付方式と留意事項	56
7. 地方公共団体共通の入札参加資格審査申請システムの整備の方向性	56
(1) 物品・役務等の検討結果	56
(2) 建設工事等の入札参加資格審査申請手続の電子化・オンライン化の状況	58
(3) 共通システム整備の方向性	59
8. 第1次報告書における変更点	61
9. 今後の課題	61

別紙

別紙1 建設工事の共通・選択申請項目	●
別紙2 建設工事の共通・選択必要書類	●
別紙3 測量・建設コンサルタント等の共通・選択申請項目	●
別紙4 測量・建設コンサルタント等の共通・選択必要書類	●
別紙5 建設工事の共通の業種	●
別紙6 測量・建設コンサルタント等の共通の業種	●
別紙7 共通・選択変更申請項目・必要書類	●
別紙8 共通・選択再審査申請項目・必要書類	●
別紙9 共通・選択業種追加申請項目・必要書類	●
別紙10 共通取消届出項目・必要書類	●
別紙11 共通・選択合併等申請項目・必要書類	●
別紙12 共通の申請受付方式	●

1. はじめに

地方公共団体の入札・契約の方法などの骨格をなす基本的事項については、機会均等、公正性、経済性等を全国的に確保する観点から、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）や地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）等で定められている。その上で、その手続の詳細については、地方公共団体が地域の実情に応じて契約を締結できるよう、地方公共団体の規則等に委ねられており、地方公共団体は、当該団体が締結する契約の種類、金額、性質及び目的に応じて入札参加資格を定め、地域の中小事業者をはじめとする様々な事業者の競争への参加機会を確保しながら、入札・契約を行うことができるようになっている。

一方、その結果として、地方公共団体の入札参加資格審査申請手続をはじめとする調達関連手続（入札参加資格審査申請から支払までの調達に関する一連の手続をいう。以下同じ。）の申請等の項目や手続方法等は、地方公共団体ごとに異なっている。また、デジタル化の進捗も地方公共団体ごとに異なっており、全国的には十分に進んでいない。これにより、例えば、複数の地方公共団体に対して入札参加資格審査申請を行う事業者にとっては、地方公共団体ごとに異なる申請項目・申請方法等により、紙媒体で個別に申請する必要があるなど、申請に係る事務負担が大きくなっている。また、地方公共団体においても、多数の事業者について紙媒体で審査を行い、事業者情報をシステムに入力する必要があるなど、事務負担が大きくなっている。

総務省では、このような課題を背景に、調達関連手続のデジタル完結・ワンスオンリー化を実現するため、令和 6 年 3 月に「地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会」（以下「本検討会」という。）を立ち上げた。

地方公共団体の入札参加資格は、主にその業務の性質の違いから、資格区分として「物品・役務等」、「建設工事」及び「測量・建設コンサルタント等」の 3 つが設けられていることが多く、本検討会においては、まず、府省庁においてすでに共通化の取組が進められており¹、かつ、共通化・デジタル化による事務処理の効率化や利便性の向上の効果が大きいと考えられる物品・役務等の入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化に向けた取組について検討し、令和 7 年 3 月に「地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会報告書―物品・役務等の入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化―」（以下「第 1 次報告書」という。）を取りまとめた。

第 1 次報告書においては、物品・役務等の入札参加資格審査の共通の申請項目等及び申請方法や、地方公共団体共通の入札参加資格審査申請システム（以下、地方

¹ 国の調達関連手続のうち、「物品・役務」の調達手続については、各府省庁共通の「政府調達関連システム」によって行われている。

公共団体共通の入札参加資格審査申請システムのことを「共通システム」という。)の整備の方向性について示された一方、多くの市区町村が、物品・役務等と建設工事等(建設工事及び測量・建設コンサルタント等のことをいう。以下同じ。)の入札参加資格審査申請を同一部署で同一時期に、かつ、同一システムで受け付けているため、物品・役務等のみを共通化・デジタル化すると、両資格の一括した申請受付や審査ができなくなることや、システムが並立することにより事務処理に支障が生じるおそれが指摘されている。

これを踏まえ、令和7年度は、第1次報告書で示された物品・役務等に係る入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化の方向性を念頭に、建設工事等に係る入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化の方向性の検討を行うとともに、共通システムの整備の方向性について更なる検討を行うこととした。

なお、建設工事は、その適正な履行を確保する必要性が高いことから、後述する建設業許可制度や経営事項審査制度が設けられており、契約締結前の信頼性の担保が重要となっている。さらに、地域の中小事業者の受注機会の確保や、災害等の緊急時における迅速な対応能力の確保の観点から、入札参加資格において所在地域要件等の設定や等級区分による格付けを行うことで、適正な規模等での発注を可能としている。

このように、建設工事に係る入札参加資格審査申請手続は、物品・役務等と比較しても、建設工事特有の事情を踏まえてより一層地域の実情に配慮した運用が重要視されていることから、これらの点に留意しつつ、地方公共団体に対する調査・意見照会を行いながら必要な整理を行い、取りまとめを行った²。

2. 新規申請・更新申請に係る申請項目等の共通化(業種を除く)

(1) 申請項目等の状況と物品・役務等の検討結果

地方公共団体は、締結しようとする契約の適正な履行を確保するため、あらかじめ、入札に参加しようとする事業者から入札参加資格審査申請を受け付け、各地方公共団体が定める審査基準に基づき審査を行い、必要に応じて格付け等も行ったうえで、入札参加資格者名簿への登録を行っている。

この審査基準については、地方公共団体の契約の規模や内容の実態その他の地域の実情が様々であることから、多様なものとなっている。このため、審査基準を踏まえて設定されている入札参加資格審査申請の申請項目や必要書類についても多様なものとなっている。

² この間、令和6年10月には、内閣官房の国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会において、「入札参加資格審査システム」が共通化を図る対象システムに選定され、令和7年6月には同システムに係る共通化推進方針が同意されている(「共通化推進方針(案)について」(令和7年6月2日 国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会))。本検討会では、共通化推進方針に基づき検討を行った。

物品・役務等の検討においては、地方公共団体の契約の規模や内容の実態、その他の地域の実情が地方公共団体ごとに異なることから、審査基準を一律に共通化できないことを前提としつつ、申請項目等（申請項目及び必要書類のことをいう。以下同じ。）については、地方公共団体の設定状況を踏まえて、一定の範囲で共通化を図ることとしている。

具体の申請項目等の共通化の方法として、以下の①及び②の申請項目等を定めて、地方公共団体が、①に加えて②の申請項目等を任意に選択して設け、さらに、必要に応じて③の申請項目等を設けることができるようにした。

申請項目及び必要書類の設定方法

- ① 共通申請項目等（全地方公共団体共通の申請項目及び必要書類）
 - i 事業者特定情報（本社住所、商号又は名称等の事業者を特定するための情報であって、「適正性審査・格付情報」以外のもの。）であり、かつ、地方公共団体³の半数以上が設定しているもの（③に該当するものを除く。）
（例）本社住所、商号又は名称、代表者氏名、電話番号、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
 - ii 事業者特定情報であり、かつ、設定している地方公共団体が半数に満たないもののうち、広域又は全国的な地方公共団体共通の入札参加資格審査申請システムにより、複数の地方公共団体に対して一括申請できるようにするに当たって必要となるものなど、特に全ての地方公共団体が共通で申請を求める必要があると認められるもの
（例）申請先地方公共団体ごとの登録先、法人番号（事業者を一意とすることや、システム間で情報連携するために必要となるもの）
- ② 選択申請項目等（申請・提出を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択することのできる共通の申請項目及び必要書類）
 - i 適正性審査・格付情報（契約の適正な履行を確保するために必要な資力、信用、能力、技術等を判定するための情報。）に該当するもの（③に該当するものを除く。）
（例）営業年数、製造・販売実績高、自己資本額、流動比率、常勤職員の人数、納税証明書、財務諸表
 - ii 事業者特定情報であり、かつ、設定している地方公共団体が半数に満たない

³ 入札参加資格審査を行っている地方公共団体（1,694団体（47都道府県・1,647市区町村））。以下②において同じ。

もののうち、① ii に該当しないもの（③に該当するものを除く。）

（例）組合員名簿

③ 独自申請項目等（地方公共団体独自の申請項目及び必要書類）

i 地方公共団体独自の制度等に関するものなど、全国的な共通化になじまないもの

（例）地方公共団体独自の表彰、認定、特定の地方公共団体の区域における営業所の設置状況・従業員数

ii 事業者申請を求めなくとも地方公共団体において確認できるもの

（例）本社住所のフリガナ、一般事業主行動計画策定届・基準適合認定通知書、官公需適格組合の証明年月日・証明番号

iii 入札参加資格審査（適正性審査や格付け）に資さないと考えられるもの

（例）従業員名簿（格付け等に影響を与えない。また、氏名の真正性も確認できない。）、課税事業者・免税事業者の別（格付け等に影響を与えない）

iv 申請方法の電子化・オンライン化にそぐわないもの⁴

（例）入札参加資格審査申請書（紙）、結果通知書返信用封筒、使用印鑑届、印鑑証明書

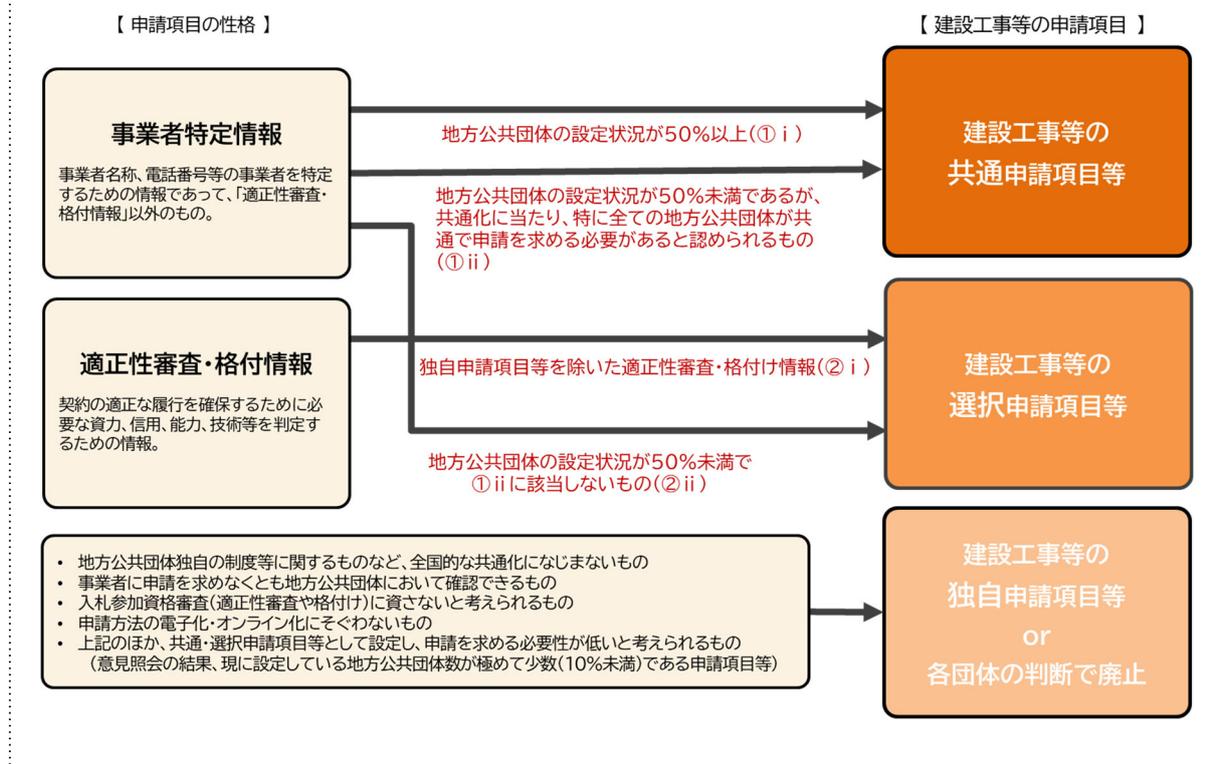
v i から iv までのほか、共通・選択申請項目等として設定し、申請を求める必要性が低いと考えられるもの（例）ホームページアドレス、現に設定している（かつ意見照会において申請項目等として設定する必要があると回答している）地方公共団体数が極めて少数である申請項目等

※ 「申請項目」は、申請に際して事業者が自ら入力するものをいう。

※ 「必要書類」は、申請する事業者以外の他の主体（行政機関や民間の認証機関等）が発行する証明書等の書類、入札参加資格審査申請以外の他の手続等で作成している既存資料、及びその他申請項目とは別に提出することが必要又は適当である資料をいう。

⁴ 使用印鑑届や印鑑証明書については、現に、必要書類として設定している地方公共団体が一定数あるが、本検討会では、調達関連手続の電子化・オンライン化を図る方向で検討を進めていること、見積書等における押印見直しの取組があること、民間から電子契約サービスが提供されているなど代替手段があることを踏まえ、当該手続の電子化・オンライン化を促す観点からも、共通必要書類や選択必要書類として設定していない。

申請項目及び必要書類の設定の考え方



また、①から③の申請項目等の数の関係については、地方公共団体・事業者双方の事務処理の効率化や利便性向上の観点から、共通申請項目等は最低限とし、選択申請項目等は幅広く設定することが適当であると考えられた。

(2) 検討の経緯

物品・役務等と建設工事等の入札参加資格審査申請は、審査基準やそれに伴い必要となる情報は異なるものの、申請項目等の共通化の方法として異なる考え方を採用する合理性が認められない。また、物品・役務等と建設工事等で異なる方法により申請項目等の共通化を図る場合、両資格区分に申請を行う事業者にとっては、申請に係る事務負担が増加するおそれがある。

このため、建設工事等の申請項目等の設定方法については、物品・役務等と同様の考え方に基づき検討を行うこととした。

本検討会では、まず、国及び本検討会の構成員（以下、構成員という。）が設定している申請項目等及び第1次報告書において共通化した物品・役務等の申請項目等を参考に、建設工事及び測量・建設コンサルタント等の共通・選択申請項目等のたたき台を作成した。令和7年7月には、地方公共団体に対してこれらの申請項目等に係る意見照会を実施するとともに、当該申請項目等の設定状況についても照会し

た⁵。

照会の結果、共通・選択申請項目等として追加又は変更すべきとの意見が寄せられた申請項目等（8,187件）については、個別に分析し、必要に応じて、地方公共団体における設定状況や、共通・選択申請項目等として設定することの必要性について追加して照会を行った⁶。

これらの照会に対する地方公共団体の意見を踏まえて建設工事等に特有の申請項目等を中心に議論を進め、この度、以下のとおり、建設工事等の具体の共通・選択申請項目等について結論を得たものである。

（3）建設工事等の申請項目等の共通・選択申請項目等の設定

① 建設工事資格特有の共通申請項目等

（1）のとおり、共通申請項目等は、事業者を特定するための情報としていることから、その性質上、物品・役務等と建設工事等で求める情報に大きな差異はなく、資格区分ごとに異なる設定を行う必要性は低いと考えられる。このため、建設工事等の共通申請項目等については、基本的に物品・役務等の申請項目等を踏襲することとし、建設工事等に特有の事情により事業者特定情報として追加する必要があると考えられる項目等については、国や構成員が申請を求めている項目等を参考に、共通申請項目等として設定するか否か検討を行った。

（建設業許可の取扱い）

建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に基づき、建設業を営もうとする者は、建設業の許可を受けなければならないとされている。この建設業許可制度は、建設工事の適正な施工を確保することを目的として設けられており、許可を受けるためには、営業所ごとの専任の技術者の設置、財産的基礎等の有無等の審査を受ける必要がある。入札参加資格審査と建設業許可制度の目的は、事業者を特定し、その信頼性を確保するという点で共通しているため、現に多くの地方公共団体で、入札参加資格審査において建設業許可の有無や、その許可業種を確認している。

こうした状況を踏まえ、建設業許可に関する申請項目等は（1）「申請項目及び必要書類の設定方法」①iに該当することから、建設工事資格においては共通申請項目等として新たに設定することとする。

なお、建設業法第3条においては、許可制の実施により小規模建設業者に課せら

⁵ 「建設工事等の入札参加資格審査に係る共通申請項目等のたたき台に関する意見照会について（依頼）」（令和7年7月17日付け総行行第359号 総務省自治行政局行政課長通知）

⁶ 「建設工事等の入札参加資格審査に係る共通申請項目等のたたき台に関する意見照会について（第2回）（依頼）」（令和7年11月7日付け総行行第491号 総務省自治行政局行政課長通知）

れる負担等を考慮し、一定の基準以下の軽微な建設工事⁷のみを請け負うことを営業とする者については、建設業許可は必要とされていない。

この点に関し、地方公共団体における軽微な建設工事の取扱いを確認したところ、建設工事の入札参加資格審査申請において申請を受け付けている（建設業許可を受けていない事業者も、軽微な建設工事に限って建設工事資格の申請を可能としている）地方公共団体は5.8%（104団体）と少数であり、物品・役務等の入札参加資格審査申請で受け付けている地方公共団体が44.7%（800団体）、入札参加資格審査申請とは別の登録制度等を設けて受け付けている地方公共団体が27.1%（485団体）となっている。

軽微な建設工事のみを希望する事業者の登録については、現に9割以上の団体において建設工事の入札参加資格審査申請で受け付けていないことから、共通の入札参加資格審査申請においては、軽微な建設工事のみの受注を希望する事業者、すなわち、建設業許可を受けていない事業者を対象とせず、建設業許可を必須とすることが考えられる。

なお、約7割の地方公共団体では、建設業許可を要しない軽微な建設工事について、物品・役務等の資格区分又は独自の登録制度において取扱っており、共通化後もこの取扱いは妨げられるものではない。現に建設工事等の資格区分で取扱っている地方公共団体においても、このどちらか任意の取扱いにより対応可能となるものとする。

② 建設工事資格特有の選択申請項目等

(1) のとおり、選択申請項目等の多くは契約の適正な履行の確保や事業者の格付けのために必要な情報であり、物品・役務等と建設工事等で異なると考えられる。特に、建設工事等の資格については、建設業に関する他の制度等との整合性を確保する必要があるため、物品・役務等の選択申請項目等を参考としつつも、国や地方公共団体が現に申請を求めている項目等を比較しながら、個別に検討を行った。

（経営事項審査情報の取扱い）

公共工事の入札に参加しようとする建設業者は、建設業許可に加えて、経営に関する客観的事項についての審査（以下「経営事項審査」という。）を受けなければならない⁸。これは、従前から公共工事の発注に当たって入札参加資格審査により格付けが行われていたことを踏まえ、発注機関によらず同一の結果となるべき客観的な事項について、統一的な基準により審査を行い、各発注業者の効率的な業者選択を

⁷ 工事一件の請負代金の額（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）が五百万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、千五百万円）に満たない工事又は建設一式工事のうち延べ面積が百五十平方メートルに満たない木造住宅工事（建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第1条の2）

⁸ 建設業法第27条の23

可能とするために設けられた制度であるとされている⁹。

この制度趣旨を踏まえ、経営事項審査に関する申請項目及び必要書類は、適正性審査・格付けのための情報として、選択申請項目等として設定することとする。

具体的には、選択申請項目として経営事項審査情報を、選択必要書類として「総合評定値通知書¹⁰の写し」を設定することが考えられる。

また、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条の2において、経営事項審査の有効期間は、申請の直前の事業終了の日（以下「審査基準日」という。）から1年7か月とされている。このため、公共工事の入札に参加しようとする建設業者は、工事を請負できる期間が切れ目なく継続するよう、定期的に経営事項審査を受審する必要がある。その結果、経営事項審査の有効期間の開始時期及び終了時期は事業者の決算日に応じて異なり、一定期間において、有効な経営事項審査情報を複数保有する場合が生じる。

この点に関し、地方公共団体の入札参加資格審査申請においては、事業者の審査基準日の公平性を確保する観点から、審査基準日を一定期間内に限定した経営事項審査情報の提出を求め、この結果、最新ではない経営事項審査情報により対応している例があるが、経営事項審査情報は、地方公共団体が締結しようとする契約の適正な履行を確保するため、事業者の経営状況等を事前に確認する趣旨で求めるものであり、この趣旨を踏まえると、経営事項審査情報又は総合評定値通知書の写しは、できる限り最新の経営状況が確認できる時点のものを入力又は提出させることが適切であると考えられる。

これを踏まえ、入札参加資格審査申請においては、事業者が一義的に特定できるよう、「入札参加資格審査申請の申請日時時点で有効期間内で最新のもの（入札参加資格審査申請開始日の前日の属する事業年度の直前の事業年度の終了する日を経営事項審査の審査基準日とするもの）」と定義づけることとする。

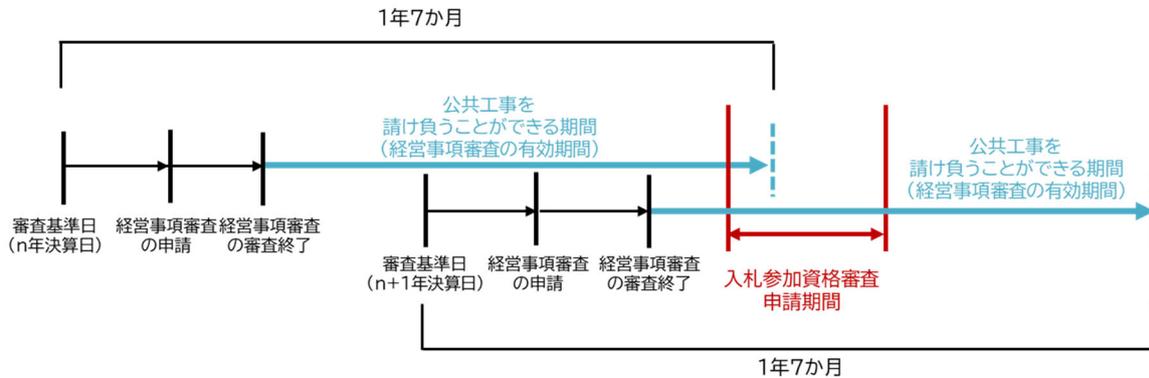
なお、経営事項審査の申請から審査結果通知までに一定の期間を有することを考慮し、申請時点において、上記に該当する最新の総合評定値通知書が未到達である場合は、申請者は直前の通知書の写し（当該審査基準日にかかる有効期間内のもの）を暫定的に提出できることとする。

⁹ 建設業法研究会『建設業法解説（改訂13版）』大成出版社、2022年、462頁参照。

¹⁰ 経営事項審査において、建設業者の経営規模、経営状況、技術力、社会性等を総合的に数値化した評価点を「総合評定値」といい、当該評定値について審査行政庁（国土交通大臣又は都道府県知事）から交付される通知書をいう。（建設業法第27条の29、建設業法施行規則第21条の4、別表第25号の15）

経営事項審査の有効期間と入札参加資格審査申請の関係

<入札参加資格審査申請期間に有効な経営事項審査結果が複数ある場合>



また、経営事項審査情報はデータベース化が進んでおり、情報連携により当該情報を取得している地方公共団体が一定数存在する。一方で、情報連携を行っていない地方公共団体では、事業者に応募項目の入力や必要書類の提出を求めているほか、情報連携を行っている場合であっても、最新データの反映までのタイムラグ等に対応するため、当該情報の入力又は提出を求める地方公共団体が少なくない状況となっている。

共通システムにおける情報連携については後述する7において整理を行うが、申請項目等の設定においては、情報取得の方法に関わらず、地方公共団体が求める必要のある項目等を設定することとしている。

(技術者情報の取扱い)

建設業許可の申請においては、営業所ごとに専門の技術者を配置することを証する書面の提出が義務付けられ¹¹、経営事項審査においては、「技術職員名簿」¹²の提出が求められている。

多くの地方公共団体の入札参加資格審査申請においても技術者情報が求められているが、その求める情報の粒度は地方公共団体によって異なっており、技術者の人数のみを求めている団体（建設工事 703 団体（47.4%）、測量・建設コンサルタント等 849 団体（54.6%））と、個々の技術者の資格や氏名等を求めている団体¹³（建設工事 781 団体（52.6%）、測量・建設コンサルタント等 705 団体（45.4%））に分かれている。

事業者及び地方公共団体の申請・審査に係る事務負担を踏まえると、個々の技術

¹¹ 建設業法第6条第1項

¹² 建設業法施行規則第19条の7、様式第25号の14別表2

¹³ 技術者の人数に加え、技術職員名簿等で資格・氏名等を確認している場合や、区域内事業者対してのみ個々の技術者の資格・氏名等を求めている場合を含む。

者情報を一律に求めることは負担が大きいと考えられ、事務負担軽減の観点から、申請項目として事業者の人数のみを求めることが望ましいと考えられる。

一方で、現に個々の技術者情報を求めている地方公共団体にとっては、これらの情報を格付けの要素として使用しており、これらの情報を取得できない場合には、適切な等級の格付けを行うことが困難となるとの意見があった。

このような状況を踏まえ、選択申請項目として技術者の人数を設定することとし、選択必要書類として経営事項審査の際に添付する「技術職員名簿」を設定することとする。また、測量・建設コンサルタント等も同様に、選択申請項目として技術者の人数、選択必要書類として技術職員の名簿を設定することとする。

地方公共団体にとっては、選択申請項目又は選択必要書類のいずれかを設定することで、当該地方公共団体の必要な情報を過不足なく取得することができ、申請事業者にとっては、経営事項審査書類である技術職員名簿を活用することで新たに書類を作成する必要がなく、申請に係る事務負担は大きく増加しないものと考えられる。

なお、現に申請項目として個々の技術者情報の入力を求めている地方公共団体にとっては、取得する情報は従来と同じものの、名簿に基づく審査となるため、一時的に審査に係る事務負担が増加すると考えられる。この点については、今後、経営事項審査情報に係る情報連携を進めることにより、更なる審査の効率化及び事務負担の軽減を図る必要がある。

(営業所の取扱い)

営業所の取扱いについて、物品・役務等の検討においては、各地方公共団体に対して登録できる営業所の数は一つと設定した。

建設工事においても同様の設定とすることが考えられたが、建設業法における「営業所」とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所と定義されており¹⁴、営業所ごとに専任技術者を置くことが義務付けられている¹⁵。このように、建設工事における「営業所」は、工事の適正な施工体制を確保するための単位として法令上明確に位置づけられており、物品・役務等とは性格が異なる。このため、営業所によって受注できる業種が限定されるほか、その所在地によって域内・域外の事業者等の区分や地域要件の判定に与える影響が大きい。

このような状況を踏まえ、建設工事の営業所を一つに限定することで、地域の事業者の公共工事の受注機会が確保できず、中長期的に地域インフラを支える事業者の弱体化につながるなどの意見や、災害復旧時に広域自治体内で空白地帯が生じる可能性があるとの意見があった。こうした問題は、広域を管轄する都道府県において特に生じやすいと考えられることから、都道府県に対して現行の取扱いを確認した

¹⁴ 建設業法第3条、建設業法施行令第1条

¹⁵ 建設業法第7条2号

¹⁶ところ、「本社又は入札・契約等に関する権限等を委任する営業所をいずれか一つのみ登録できるようにしている」と回答した地方公共団体は28団体(59.6%)、「本社及び入札・契約等に関する権限を委任する営業所を複数登録できるようにしている」と回答した団体は14団体(29.9%)となっている¹⁷。

登録できる営業所の数を一つとしている地方公共団体が過半数を占める一方で、営業所を複数登録できるようにしている地方公共団体からは、案件の難易度や規模に応じて地域要件等を設定することで適切な発注が行っているとの意見もあった。また、登録できる営業所の数を一つとしている地方公共団体においても、個々の入札時に委任状を提出させ、各営業所への委任を認めている場合があった。

これを踏まえると、都道府県においては、あらかじめ本社又は入札・契約等に関する権限等を委任する営業所を複数登録できるようにしておく合理性が認められるため、本社又は営業所を一つのみ登録させるか、複数登録できるようにするかを任意で選択できるようにすることが望ましいと考えられる。

一方、市区町村においては、都道府県と異なり、地域要件を設定する場合も原則として当該市区町村の区域内に限定されると考えられ、複数営業所を登録する必要性は低いと考えられることから、本社又は入札・契約等に関する権限等を委任する営業所はいずれか一つのみ登録させる取扱いが適当であると考えられる。

なお、測量・建設コンサルタント等の登録できる営業所等の状況¹⁸も同様であり、業務実施体制の確保という点で建設工事と共通する性格を有していることから、登録できる営業所等の取扱いについては、建設工事と同様とすることが適切であると考えられる。

③ 建設工事等の申請項目等の共通・選択申請項目等の設定

上記の共通・選択申請項目等の具体の検討に基づき、共通申請項目(建設工事57項目、測量・建設コンサルタント等55項目)及び選択申請項目(建設工事293項目、測量・建設コンサルタント等242項目)を別紙1及び3のとおり、共通必要書類(建設工事4書類、測量・建設コンサルタント等3書類)及び選択必要書類(建設工事46書類、測量・建設コンサルタント等48書類)を別紙2及び4のとおり設定した。

具体の共通・選択申請項目等は別紙1から4のとおりであるが、その内容は、事

¹⁶ 「建設工事等の入札参加資格審査申請に係る共通申請項目等のたたき台に関する意見照会について(依頼)」(令和7年7月17日付け総行第359号 総務省自治行政局行政課長通知)

¹⁷ 残りの5団体(10.6%)は、県内事業者と県内事業者で登録できる営業所等の数が異なるなど、その他の取扱いをしている。

¹⁸ 「本社又は入札・契約等に関する権限等を委任する営業所をいずれか一つのみ登録できるようにしている」と回答した地方公共団体は30団体(63.8%)、「本社及び入札・契約等に関する権限を委任する営業所は複数登録できるようにしている」と回答した団体は12団体(25.5%)残りの5団体(10.6%)は、県内事業者と県内事業者で登録できる営業所等の数が異なるなど、その他の取扱いをしている。

業者の「基本情報」のほか、「経営の規模等」、「認定の取得等」、「法令遵守状況等」、「許認可等や技術者資格の状況」及び「個別の営業品目に係る事項」に関する申請項目等から構成されており、それぞれの申請項目等の数や意義は以下のとおりである。

共通・選択申請項目等の概要

内容	建設工事						測量・建設コンサルタント等						例	意義
	申請項目数			必要書類数			申請項目数			必要書類数				
	共通	選択	合計	共通	選択	合計	共通	選択	合計	共通	選択	合計		
基本情報	57	33	90	4	2	6	55	26	81	3	2	5	・商号又は名称 ・法人番号 ・建設業許可番号 ・登記事項証明書	事業者を特定するための情報や、入札・契約手続に関し必要な情報を把握するもの。
経営状況等	0	44	44	0	6	6	0	44	44	0	11	11	・経営事項審査情報 ・自己資本額 ・財務諸表	事業者の資力、信用、能力、技術等を判定し、格付等や指名先事業者の選定等に用いるもの。
認定等の取得状況	0	23	23	0	14	14	0	6	6	0	5	5	・ISO認定 ・ISO登録証	事業者の信用、能力等を判定し、格付等の加算要素とすることや指名先事業者の選定に用いるもの。
法令等の遵守状況	0	33	33	0	22	22	0	26	26	0	16	16	・暴力団員等非該当の誓約 ・納税証明書	地方公共団体の契約の相手方として不適当な者でないかどうかを確認するもの。
事業登録や技術者の状況	0	160	160	0	2	2	0	140	140	0	14	14	・技術者資格(人数) ・測量業等の登録状況	契約の履行に必要な事業登録や技術者を有しているかどうかを確認し、指名先事業者の選定等に用いるもの。
合計	57	293	350	4	46	50	55	242	297	3	48	51	-	-

共通・選択申請項目等の数は、物品・役務等と同様の設定方法に基づき、申請を求める必要があると認められる申請項目等についてはできる限り共通化するとともに、共通申請項目等の数を最低限とし、選択申請項目等を多数設定している。この結果、共通化する申請項目等のうち、選択申請項目等が8割以上(建設工事84.8%、測量・建設コンサルタント等82.6%)を占めている。

共通・選択申請項目等の数の合計は多数となっているが、これにより、特に、複数の地方公共団体に対して申請する事業者にとっては、一括して申請をすることができる申請項目等の数が多くなり、現行と比べ、申請に係る事務処理の効率化や利便性の向上が図られるものと考えられる。

また、共通申請項目等の数を最低限とし、選択申請項目等を多数設定していることから、地方公共団体にとっては、地域の実情に応じて必要な申請項目等のみの申請を受け付け、審査することができ、単一の地方公共団体のみに申請を行う地域の中小事業者にとっても、現行と比べて過度な負担増加とならない形で申請を行うことができるものと考えられる。

3. 新規申請・更新申請に係る業種の共通化

(1) 物品・役務等の検討結果及び建設工事等の業種の状況

一般に、地方公共団体は、申請項目等として、印刷・製本、車両、燃料、建物等設備保守・点検・管理等の契約の種類に応じた営業品目や建設工事、土木工事、測量業、補償コンサルタント業などの業種を設定し、事業者に対し、入札への参加を希望する営業品目又は業種¹⁹を選択するよう求めている。

営業品目及び業種については、地方公共団体が、契約の規模や内容、地域の事業者の状況、指名競争入札の運用状況等その他の地域の実情を踏まえて定めてきたものであり、品目の名称、数等が地方公共団体ごとに大きく異なっている。

このような状況を踏まえ、物品・役務等の入札参加資格審査申請の営業品目については、第1次報告書別紙3のとおり、大分類及び小分類の品目を設定し共通化した。

(建設工事の業種の状況)

建設工事の業種の状況については、都道府県31団体(66.0%)、市区町村1,424団体(82.7%)が29の業種を設定しており、小分類等は設けていない。

建設業法別表第1において、「建設工事」とは、土木建築に関する工事で、土木一式工事及び建築一式工事の2つの一式工事のほか、大工工事、左官工事、電気工事等の27の専門工事をあわせた29の種類が位置付けられており、29の業種を設定している上記の団体はこの分類を使用している。建設業法に規定されている建設工事の種類は、現実の建設業における施工の実態を前提として、施工技術の相違、取引の慣行等により分類されたものであり、前述の建設業許可も、この29種類の業種ごとに行うこととされている。

一方で、29以外の業種を設定している地方公共団体においては、29以下の業種を設定している団体は179団体(57.2%)、29以上の業種を設定している団体は134団体(42.8%)と、業種の数²⁰にばらつきがあり、このうち小分類を設定している団体は149団体(47.6%)、小分類を設定していない団体は164団体(52.4%)となっている。

(測量・建設コンサルタント等の業種の状況)

測量・建設コンサルタント等の業種の設定状況については、大分類に加えて小分類を設定している団体が都道府県39団体(83.0%)、市区町村1,001団体(58.2%)となっており、小分類を設定していない団体が都道府県8団体(17.0%)、市区町村615団体(35.8%)となっている。また、市区町村104団体(5.9%)は業種を設定

¹⁹ 本共通化の取組においては、物品・役務等の資格では「営業品目」、建設工事及び測量・建設コンサルタント等の資格では「業種」の名称を用いることとする。

²⁰ 小分類を設定している団体においては、大分類の業種数。

していない。

業種の数²¹については、5～7業種としている地方公共団体が1,139団体(68.6%)と過半数を占めており、そのうち、5業種としている地方公共団体が477団体(28.7%)と最も多くなっている。また、大分類の数を5～7業種と設定している地方公共団体のうち、小分類を設定している地方公共団体は840団体(73.7%)となっており、小分類の業種数は10業種以下から70業種以上まで、地方公共団体によってばらつきがある。

(建設工事等の業種の希望順位)

事業者が業種を無制限に選択できる場合、事業者が、本来取り扱っていない業種の資格を取得することが容易となる可能性があり、不良・不適格な事業者を選定するリスクが高まる可能性があることから、地方公共団体においては、必要に応じて、事業者が業種を選択する方法(具体的には、選択することのできる業種数や、選択した業種ごとの希望順位及びその数)を定めている場合がある。

業種の希望順位を設定している地方公共団体は、建設工事で202団体(11.4%)、測量・建設コンサルタント等で157団体(9.4%)となっている。

建設工事等の資格においては、許可や登録を要する業種が多く、物品・役務等と比較すると、本来取り扱っていない業種の資格を取得する可能性は低いと考えられるため、希望順位を設定している地方公共団体は、物品・役務等に比べて少なくなっている。

このような状況を踏まえ、本検討会では、業種を共通化する方法や、共通化する具体の業種等について検討を行った。

(2) 検討の経緯

本検討会では、まず、国及び構成員が設定している業種を参考に、共通の業種のたたき台を作成し、令和7年7月に地方公共団体に対して意見照会を行った²²。また、特に業種を追加・変更すべきとの意見が多かった測量・建設コンサルタント等については、令和7年11月及び令和8年1月に追加の意見照会を行った²³。

この照会結果を踏まえ、この度、以下のとおり、業種の共通化の方法や、業種を選択する方法、具体の共通の業種等について結論を得たものである。

²¹ 小分類を設定している団体においては、大分類の業種数。また、割合は業種を設定している地方公共団体に占める割合。

²² 「建設工事等の入札参加資格審査申請に係る共通申請項目等のたたき台に関する意見照会について(依頼)」(令和7年7月17日付け総行行第359号 総務省自治行政局行政課長通知)

²³ 「建設工事等の入札参加資格審査申請に係る共通申請項目等のたたき台に関する意見照会について(2回目)(依頼)」(令和7年11月7日付け総行行第491号 総務省自治行政局行政課長通知)及び一斉通知・調査システムにおいて令和8年1月23日に実施。

(3) 共通の業種の設定方法

① 建設工事の業種の共通化の方法

建設工事の入札参加資格審査申請の業種については、以下のとおり共通化することが考えられる。

建設工事の業種の共通化の方法

- ・ 大分類、小分類を設けず、建設業法に定められる 29 の建設工事の種類を、業種として設定する。
- ・ 業種は共通申請項目とし、全地方公共団体共通で申請を求めることとする。
- ・ 事業者は、希望する業種を申請先地方公共団体ごとに選択することができるものとする。

(共通の業種の設定)

(2) のとおり、建設工事の業種においては、建設業法に規定されている 29 業種を採用し、小分類を設定していない地方公共団体が多数となっている。

一方で、現にその他の方法により業種を設定している地方公共団体も一定数存在する。このような地方公共団体における業種の設定は、主に以下のパターンに分類される。

- ・ 業種を細分化し、29 業種より多い業種を設定している場合
- ・ 業種を限定し、29 業種より少ない業種を設定している場合
- ・ 複数の建設業許可業種を必要とする独自の業種を設定している場合

まず、業種を細分化し、29 業種より多い業種を設定している地方公共団体は、当該団体の発注の実態に応じて具体的な工事内容等を設定しているものと考えられる。これに対応するため、小分類を設けて 29 業種に対応する具体的な工事内容等を設定することも考えられるが、このような詳細な業種設定は明確な定義や指標が存在せず、申請を行う事業者にとっても業種選択の判断基準が不明確となり、申請手続が複雑化するおそれがある。

次に、業種を限定し、29 業種より少ない業種を設定している、又は複数の建設業許可業種を必要とする独自の業種を設定している地方公共団体は、当該団体における使用頻度や、発注機関単位に応じて業種を集約して設定しているものと考えられる。この業種の設定について、事業者が共通システムに登録した建設業許可業種を、各地方公共団体の後続システムにおいて設定する入札参加資格業種と自動的に紐づける仕組みを構築することで、事業者側は 29 業種で申請を行いながら、地方公共団体側では 29 業種以下の業種や複数の建設業許可を必要とする独自業種を設定することも可能となるのではないかとこの意見があった。

しかし、このような方法は、システム連携やコスト面の課題に加え、事業者が建設業許可を保有しているものの現実的に対応できない業種や、入札参加資格取得の意思がない業種まで登録される可能性があり、指名競争入札における事業者選定等の入札事務に支障が生じるおそれがある。また、事業者にとっても、保有している建設業許可業種と当該団体において登録される入札参加資格業種の対応関係が分かりにくく、事務負担が増加するおそれがある。

このように、29業種以外の業種を設定することは、地方公共団体及び事業者双方の観点から課題が多い一方、建設業法の29業種で共通化することについては、

- ・ 建設業法の29業種は施工の実態に沿って設計されたものであり、必要な許可の有無を的確に判断する仕組みとして適している
- ・ 現に多数の地方公共団体が採用しており、地方公共団体及び事業者双方にとって分かりやすい制度運用が期待される

といった観点から、合理性があるものと考えられる。

以上を踏まえ、建設工事の入札参加資格の業種は、建設業法に規定されている29業種とし、小分類は設けないことが適当であると考えられる。

(共通申請項目としての設定)

業種区分は、事業者が入札参加を希望する業種の申請を求めるものであって、格付けに直接の影響を及ぼすものではなく、また、9割以上の地方公共団体が申請を求めていることから、2(1)「申請項目及び必要書類の設定方法」の①iに該当する。このため、業種については、共通申請項目としている。なお、地方公共団体が共通の業種とは別に、独自申請項目として業種を追加することは想定していない。

(申請先地方公共団体ごとの選択)

物品・役務等の検討において、地方公共団体ごとに変更できないものとする場合は、事業者の地域ごとの営業等の実態に合わず、不相当となる可能性があるとして指摘された。これを踏まえ、建設工事においても、共通の業種は申請先地方公共団体ごとを選択することができるものとする。

② 測量・建設コンサルタント等の業種の共通化の方法

測量・建設コンサルタント等の入札参加資格審査申請の業種については、以下のとおり共通化することが考えられる。

測量・建設コンサルタント等の業種の共通化の方法

- ・ 地方公共団体共通の業種として大分類及び小分類の業種をそれぞれ設定する。
- ・ 大分類の業種については共通申請項目とし、全地方公共団体共通で申請を求めることとする。
- ・ 小分類の業種については選択申請項目とし、申請を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択することとする。
- ・ 事業者は、希望する業種を申請先地方公共団体ごとに選択することができるものとする。

(大分類及び小分類の設定)

(1) のとおり、測量・建設コンサルタント等の業種については、大分類及び小分類の業種を設定している地方公共団体が多い。共通の業種を全ての地方公共団体が採用できるようなものとするためには、大分類の業種に加えて小分類の業種を設定し、地方公共団体が必要に応じて詳細な業種の申請を求められることができるようにする必要があると考えられることから、共通の業種については、大分類と小分類に分けて設定することとする。

(共通・選択申請項目としての設定)

大分類の業種は、事業者が取り扱っている業種の申請を求めるものであって、格付けに直接の影響を及ぼすものではなく、また、約9割の地方公共団体が申請を求めていることから、2(1)「申請項目及び必要書類の設定方法」の①i 共通申請項目に該当する。

他方で、小分類の業種は、現に業種を詳細に設定していない地方公共団体は申請を求めないところ、これを共通申請項目とする場合には、当該地方公共団体のみに申請を行っている事業者にとって、不要な情報を新たに申請する必要が生じることとなる。

このため、小分類の業種については、選択申請項目とし、申請を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択できるようにすることが適当であると考えられる。

これを踏まえ、大分類の業種については共通申請項目とし、小分類の業種については選択申請項目としている。

なお、地方公共団体が、共通の業種とは別に、独自申請項目として業種を追加することは想定していない。

(申請先地方公共団体ごとの選択)

建設工事と同様の理由により、測量・建設コンサルタント等においても、共通の業種は申請先地方公共団体ごとに選択することができるものとする。

③ 測量・建設コンサルタント等の共通の業種の設定方法

i 大分類の業種設定

物品・役務等の営業品目の共通化に当たっては、統一的な指標として、「生産物分類（2024年設定）」（令和6年3月18日総務省政策統括官（統計制度担当）決定。以下「生産物分類」という²⁴。）を使用することとした。物品・役務等の検討の中で、生産物分類中に設定されている「建築設計・同関連サービス」、「建設コンサルタントサービス」、「測量サービス」、「地質調査サービス」及び「補償コンサルタントサービス」については、役務の資格ではなく、測量・建設コンサルタント等の資格に分類するとした経緯があることから、上記の5分類を大分類の業種のたたき台とし、意見照会を行った。

地方公共団体の設定状況においても、5業種と設定している団体が最も多いが、5業種以上の業種を設定している地方公共団体からは、現状、測量・建設コンサルタント等の資格区分として発注を行っている業種を追加し、これらに対応する大分類を設定すべきとの意見があった。

追加すべきとの意見があった業種については、後述する小分類の業種設定において整理を行うが、この整理を踏まえ、たたき台の5業種に、「不動産鑑定・土地家屋調査・登記手続」を追加し、6業種の大分類を設定することとする。

ii 小分類の業種設定

大分類のうち、たたき台の5業種については、それぞれ法令又は登録規程により登録制度が設けられている。このうち、建設コンサルタントサービス及び補償コンサルタントサービスにおいては、国土交通省が定める登録規程において登録部門が定められていることから、当該部門を小分類の業種のたたき台として設定した。

一方で、測量サービス、建築設計・同関連サービス及び地質調査サービスについては、登録部門のような統一的な指標が存在しないことから、国及び構成員が設定している業種を参考に、小分類の業種のたたき台を作成した。

²⁴ 「生産物分類」とは、経済活動における生産の成果として産出される財及びサービスについて、主にその質又は用途の違いに着目して分類したものであり、統計法に基づく統計基準である日本標準産業分類等とともに、統計相互の整合性や比較可能性の向上を図ることを目的としたもの。本分類における生産物には、有形財（輸送可能財・輸送不可能財（建物等））、無形財（ソフトウェア、研究開発、特許権、商標権、著作権等の知的財産）及びサービスが含まれる。一方で、土地及び金融資産・負債は本分類における生産物には含まれない。

測量・建設コンサルタント等の業種と登録制度の整理

業種(大分類)	登録制度	登録制度の性格	根拠法令等
測量サービス	測量業登録	義務	測量業法
建築設計・同関連サービス	建築士事務所登録	義務(※)	建築士法
建設コンサルタントサービス	建設コンサルタント登録	任意	建設コンサルタント登録規程
地質調査サービス	地質調査業者登録	任意	地質調査業者登録規程
補償コンサルタントサービス	補償コンサルタント登録	任意	補償コンサルタント登録規程

(※)報酬を得て建築物の設計、工事管理等を行う場合は登録を受けなければならない。

(測量サービスの小分類の業種設定)

測量サービスは、国及び構成員の設定している小分類や意見照会の結果を踏まえ、「測量一般」、「地図の調製」及び「航空測量」の3つの小分類を設定することとする。その他の業種を追加すべきとの意見もあったが、小分類のうち「測量一般」で対応可能と考えられる。

なお、測量業を営もうとする者は、測量法に基づく登録制度への登録が義務付けられているため、当該登録を受けていることを前提とする。

(建築設計・同関連サービスの小分類の業種設定)

建築設計・同関連サービスは、国及び構成員の設定している業種を参考に、たたき台として18業種を設定した。この業種のたたき台について、地方公共団体からは以下のような意見があった。

- それぞれの業種の定義が明確ではないため、地方公共団体ごとに解釈や運用が異なり、事業者の混乱を招くおそれがある。
- 設計業務については「建築設計・監理」と「設備設計・監理」の2つの業種のみを設定するなどして、「意匠」、「積算」、「構造」などを一括して発注するケースが多い。たたき台は、現行の業種より細分化されており、発注の実態に即さない。
- 業種が細分化されることにより、審査内容や添付資料等を個別に検討する必要が生じ、地方公共団体及び事業者双方の事務が煩雑化するおそれがある。

これらの意見を踏まえると、運用の統一性や事業者の分かりやすさの観点から、一定の客観的基準に基づいて小分類を整理する必要がある。また、設計業務を一括して発注している地方公共団体の発注事務の実態を踏まえ、地方公共団体及び事業者双方の事務負担の増加につながらないような設定とする必要がある。

これを踏まえ、小分類の業種については、「建築設計・監理」と「建築設備設計・

監理」の2業種とした上で、「建築設計・監理」は建築士事務所登録を必須とし、「建築設備設計・監理」は建築士事務所登録を任意とすることが適当であると考えられる。このような取扱いとすることで、建築士事務所登録の要否という客観的基準に基づき、一括した発注が可能となると考えられる。

なお、現に細分化した業種を設定している地方公共団体においては、指名競争入札や個別案件の発注に際し、案件ごとに実績や業務内容を確認するといった運用を行うことで、現行の取扱いを維持することも可能であると考えられる。

(建設コンサルタントサービスの小分類の業種設定)

建設コンサルタントサービスは、国土交通省が定める建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示717号）に定められた21部門をたたき台として設定した。

意見照会の結果、21部門以外に、「交通量調査」、「市場・経済調査」、「環境調査」等の各種調査や、「分析・解析」、「宅地造成」、「電算関係」、「計算業務」等の業種を追加すべきとの意見があったが、これらは21部門の各業務に付随して行われる業務であると考えられ、小分類として設定した場合には、地方公共団体ごとに解釈や運用が異なり、事業者の混乱を招くおそれがある。

これらを踏まえ、建設コンサルタント登録規程に定められた21部門を小分類の業種とすることが適当であると考えられる。

(地質調査サービスの小分類の業種設定)

地質調査サービスは、国及び構成員の設定している小分類を参考に、1つの業種を設定することとする。すなわち、実質的に小分類を設けない取扱いとなる。

これについて、「物理調査」、「ボーリング」、「土質試験」、「磁気探査」を追加すべきとの意見があったが、いずれの意見も少数であることや、現にこれらの業種を設けている地方公共団体においては、指名競争入札や個別案件の発注に際し、案件ごとに実績や業務内容を確認するといった運用により現行の取扱いを維持することも可能であると考えられることから、業種の追加は行わないこととする。

(補償コンサルタントサービスの小分類の業種設定)

補償コンサルタントサービスは、国土交通省が定める補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）に定められた8部門をたたき台として設定した。

意見照会の結果、「不動産鑑定」、「土地家屋調査」、「登記手続²⁵」を補償コンサルタントサービスとして追加すべきとの意見があった。しかしながら、これらの業種については、補償コンサルタント登録規程の基準とは異なる資格等を求めるもので

²⁵ 本報告書の業種における「登記手続」とは、不動産の権利に関する登記申請の代理等を行う司法書士の業務を指す。

あることから、補償コンサルタントサービスの小分類の業種の追加は行わないこととし、補償コンサルタント登録規程に定められた8部門を小分類の業種とすることが適当であると考えられる。

(不動産鑑定・土地家屋調査・登記手続の小分類の業種設定)

たたき台に設定した業種以外で、実務上、測量・建設コンサルタント等として設定すべきとの意見があった業種については、実態として、測量・建設コンサルタント等の業種として設定している地方公共団体と、物品・役務等の営業品目として設定している地方公共団体が混在しているものと考えられる。これらの業種について、どのような業種の設定が適切であるか個別に検討を行った。

補償コンサルタントサービスの小分類の業種として追加すべきとの意見のあった業種のうち、「不動産鑑定」、「土地家屋調査」に関しては、第1次報告書において、物品・役務等の営業品目の大分類「調査・測定業務」の小分類として、「土地家屋調査士サービス」、「不動産鑑定評価・同関連サービス」が設定されている。「登記手続」に関しては、物品・役務等の営業品目において直接該当するものがないものの、大分類「その他の役務の提供等」の小分類「その他」として申請を受け付けることが考えられる。また、測量・建設コンサルタント等の大分類として、「環境計量証明」の追加を求める意見もあったが、これに関しては、物品・役務等の営業品目の大分類「調査・測定業務」の小分類として、「環境計量証明サービス」が設定されている。

これらの業種をどちらかの資格区分に統一する場合、現行と異なる資格区分となる地方公共団体においては、事務処理体制や運用の見直しが必要となる可能性が高く、また、契約管理システムや電子入札システム等の後続システムを整備している地方公共団体においては、当該システムの大規模改修を要するとの意見もあった。

一方で、これらの業種をどちらかの資格区分に統一せず、両方の資格区分に設定する場合、事業者にとっては、地方公共団体ごとにこれらの業種の取扱いを確認する必要が生じ、事業者の事務負担が増加するおそれがある。

こうした状況を踏まえ、共通化による事務負担軽減の効果を確保するためには、これらの業種は、物品・役務等又は測量・建設コンサルタント等のいずれかの資格の業種として統一することが適当であると考えられる。

地方公共団体に対し、これらの業種を現状どちらの資格区分で受け付けているか照会したところ、「不動産鑑定」、「土地家屋調査」及び「登記手続」は、測量・建設コンサルタント等の業種として取り扱う地方公共団体が最も多く、「環境計量証明」は、物品・役務等の営業品目として取り扱う地方公共団体が最も多くなっている。また、「環境計量証明」については、工事に伴う当該検査は工事契約に含めて発注し、環境計量証明業務単体での場合は、建設工事と直接関係しない役務として発注する事例が多いとの意見もあった。

資格区分ごとの業種の設定状況

	都道府県				市区町村				全体			
	①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④
不動産鑑定	9 (19.1%)	18 (38.3%)	15 (31.9%)	5 (10.6%)	418 (26.8%)	725 (46.6%)	322 (20.7%)	92 (5.9%)	427 (26.6%)	743 (46.3%)	337 (21.0%)	97 (6.1%)
土地家屋調査	10 (21.3%)	22 (46.8%)	10 (21.3%)	5 (10.6%)	398 (25.6%)	732 (47.0%)	261 (16.8%)	166 (10.7%)	408 (25.4%)	754 (47.0%)	271 (16.9%)	171 (10.7%)
環境計量証明	15 (31.9%)	13 (27.7%)	12 (25.5%)	7 (14.9%)	557 (35.8%)	491 (31.5%)	280 (18.0%)	229 (14.7%)	572 (35.7%)	504 (31.4%)	292 (18.2%)	236 (14.7%)
登記手続	6 (12.8%)	12 (25.5%)	10 (21.3%)	19 (40.4%)	460 (29.5%)	541 (37.7%)	197 (12.7%)	359 (23.1%)	466 (29.1%)	553 (34.5%)	207 (12.9%)	378 (23.6%)

(出典) 入札参加資格審査申請における業種に係る調査(令和8年1月総務省調査)

凡例

- ① 物品・役務等の業種として受付している
- ② 測量・建設コンサルタント等の業種として受付している
- ③ 物品・役務等、測量・建設コンサルタント等の両方で業種として受付している
- ④ 当該業種を受付していない

これらの業種の共通化に当たり、どちらの資格区分の業種とすることが望ましいかとの照会に対しては、「物品・役務等又は測量・建設コンサルタント等のいずれの業種であっても運用上は対応可能」とする回答が 616 団体 (38.6%) と最多²⁶となっている。また、これらの業種が現行と異なる資格区分の業種となった場合の課題についても、「特段の課題は生じない」と回答した団体が 687 団体 (35.2%) と最も多くなっている一方、「後続システム (契約管理システム、電子入札システム等) の改修が必要となる」と回答した団体が 619 団体 (31.8%) となっている。

これらを踏まえ、「不動産鑑定」、「土地家屋調査」及び「登記手続」は測量・建設コンサルタント等の業種の小分類とし、「環境計量証明」は、引き続き物品・役務等の営業品目の小分類として設定することとする。なお、新たに測量・建設コンサルタント等の小分類に3業種を追加するに当たり、事業者の分かりやすさの観点から、これに対応する大分類として「不動産鑑定・土地家屋調査・登記手続」を設けることとする。

これにより、物品・役務等の営業品目からは、「土地家屋調査士サービス」、「不動産鑑定評価・同関連サービス」を削除することとする。

なお、現行の資格区分と異なる業種設定となることによる課題として挙げられた後続システムの改修に係る課題については、共通システム上の申請の入口となる資格区分は統一した上で、事業者が入力した情報を、各地方公共団体の運用に応じて、後続システム等における従来の資格区分に切り替えて連携することを可能とする仕組みを経過措置として設けること等により、段階的な運用の見直しとシステム改修を可能とすることが考えられる。

²⁶ 「物品・役務等の業種として設定することが望ましい」とする回答が 401 団体 (25.1%)、「測量・建設コンサルタント等の業種として設定することが望ましい」とする回答が 468 団体 (29.3%)、「その他」が 112 団体 (7.0%)。なお、その他の回答は、「発注業務によって取扱いが異なるため、両方の資格に設定できるようにして欲しい」等

④ 営業等の許可・登録等の証明書等の共通化の方法

(建設工事の設定)

建設工事資格における建設業許可については、2(1)「申請項目及び必要書類の設定方法」①iに該当することから、共通必要書類とし、建設業許可通知書の提出を必須要件とする。

(測量・建設コンサルタント等の設定)

測量・建設コンサルタント等資格における各業種の登録については、2(1)「申請項目及び必要書類の設定方法」②iに該当することから、選択必要書類としている。

また、当該登録等を受けなくとも営業等を行うことができるもの(任意の登録制度であるもの等)があり、当該証明書等の提出を必須としている地方公共団体がある一方で、提出を任意としている地方公共団体や、提出を求めている地方公共団体があるなど、地方公共団体ごとに提出の要否が異なっている。

このような状況において、当該証明書等の提出を申請の必須要件とすると、これまで当該証明書等を提出することなく入札参加資格を取得して、適正かつ適法に契約を履行していた事業者が、共通化に伴い資格を取得することができなくなり、受注機会を失うおそれがあることから適当ではない。

これを踏まえ、当該証明書等の提出を求める場合、事業者は、当該営業等の許可・登録等を受けている場合に限って、当該証明書等を提出するものとする。

(4) 業種を選択する方法の共通化

地方公共団体の建設工事等の業種を事業者が選択する方法については、以下のとおり共通化することが考えられる。

業種を選択する方法の共通化

- ・ 「業種の希望順位」を選択申請項目として設定し、申請を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択することとする。
- ・ 希望順位は、5位まで設定できるものとする。
- ・ 事業者が選択することのできる業種数に制限を設けないものとする。

(業種の希望順位)

(1) のとおり、建設工事等の業種は、法令に基づく許可又は登録を要する業種が多く、物品・役務等と比較すると、本来取り扱っていない業種の資格を取得する可能性は低いと考えられるが、一方で、希望順位を設定している団体においては、指名競争入札の際に上位の順位を希望している事業者を指名する等のために活用

していると考えられることから、物品・役務等と同様に、地方公共団体の任意で設定できるようにすることとする。このため、共通化する希望順位の数については、物品・役務等の営業品目の希望順位の設定と同様に、共通の業種数に応じて設定することとした。

なお、業種の希望順位は、契約の履行の品質を確保する観点から、地方公共団体が必要に応じて申請を求めるものであり、2（1）「申請項目及び必要書類の設定方法」② i に該当することから、選択申請項目とする。

(建設工事の希望順位の数)

建設工事の業種数を 29 業種としている地方公共団体のうち、希望順位を付すこととしているのは 171 団体である。具体の希望順位の設定状況は、1 位から 5 位までのいずれかの順位を設定している団体が 119 団体 (69.5%) と最も多く、次いで、全てに順位を付すことができる団体が 41 団体 (23.4%) となっている。

全てに順位を付すことができるようにしている地方公共団体も一定数存在するが、建設工事の資格において事業者が多数の業種を申請する可能性は低く、また、下位順位であることが入札や契約において活用される機会は少ないと考えられる。さらに、全てに順位を付すことは、事業者の申請に係る事務負担や地方公共団体の審査に係る事務負担を増加させることとなると考えられる。

これを踏まえ、建設工事の資格の希望順位は 5 位まで設定できるものとする。

(測量・建設コンサルタント等の希望順位の数)

測量・建設コンサルタント等の業種数²⁷を 5 業種としている地方公共団体のうち、大分類に希望順位を付すこととしている団体は 19 団体であり、そのうち、「5 位まで」としている団体は 10 団体 (52.6%) となっている。

測量・建設コンサルタントの大分類は 5 業種と設定していることから、5 位までの設定とすることで全ての申請業種に順位を付すことになるが、この場合、事業者の申請に係る事務負担や地方公共団体の審査に係る事務負担は大きく増加しないものと考えられる。

また、測量・建設コンサルタント等は小分類を設定しているが、小分類に希望順位を付すこととしている団体は少数であり、物品・役務等においても小分類に希望順位を付さないこととしていることから、測量・建設コンサルタント等の小分類についても希望順位は付さないものとする。

これを踏まえ、測量・建設コンサルタント等の資格においては、大分類の希望順位を 5 位まで設定することができるものとする。

²⁷ 小分類を設定している団体においては、大分類の業種数。

(選択することのできる業種数の制限)

事業者が選択することのできる業種数を制限せずとも、希望順位を参考にすることによって、指名競争入札を行う地方公共団体においては、不良・不適格な事業者を選定するリスクを低減させるとともに、具体の契約の種類に応じて、当該契約の履行を得意とする事業者を選定することができるようになると考えられる。このことから、共通の業種については、事業者が選択することのできる業種数に制限を設けないこととする²⁸。

4. 申請種別の共通化

(1) 物品・役務等の検討結果及び建設工事等の申請種別の状況

事業者が申請した情報については、本社の移転、代表者の変更、合併・分割等による組織形態の変更等により変更される場合がある。また、廃業等に伴い、事業者が有している入札参加資格を取り消す必要が生じる場合がある。このため、地方公共団体は、新たに資格を取得しようとする、又は資格を継続しようとする場合に行う「新規申請」や「更新申請」のほか、「変更申請」や「取消届」等の申請種別を設け、事業者に対して、特定の事由に該当した場合には、当該事由に応じた申請種別により地方公共団体に申請するよう求めている。

この申請種別の名称や当該種別による申請の対象となる事由については、これまで、各地方公共団体が自らの審査基準や申請項目等に応じて定めてきたものであることから、地方公共団体ごとに異なっている。

しかしながら、申請種別自体は、事業者の申請内容に違いを生じさせるものではなく、地方公共団体ごとに差異を生じさせておく特段の必要があるとは認められない。このため、第1次報告書においては、物品・役務等の入札参加資格審査申請の申請種別として、「新規申請」、「更新申請」、「変更申請」、「取消届」を共通化した。

これを参考にしつつ、建設工事等は多くの地方公共団体で格付けを行っていることや、そのため申請情報の変更による等級の再審査を受け付けている地方公共団体があることを踏まえ、建設工事等の共通の申請種別について検討を行った。

(2) 建設工事等の申請種別の共通化

地方公共団体の建設工事等の入札参加資格審査申請の申請種別については、以下のとおり共通化することが考えられる。これにより、第1次報告書における物品・役務等の共通の申請種別についても、以下のとおり変更することが考えられる。

²⁸ 事業者が選択することのできる業種数を制限しないことは、各業種の資格を有する事業者数の増加につながり、入札不調・不落の減少に寄与する可能性がある。

建設工事等の申請種別の共通化の方法

申請種別は、以下のとおり共通化することとする。

- ① 新規申請 初めて資格を取得する（前期の資格を持たない）場合に行う申請
- ② 更新申請 資格の有効期限満了に伴って資格を継続する場合に行う申請
- ③ 変更申請 新規申請又は更新申請で資格を取得した後、登録した情報に変更があった場合に行う申請
- ④ 再審査申請 既に資格を得ている業種について、資格の有効期間中に等級の再審査を希望する場合に行う申請
- ⑤ 業種追加申請 資格の有効期間中に、新たに業種の追加を希望する場合に行う申請
- ⑥ 取消届 廃業・倒産・破産及び合併・分割・事業譲渡等の理由で消滅会社となる場合、資格が不要となる場合等に行う届出

※ 「再審査申請」及び「業種追加申請」を受け付けるか否かは地方公共団体の任意とする。

第1次報告書において共通化した物品・役務等の申請種別においては、等級変更の有無に関わらず、申請した情報に変更があった場合における申請種別を変更申請とした。

建設工事等の資格においては、多くの地方公共団体において格付けを実施しており、現に有効期間中の等級の変更に係る申請を受け付けている地方公共団体は、建設工事 335 団体（19.4%）、測量・建設コンサルタント等 232 団体（13.4%）となっている。

このため、第1次報告書の変更申請の定義を用いる場合、現に有効期間中の等級の変更に係る申請に対応していない地方公共団体にとっては、新たに等級変更に係る審査・格付けを行うこととなるため、

- ・ 再審査や資格者名簿を更新事務が発生し、事務負担が増加する
- ・ 定期受付時に、一部の等級に事業者が偏らないよう等級の基準を定めている場合、資格の有効期間中の等級変更により、特定の等級への事業者の偏りが発生し、不調・不落を招くおそれがある

等の課題があると考えられる。

また、変更申請として受け付ける内容として等級変更に係る申請を認めるか否かを各地方公共団体の任意とする場合は、

- ・ 申請事業者は、等級変更に対応している地方公共団体と、対応していない地方公共団体の区別が分かりづらく、申請事務が煩雑となるおそれがある

- ・ 等級変更に対応する地方公共団体は、等級変更を意図しない変更申請であっても等級変更の有無を確認する必要があり、審査事務が煩雑となるおそれがある等の課題があると考えられる。

このため、既に資格を得ている業種について、資格の有効期間中に等級の再審査を希望する場合に行う申請として、「再審査申請」を設けることとする。

また、第1次報告書の変更申請においては、業種の追加・削除もこの申請種別で受け付けることとしているが、再審査申請を設けたことにより、

- ・ 一律に変更申請で業種の追加を受け付けると、資格審査にあたり格付けが必要な業種に対応できない
- ・ 一律に再審査申請で業種の追加を受け付けると、格付けを行っていない業種の追加も再審査申請で受け付けることとなり、「資格の有効期間中に等級の再審査を希望する場合」とする再審査申請の申請事由と矛盾が生じる
- ・ 格付けの有無に応じて、申請種別が異なる取扱い（格付けのある業種の追加は再審査申請、格付けのない業種の追加は変更申請）とすると、事業者にとっては分かりづらく、地方公共団体にとっても審査事務が煩雑となるおそれがある

ことから、格付けの有無に関わらず、資格の有効期間中に新たに業種の追加を希望する場合に行う申請として、「業種追加申請」を設けることとする。

なお、業種の削除については、格付けの有無に応じて事務が変わるものではないため、引き続き変更申請で受け付けることとする。

また、有効期間中の等級変更や業種の追加を受け付けていない地方公共団体もあることから、再審査申請及び業種追加申請の受付は各地方公共団体の任意とする。

新規申請及び更新申請に係る共通申請項目等については、2及び3のとおりであり、変更申請、再審査申請、業種追加申請及び取消届に係る共通の申請項目等については、後述する5において整理している。

地方公共団体共通の申請種別と第1次報告書の申請種別の比較

地方公共団体共通の申請種別		第1次報告書の申請種別	
申請種別	申請対象	申請種別	申請対象
①新規申請	初めて資格を取得する (前期の資格を持たない) 場合	①新規申請	初めて資格を取得する (前期の資格を持たない) 場合
②更新申請	資格の有効期限満了に伴って資格を継続する場合	②更新申請	資格の有効期限満了に伴って資格を継続する場合
③変更申請	新規申請又は更新申請で資格を取得した後、登録した情報に変更があった場合	③変更申請	新規申請又は更新申請で資格を取得した後、登録した情報に変更があった場合
④再審査申請	既に資格を得ている業種について、資格の有効期間中に等級の再審査を希望する場合に行う申請		
⑤業種追加申請	資格の有効期間中に、新たに業種の追加を希望する場合に行う申請		
⑥取消届	廃業・倒産・破産及び合併・分割・事業譲渡等の理由で消滅会社となる場合、資格が不要となる場合等	④取消届	廃業・倒産・破産及び合併・分割・事業譲渡等の理由で消滅会社となる場合、資格が不要となる場合等

5. 変更申請等に係る申請項目等の共通化

(1) 検討の経緯

新規申請及び更新申請と同様に、変更申請等の申請種別の申請項目等は、地方公共団体ごとに異なっている。また、申請対象となる具体の申請事由についても地方公共団体ごとに異なっている。

本検討会では、国及び構成員が設定している変更申請等に係る申請項目等や申請事由を参考に、変更申請等の共通の申請項目等や申請事由の案を作成し、令和7年12月に、地方公共団体に対してこれらの申請項目等に係る意見照会を行った²⁹。

²⁹ 「建設工事等の入札参加資格審査申請に係る変更申請等の案に関する意見照会について（依

この照会に対する地方公共団体の意見を踏まえて議論を進め、この度、以下のとおり、変更申請等の共通化の方法や変更申請等に係る具体の共通の申請項目等について結論を得たものである。

(2) 変更申請の共通化

地方公共団体の入札参加資格の変更申請に係る具体の申請事由及び申請項目等については、以下のとおり共通化することが考えられる。

変更申請の共通化の方法

変更申請に係る具体の申請事由や申請項目等は、以下のとおり共通化することとする。

i 具体の申請事由

- ・ 申請した共通申請項目（性質上、変更することが想定されないものを除く。）に変更があった場合
- ・ 申請した選択申請項目に変更があった場合であって、かつ、資格を有する地方公共団体が当該項目の変更申請を求めている場合*
- ・ 申請した独自申請項目に変更があった場合であって、かつ、資格を有する地方公共団体が当該項目の変更申請を求めている場合*

※ 再審査申請、業種追加申請に該当する場合を除く。

ii 申請項目等

以下の a 及び b の変更申請項目等を定めて、地方公共団体が a に加えて b の変更申請項目等を任意に選択して設け、さらに、必要に応じて c の変更申請項目等を設けることができるようにする。

- a 共通変更申請項目等（全地方公共団体共通の変更申請項目及び必要書類）
- b 選択変更申請項目等（変更申請に際して求めるか否かを地方公共団体が任意に選択することのできる共通の変更申請項目及び必要書類）
- c 独自変更申請項目等（地方公共団体独自の変更申請項目及び必要書類）

iii 申請項目等の設定方法

	申請項目等の内容	例
a 共通変更申請項目等	申請者を特定するための申請項目及び必要書類	申請日、法人番号、本社住所、商号又は名称、代表者氏名、申請に係る委任状（行政書士への申請の委任）

頼)」（令和7年12月12日付け総行行第533号 総務省自治行政局行政課長通知）

	申請した共通申請項目の変更内容	
	変更内容に応じた共通必要書類	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
b 選択変更申請項目等	申請した選択申請項目の変更内容※	
	変更内容に応じた選択必要書類※	納税証明書、財務諸表
	申請した共通・選択申請項目の変更に伴い、改めて申請する必要がある選択申請項目及び選択必要書類※	暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当しないことの誓約（変更後の代表者による誓約）、印刷設備の状況（営業品目に「印刷・製本」を追加した場合の申請）

※ 各地方公共団体が任意で設定する申請項目及び必要書類

（具体の申請事由）

具体の申請事由の考え方は、第1次報告書29頁のとおりである。

なお、4（2）のとおり、格付けの有無に限らず運用を統一するため、再審査申請及び業種追加申請を新たに追加したことから、申請の目的がこれらに該当する場合は、変更申請ではなくそれぞれの申請種別で受け付けることとする。

再審査申請及び業種追加申請を別途設けるとしたことから、適正性審査・格付情報に該当する選択申請項目は変更申請の対象外とし、事業者特定情報に該当する共通・選択申請項目のみを対象とすることも考えられた。しかしながら、適正性審査・格付情報についても、指名競争入札や契約の際にその時点における事業者の適正性を確認するために変更申請を求めており、一律に適正性審査・格付情報を変更申請の対象外とするのは適切ではないとの意見があった。

これを踏まえ、適正性審査・格付情報に該当する選択申請項目に変更があった場合についても変更申請の対象とした上で、どの項目を選択変更申請項目として設定するかは各地方公共団体の任意とすることが考えられる。これは、独自申請項目についても同様である。

（申請項目等及びその設定方法）

上記のとおり、具体の申請事由の考え方について第1次報告書のとおりとしたことから、変更申請の申請項目等及びその設定方法についても、第1次報告書のとおりとする。具体の共通・選択変更申請項目等は別紙7のとおりである。

共通変更申請項目等は、申請事由に該当する変更内容に加え申請事業者を特定す

るための項目等を設定し、変更申請項目等は、申請事由に該当する変更内容に加え、変更に伴い改めて申請する必要があると思われる項目等を設定している³⁰。

なお、合併・分割・事業譲渡等の組織形態の変更等によっても、申請した情報に変更が生じる場合があるが、この場合における共通の申請種別や特別の申請項目等については、後述する（6）において整理している。

（3）再審査申請の共通化

地方公共団体の入札参加資格の再審査申請に係る具体の申請事由及び申請項目等については、以下のとおり共通化することが考えられる。

再審査申請の共通化の方法

再審査申請に係る具体の申請事由や申請項目等は、以下のとおり共通化することとする。

i 具体の申請事由

- ・ 既に資格を得ている業種について、資格の有効期間中に等級の再審査を希望する又は変更申請に付随して新たに等級の再審査が必要となる場合であって、かつ、資格を有する地方公共団体が資格の有効期間中の等級の再審査を認めている場合

ii 申請項目等

以下の a 及び b の再審査申請項目等を定めて、地方公共団体が a に加えて b の再審査申請項目等を任意に選択して設け、さらに、必要に応じて c の再審査申請項目等を設けることができるようにする。

- a 共通再審査申請項目等（全地方公共団体共通の再審査申請項目及び必要書類）
- b 選択再審査申請項目等（再審査申請に際して求めるか否かを地方公共団体が任意に選択することのできる共通の再審査申請項目及び必要書類）
- c 独自再審査申請項目等（地方公共団体独自の再審査申請項目及び必要書類）

³⁰ 申請を共通システムで受け付ける場合には、事業者に対して当該申請項目等の入力を求めることなく、当該システム等で保有している事業者情報を入力フォーム上に自動表示（プレプリント）することも考えられる。なお、新規申請以外の申請種別についても同様である。

iii 申請項目等の設定方法

	申請項目等の内容	例
a 共通再審査申請項目等	申請者を特定するための申請項目及び必要書類	申請日、法人番号、本社住所、商号又は名称、代表者氏名、申請に係る委任状（行政書士への申請の委任）
b 選択再審査申請項目等	申請した再審査申請項目の変更内容*	経営事項審査情報、技術者情報
	変更内容に応じた選択必要書類*	総合評定値通知書の写し

※ 各地方公共団体が任意で設定する申請項目及び必要書類

（具体の申請事由）

4（2）のとおり、再審査申請は、一定の地方公共団体で資格の有効期間中に等級の再審査を受け付けていることから、これに対応するため新たに設けた種別である。再審査申請は、単に再審査申請項目のみに変更があり、等級の再審査を希望する場合のほか、変更申請項目に変更があり、それに伴って等級変動が生じる見込みがあるため、合わせて再審査を希望する場合が考えられる。その際は、変更申請により事業者情報等の変更を行った後に、再審査申請により等級変更の申請を行うこととなる。

なお、選択申請項目等は変更申請、再審査申請、後述する業種追加申請のいずれの申請でも設定することができるため、目的に応じて、同じ項目等を複数の申請種別で設定することも可能となる。ただし、

- ・ 変更申請は、資格の内容を維持したまま、登録情報の変更を行うための手続
- ・ 再審査申請は、既に資格を得ている業種の等級について改めて審査を行うための手続
- ・ 業種追加申請は、新たな業種について資格を付与するための手続

というように、それぞれの申請の目的や審査内容が異なることから、これらの項目等が併存することによる問題は生じないと考えられる。

なお、現に再審査申請を行っていない地方公共団体においては、再審査申請を新たに受け付けることにより事務の増加が見込まれることから、再審査申請の受付は地方公共団体の任意とする。

また、区域内事業者のみ申請を受け付ける等の条件付きで再審査申請を受け付けている地方公共団体も一定数存在し、そのような地方公共団体からは、共通化により再審査申請の対応が難しくなるとの意見があった。これに対応する方法として、共通システム上で各団体の条件に応じて個別に制御機能を設定することも考えられるが、システムの複雑化や費用対効果等の課題があり現時点においては現実的で

はないと考えられる。一方で、運用上このような条件付きでの再審査申請の取扱いを行うこと自体は、共通化後も否定されるものではない。具体的には、再審査申請の要件を事業者にあらかじめ周知した上で、事業者から要件を満たさない申請があった場合は却下するといった運用で対応することが考えられる。

(申請項目等及びその設定方法)

再審査申請は、改めて審査・格付けを行うことによる等級変更を目的とした申請であるため、適正性審査・格付け情報に当たる選択・申請項目等を中心に設定することとする。

新規申請又は更新申請で事業者が登録した情報のうち、共通申請項目等については、事業者特定情報から構成されており、等級変動に影響を及ぼさないと考えられる。このことから、再審査申請の共通申請項目等は、申請者を特定するための申請項目及び必要書類のみを設定することとする。

一方で、新規申請又は更新申請で事業者が登録した情報のうち、適正性審査・格付け情報に該当する選択申請項目等及び独自申請項目等については、再審査に必要な項目であると考えられるが、審査基準やこれに基づく格付けへの利用状況が地方公共団体ごとに異なっていることから、地方公共団体が当該申請項目の再審査申請を求める場合に限り、これらの申請項目等を選択再審査申請項目等として設定することとする。

この設定方法の考え方にに基づき、共通・選択再審査申請項目及び共通・選択再審査必要書類を別紙8のとおり設定した。

(4) 業種追加申請の共通化

地方公共団体の入札参加資格の業種追加申請に係る具体の申請事由及び申請項目等については、以下のとおり共通化することが考えられる。

業種追加申請の共通化の方法

業種追加申請に係る具体の申請事由や申請項目等は、以下のとおり共通化することとする。

- i 具体の申請事由
 - ・ 資格の有効期間中に新たに業種の追加を希望する場合であって、かつ、資格を有する地方公共団体が資格の有効期間中の業種の追加を認めている場合
- ii 申請項目等
 - 以下の a 及び b の業種追加申請項目等を定めて、地方公共団体が a に加えて b の業種追加申請項目等を任意に選択して設け、さらに、必要に応じて c の変更申

請項目等を設けることができるようにする。

- a 共通業種追加申請項目等（全地方公共団体共通の業種追加申請項目及び必要書類）
- b 選択業種追加申請項目等（業種追加申請に際して求めるか否かを地方公共団体が任意に選択することのできる共通の業種追加申請項目及び必要書類）
- c 独自業種追加申請項目等（地方公共団体独自の業種追加申請項目及び必要書類）

iii 申請項目等の設定方法

	申請項目等の内容	例
a 共通業種追加申請項目等	申請者を特定するための申請項目及び必要書類	申請日、法人番号、本社住所、商号又は名称、代表者氏名、申請に係る委任状（行政書士への申請の委任）
	業種の追加に関する申請項目及び必要書類	希望する業種、建設業許可通知書
b 選択業種追加申請項目等	業種の追加に関する申請項目及び必要書類※	経営事項審査情報、技術者情報
	変更内容に応じた必要書類※	総合評定値通知書の写し

※ 各地方公共団体が任意で設定する申請項目及び必要書類

（申請事由）

4（2）のとおり、業種追加申請は、格付けの有無に関わらず、資格の有効期間中に新たに業種の追加を希望する場合に行う申請種別である。再審査申請を新たに設けたことにより、格付けの有無によって業種追加の申請先が変更申請と再審査申請に分かれる可能性が生じたため、これを一本化する目的で新たに設けたものである。また、事業者にとっても申請種別ごとの趣旨が明確になるため、合理的であると考えられる。再審査申請同様、当該申請種別を設けるか否かは地方公共団体の任意である。

再審査申請同様に、区域内事業者のみ申請を受け付ける等の条件を設けて業種追加申請にあたる申請を行っている地方公共団体も存在するが、運用上このような条件付きでの業種追加申請の取扱い自体は、共通化後も否定されるものではない。具体的には、再審査申請の要件を事業者にあらかじめ周知した上で、事業者から要件を満たさない申請があった場合は却下するといった運用で対応することが考えられる。

(申請項目等及びその設定方法)

業種追加申請の申請項目等は、追加する業種の種類や当該業種に応じた許可等に係る書類といった業種の追加に関する情報が必要と考えられることから、共通業種追加申請項目等として、これらの申請項目及び必要書類を設定する。また、他の申請種別と同様、申請者を特定するための申請項目及び必要書類も設定する。

これに加えて、格付けを行っている業種については、当該格付けを行うための審査に必要な情報やその後の指名競争入札等の発注に必要な情報を求める必要があると考えられることから、新規申請又は更新申請で事業者が登録した情報のうち、適正性審査・格付情報に該当する選択申請項目等及び独自申請項目等について、地方公共団体が業種の追加に伴い、当該申請項目の情報を求める場合に限り、選択業種追加申請項目等及び独自業種追加申請項目等として設定する。

この設定方法の考え方に基づき、共通・選択業種追加申請項目及び共通・選択業種追加必要書類を別紙9のとおり設定した。

(5) 取消届の共通化

地方公共団体の入札参加資格の取消届に係る具体の届出事由及び届出項目等（届出項目及び必要書類のことをいう。以下同じ。）については、以下のとおり共通化することが考えられる。

取消届の共通化の方法

取消届に係る具体の届出事由や届出項目等は、以下のとおり共通化することとする。

i 具体の届出事由

- ・ 合併・分割等の事由で、有資格者であった事業者が消滅会社となる場合
- ・ 事業者が廃業した場合
- ・ 資格が必要なくなった場合（事業の縮小等）

ii 届出項目等

以下の共通取消届出項目等（全地方公共団体共通の取消届出項目及び必要書類）を定めることとする。

- ・ 届出者を特定するための届出項目及び必要書類
- ・ 取消の内容に関する項目

iii 申請項目等の設定方法

	申請項目等の内容	例
a 共通取消 届出項目等	届出者を特定するための 届出項目及び必要書類	届出日、法人番号、商号又は名称、 申請に係る委任状（行政書士への 申請の委任）
	取消の内容に関する項目	取消事由、取消年月日

（具体の届出事由）

取消の届出事由については、物品・役務等と差異を生じさせておく特段の必要があると認められないことから、具体の届出事由及び届出項目等の基本的な考え方は、第1次報告書32頁と同様とする。

なお、具体の取消事由として「業種の一部を取り消す場合」を追加すべきとの意見があった。しかしながら、当該事由による申請は、事業者の入札参加資格そのものを消滅させるのではなく、資格の内容の一部を変更するものであり、資格の取消を前提とする取消届とは性質が異なると考えられることから、取消届ではなく、変更申請の対象として整理することとする。

（届出項目等及びその設定方法）

取消届は、事業者の届出に基づき当該事業者の資格を取り消すものであって、その他の申請種別のように地方公共団体ごとに異なる審査基準に基づき審査や格付けを行うものではなく、共通取消届出項目等とは別に、独自の届出項目等を設ける特段の必要は認められない。このことから、第1次報告書と同様に、共通取消届出項目等のみを設定し、地方公共団体が独自の届出項目等を設けることができるものとはしていない。

また、地方公共団体には、廃業したことが分かる必要書類（登記事項証明書や廃業届の写し等）の提出を求めている団体もあるが、取消届の上記性質を踏まえると、地方公共団体が、その届出に係る根拠資料の確認まで行う必要は必ずしもないものと考えられることから、当該資料は必要書類として設定していない。

なお、廃業の確認ではなく、第三者による不正な届出を防止する観点から当該資料を求めるべきとの意見もあったが、この点については、共通システムのログイン認証等により、一定の安全性は確保されるものと考えられる。

この設定方法の考え方にに基づき、共通取消届出項目及び共通取消届出必要書類を別紙10のとおり設定した。

（6）合併・分割・事業譲渡等の組織形態の変更等に伴う申請の共通化

事業者には合併・分割・事業譲渡等の組織形態の変更等があった場合における地方

公共団体の入札参加資格審査の申請種別や申請事由、当該変更等に伴う申請に係る申請項目等については、以下のとおり共通化することが考えられる。

合併・分割・事業譲渡等の組織形態の変更等に伴う申請の共通化の方法

合併・分割・事業譲渡等の組織形態の変更等に伴う申請に係る申請種別や申請事由、申請項目等は、以下のとおり共通化することとする。

i 申請種別

- ・ 新規申請 組織形態の変更等により新設された事業者又は当該変更等の時点で無資格の事業者が新たに資格を取得しようとする場合
- ・ 変更申請 組織形態の変更等の前から資格を有しており、かつ、当該変更等の後も存続する事業者が、引き続き資格を取得しようとする場合
- ・ 再審査申請 組織形態の変更等の前から資格を有しており、かつ、当該変更等の後も存続する事業者が等級の再審査を希望する場合であって、地方公共団体が資格の有効期間中の等級の再審査を認めている場合
- ・ 業種追加申請 組織形態の変更等の前から資格を有しており、かつ、当該変更等の後も存続する事業者が業種の追加を希望する場合であって、地方公共団体が資格の有効期間中の業種の追加を認めている場合

ii 申請事由

- ・ 合併（新設合併・吸収合併）
- ・ 分割（新設分割・吸収分割）
- ・ 事業譲渡
- ・ 個人事業主の法人化（法人成り）
- ・ 法人の個人事業主化（個人成り）
- ・ その他法人格の変動（組合の株式会社化、公益社団法人の組合化等）

iii 申請項目等

合併・分割・事業譲渡等の組織形態の変更等に伴う新規申請、変更申請、業種追加申請又は再審査申請については、当該新規申請等に係る申請項目等*のほか、a 及び b の申請項目等を定めて、地方公共団体が a に加えて b の申請項目等を任意に選択して設けることができるようにする。

- a 共通合併等申請項目等（全地方公共団体共通の合併・分割・事業譲渡等の組織形態の変更等に係る申請項目及び必要書類）
- b 選択合併等申請項目等（申請を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択す

ることのできる共通の申請項目及び必要書類)

※ 新規申請又は変更申請の必要書類のうち、財務諸表については、組織形態の変更等後、当該変更等後の組織等の決算がある場合は当該決算に係るもの。当該変更等後の組織等の決算がない場合は、当該変更等前の関係事業者の決算（申請時直前のもの）に係るもの。

iv 申請項目等の設定方法

	申請項目等の内容	例
a 共通合併等申請項目等	組織形態の変更等の内容に係る申請項目及び必要書類	組織形態の変更等の種類、組織形態の変更等前後の事業者の構成等、組織形態の変更等に係る契約書の写し
b 選択合併等申請項目等	適正性審査・格付情報に係るものであって、新規申請又は変更申請の申請項目等に含まれていない申請項目及び必要書類※	合併時自己資本額明細

※ 各地方公共団体が任意で設定する申請項目及び必要書類

(申請種別)

4 (2) のとおり、共通の申請種別を設定することに伴い、これに合わせて、組織形態の変更等に伴う申請に係る共通の申請種別を設定した。

再審査申請及び業種追加申請を新たに設けたことにより、合併等の組織形態の変更等に伴う申請種別についても、当該申請を設けることとする。なお、合併等の組織形態の変更等に伴う再審査申請及び業種追加申請の受付は、各地方公共団体の任意である。

また、第1次報告書においては、組織形態の変更等に伴う申請種別として取消届も設定していたが、消滅会社の申請の目的は資格を取り消すことであり、通常取消届により対応する方が事業者にとって分かりやすいと考えられることから、合併等の組織形態の変更等に伴う申請種別からは取消届を削除する³¹。これにより、組織形態の変更等に伴う申請は、主として存続会社や承継会社が資格を取得又は継続をするために行う申請種別となる。

³¹ 共通取消届出項目の届出事由の選択肢に「申請者の合併・分社等の事由で、有資格者であった申請者が消滅会社となった場合」を設定しており、共通システムの構築に際しては、取消届の提出があった消滅会社と、その資格を承継する存続会社又は承継会社等の情報を紐づけるような仕組みとすることを想定している。

(申請事由)

申請を必要とする組織形態の変更等の事由自体は、国や地方公共団体ごとに差異を生じさせておく特段の必要があるとは認められないことから、第1次報告書においては、国と同様の事由を設定した。建設工事等の検討においても、これと差異を生じさせる特段の必要性が認められないことから、第1次報告書と同様の事由を設定することとする。

もっとも、例えば、「合併」には、新設合併や吸収合併等の種類があり、また、組織形態の変更等に係る関係事業者の資格の取得状況も様々であるなど、組織形態の変更等の態様は個別具体の事案ごとに多様となっている。

このため、組織形態の変更等があった関係事業者は、それぞれの状況に応じて、iの各申請種別の意義に基づき、新規申請、変更申請、再審査申請又は業種追加申請の方法により申請することとなる。

(申請項目等及びその設定方法)

上記のとおり、申請事由の考え方について第1次報告書のとおりとしたことから、申請項目等及びその設定方法についても、第1次報告書のとおりとする。

基本的な考え方は、組織形態の変更等の内容に関する項目を共通合併等申請項目等として設定し、事業者特定情報については、新規申請、変更申請、再審査申請及び業種追加申請の共通申請項目等に既に含まれているため、共通合併等申請項目等としては重複して設定していない。

また、組織形態の変更自体は適正性審査・格付けに直接影響するものではなく、地方公共団体によって差異を設ける必要性も認められないことから、共通・選択合併等申請項目等とは別に、独自項目を設けることができるものとはしていない。

この設定方法の考え方にに基づき、共通合併等申請項目及び共通合併等必要書類並びに選択合併等申請項目を別紙11のとおり設定した。

6. 申請受付方式の共通化

(1) 申請受付の状況と物品・役務等の検討結果

入札参加資格の有効期間、申請受付方式、受付期間等については、各地方公共団体において、申請件数や審査担当職員数、審査体制、担当部署の繁忙期を踏まえた事務の平準化の必要性、入札参加資格審査申請システムの整備状況等の各地方公共団体の事務の実情や、十分な申請期間や有効期間の確保等による地域の中小事業者の事務負担の軽減等、地域の実情を考慮して定めていることから、地方公共団体ごとに異なっている。

しかし、こうした差異は、契約の適正な履行の確保とは直接関係がなく、入札参加資格審査申請を全国的に受け付けられるようにするためには、申請受付の運用の

共通化が必要である³²。

入札参加資格審査申請の申請受付方式については、地方自治法や地方自治法施行令に特段の定めがないため、物品・役務等の検討においては、国の「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年3月29日）等を参考に、以下を共通化の対象とし、共通の運用を設定した。

- ① 資格の有効期間
- ② 申請の受付方式（定期申請・随時申請・追加申請）
- ③ 定期申請により資格が付与される期間・定期申請の受付期間
- ④ 随時申請により資格が付与される期間・随時申請の受付期間
- ⑤ 追加申請により資格が付与される期間・追加申請の受付回数及び受付期間
- ⑥ 申請に使用する言語
- ⑦ 金額欄の記載方法

なお、現在の申請の受付・審査体制を前提として、各地方公共団体の申請受付の運用を変更し、全国的に共通化を図ることは困難であるため、後述する共通システムの導入等を通じて、申請の受付・審査に係る事務処理が効率化される必要があり、共通の申請受付の運用については、当該システムの導入に合わせて導入されることが想定された。また、現在、多数の市区町村が物品・役務等と建設工事等の申請を同一部署で同一時期に受け付けていることを踏まえ、共通の申請受付方式を導入するに当たっては、共通システム導入後の物品・役務等と建設工事等の一括申請・審査の可否を含め、両者の申請受付の関係を十分に整理する必要があると指摘された。

（2）検討の経緯

本検討会では、物品・役務等の検討における指摘を踏まえ、地方公共団体における建設工事等の申請受付方式の設定の実態³³及び物品・役務等の共通の申請方法を基に、建設工事等の共通の申請受付方式のたたき台を作成し、令和7年8月に、地方公共団体に対してこれらの申請受付の運用に係る意見照会を行った³⁴。

この照会において、地方公共団体から提出された意見（4,270件以上）について、個別に分析するとともに、共通の申請受付方式の設定に係る考え方の整理を行い、

³² 「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会報告書（令和5年12月 新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会）」においては、申請受付の運用については、地方公共団体の事務の実情や事業者の事務負担等を考慮したものとなるよう留意しつつ、共通化を進める必要があると提言されている。

³³ 「建設工事等の入札参加資格審査申請手続に関する実態調査について（依頼）」（令和7年5月8日付け総行第204号 総務省自治行政局行政課長）

³⁴ 「建設工事等の入札参加資格審査申請に係る共通の申請方法のたたき台に関する意見照会について（依頼）」（令和7年8月29日総行第422号 総務省自治行政局行政課長通知）

この度、以下のとおり、共通の申請受付方式について結論を得たものである。

(3) 共通化する申請受付方式

申請受付方式の共通化の対象については、物品・役務等と建設工事等で差異を設ける必要性が認められないため、建設工事等についても(1)で示した物品・役務等と同様の事項を共通化の対象とし、検討を行った。

ただし、第1次報告書においては、それぞれの申請受付方式について「定期申請」、「随時申請」、「追加申請」と表記したが、変更申請等の申請種別の名称との混同を避けるため、本報告書においては「定期受付」、「随時受付」、「追加受付」と表記を改めることとする。これにより、物品・役務等の申請受付方式についても、今後は定期受付、随時受付、追加受付の表記を用いることとする。

なお、建設工事及び測量・建設コンサルタント等の申請受付について、両資格を同じ運用としている団体は、都道府県21団体(44.7%)、市区町村1,443団体(83.7%)となっている。市区町村においては、同一部署で同一時期に申請を受け付けている地方公共団体が多いことから、両資格を同じ運用としている割合が高くなっているものと考えられる。

これを踏まえ、建設工事及び測量・建設コンサルタント等の申請受付方式については、同一の運用として共通化することとし、検討を行った³⁵。

(4) 共通の申請受付方式の設定

① 資格の有効期間

(物品・役務等の資格の有効期間)

第1次報告書においては、以下の理由から、物品・役務等の有効期間を3年と設定した。

- ・ 入札参加資格審査申請が、契約の適正な履行を確保することを目的として行うものであることを踏まえ、資格の有効期間は、当該目的を達成するに当たって十分な期間を設定することが適当である(当該目的外の理由により当該期間を短くすることは必ずしも適当ではない)と考えられること
- ・ このことを前提として、これまで、物品・役務等の資格の有効期間を2年から3年に変更してきた地方公共団体があり、また、現時点において変更を検討している地方公共団体があること

³⁵ 都道府県においては、両資格の申請受付の運用が異なる地方公共団体の方が多いが、これらの地方公共団体は、審査事務の平準化を図る観点から、定期受付等の時期をずらして運用している場合が多い。当該地方公共団体にとっては、両資格の申請受付を同一の運用とする場合に審査事務の集中が懸念されるが、共通システムの導入や共通の審査体制の整備を通じて、申請の受付・審査に係る事務処理を効率化することで、業務の集中が生じないよう配慮していくことが考えられる。

- ・ 国においては物品・役務等の資格の有効期間を3年としていること

(建設工事等と物品・役務等の資格の有効期間の関係)

地方公共団体の資格の有効期間の設定状況は、都道府県では、国と同様に物品・役務等の有効期間を3年、建設工事等の有効期間を2年としている団体が25団体(53.2%)と最も多くなっている。一方、市区町村では、物品役務等と建設工事等の有効期間をどちらも2年としている団体が1,217団体(79.0%)と最も多くなっている。

建設工事等の資格の有効期間のみに着目すると、都道府県、市区町村ともに2年と設定している団体が多数となっているが、これは2(3)のとおり、経営事項審査の有効期間が審査基準日から1年7か月であることを踏まえ、事業者の最新の経営状況を適切に把握するためであると考えられる。

また、両資格区分の関係に着目すると、市区町村においては、両資格の有効期間を統一して運用する割合が高いと考えられる。

このため、建設工事等の資格の有効期間の共通化に当たっては、第1次報告書で示した有効期間との整合性のみを理由に3年とすることや、両資格区分の関係を考慮せずに建設工事の資格の有効期間を2年とすることは適当ではないと考えられる。

これらの状況を踏まえ、資格の有効期間について以下の3つの案を示し、最も適切と考えられる有効期間とその理由について、全ての地方公共団体に意見照会を行った。なお、本照会にあたっては、共通システムにおいて一括して事業者の申請を受け付け、当該システム又は当該システムを運営する主体が一括して共通・選択申請項目等の審査を行い、各地方公共団体は独自申請項目等の審査及び格付けのみを行うもの(以下「共同受付・審査体制」という。)と仮定した³⁶。

α 物品・役務等の資格の有効期間は3年、建設工事等の資格の有効期間は2年

β 物品・役務等及び建設工事等ともに、資格の有効期間は3年

γ 物品・役務等及び建設工事等ともに、資格の有効期間は2年

意見照会の結果、都道府県においては、αが31団体(66.7%)と最も多く、次いで、γが12団体(24.4%)となっており、建設工事等の有効期間を2年とする案を選択した団体が約9割を占めている。

一方で、市区町村においては、γが1,023団体(61.3%)と最も多く、次いで、

³⁶ 「建設工事等の入札参加資格審査申請に係る共通の申請方法のたたき台に関する意見照会について(依頼)」(令和7年8月29日総行第422号 総務省自治行政局行政課長通知)
なお、仮定は、共通化後の最適な運用を検討するためのものであり、将来の運用を確定的に示すものではない。

βが377団体(22.6%)となっており、両資格の有効期間を統一する案を選択した団体が8割以上となっている。

この結果は、都道府県及び市区町村の現在の有効期間の傾向とも一致しており、それぞれの案についての意見は以下のとおりであった。

α(物品・役務等3年、建設工事等2年)の場合、

- ・ 資格区分で有効期間が異なることにより、複数の資格区分に申請する事業者にとっては一括申請を行うことができなくなり、地方公共団体にとっては一括審査を行うことが出来なくなるため、申請・審査にかかる事務負担が大きくなるおそれがある

β(物品・役務等3年、建設工事等3年)の場合、

- ・ 資格区分の有効期間が同一であるため、複数の資格区分に申請する事業者及び地方公共団体の一括申請・一括審査が可能となる
- ・ 次回の申請・審査までの期間が長いため、現在3年より短い有効期間を設定している地方公共団体にとっては、事業者の格付け機会が減少し、経営状況の適切な把握に支障が生じるおそれがある
- ・ 次回の申請・審査までの期間が長いため、申請・審査の回数が減り、地方公共団体・事業者双方の事務負担が抑えられる

γ(物品・役務等2年、建設工事等2年)の場合、

- ・ 資格区分の有効期間が同一であるため、複数の資格区分に申請する事業者及び地方公共団体の一括申請・一括審査が可能となる
- ・ 次回の申請・審査までの期間が短いため、審査体制の整備がしやすく、かつ、事業者の経営状況も把握しやすい
- ・ 次回の申請・審査までの期間が短いため、現在2年より長い有効期間を設定している地方公共団体やその地方公共団体のみに申請を行う事業者にとっては、申請・審査の回数が増え、事務負担が増加する

資格区分間で有効期間を統一することは、地方公共団体・事業者双方の事務負担の軽減につながると指摘されており、また、共通システムの整備や共同受付・審査体制の構築が進むことにより、こうした有効期間の統一による事務負担の軽減効果は今後さらに拡大することが期待される。

このため、資格の有効期間は統一することが適当であると考えられる。

有効期間を2年で統一する場合と3年で統一する場合の比較

	物品・役務等3年 建設工事等3年	物品・役務等2年 建設工事等2年
① 経営状況把握	有効期間が長く、経営状況の変化を把握しづらくなるおそれ。	最新の経営事項審査の結果を反映しやすく、経営状況の変化を把握しやすい
② 格付	格付の見直し機会が減少し、古い情報を元にした格付けにより発注を行うことになり、適正な履行を損ねるおそれ。	格付の見直し機会が多く、より事業者の現況を反映した格付が可能
③ 地方公共団体の事務負担	審査・格付、それに伴う名簿更新の頻度が減るため、事務負担が軽減。	審査・格付、それに伴う名簿更新の頻度が増えるため、事務負担が増加
④ 事業者の事務負担	申請機会が減り、申請に係る事務負担が軽減。	申請機会が増えるため、申請に係る事務負担が増加

赤字:メリット 青字:デメリット

β（物品・役務等3年、建設工事等3年）の場合、事業者の経営状況を適切に把握しにくいという課題が指摘されている。これについては、個別の入札時や、随時受付・追加受付等で経営状況を確認し補完することも考えられるが、現にこのような取扱いを行っていない地方公共団体においては、個々の入札時や随時受付等の実施に伴う事務負担が増加するため、全地方公共団体でこのような対応をすることは難しいと考えられる。

一方で、γ（物品・役務等2年、建設工事等2年）の場合、申請・審査の回数が増加することによる事務負担増加が指摘されているが、これは共同受付・審査体制の構築や共通システムによる情報連携の実施等により、事務負担の増加を抑制することが可能であると考えられる。

これを踏まえると、一括申請・審査及び経営状況の適切な把握の観点から、「γ物品・役務等及び建設工事等とともに、資格の有効期間は2年」とすることが適当であると考えられる。

これにより、物品・役務等の共通の有効期間は、第1次報告書において3年と設定したが、2年に変更することとする。

このことについて、特に物品・役務等を3年と設定している団体が多い都道府県に再度照会³⁷したところ、25 団体が対応可能であると回答した一方、課題があるとした 22 団体からは、主に以下の懸念が示された。

- ・ 現行の有効期間が3年であるため、有効期間が短くなることにより、審査に係る事務負担や事業者の申請に係る事務負担が増加する懸念がある（22 団体）

³⁷ 令和7年12月11日に実施。

- ・ 共同受付・審査体制や共通システムの具体的内容が示されていないため、現時点では対応可能かを判断できない（11 団体）

これらの懸念を踏まえ、現に有効期間を3年以上としている団体が2年とした場合でも、有効期間の統一による負担軽減と利便性向上が図られる仕組みとなるよう留意しつつ、今後の共同受付・審査体制や共通システムの検討を進めていく必要がある。

なお、共通システムと他の情報システムとの情報連携により、共通システムに常に最新の情報が更新・保持されるような仕組みが実現すれば、地方公共団体は任意のタイミングで最新の情報を取得することが可能となり、資格の有効期間自体が不要となるのではないかとの意見もあった。このような運用が可能となれば、事業者の更新申請が不要となり、地方公共団体・事業者双方の事務負担が大幅に軽減されると考えられる。

しかし、事業者の申請意思を介さず入札参加資格者名簿を更新することとなるため、入札参加意思を失った事業者が資格取消を行わない等により、名簿の正確性が損なわれるおそれがあるほか、情報連携による自動取得ができない申請項目等も一定数残存すると考えられる。また、事業者にとっては、資格付与の仕組みが不透明となり、入札参加等の予見可能性に欠けるおそれがあることや、最新の情報が常時連携・更新されるようなシステム設計とすることによる運用コストの増加の懸念、国においては有効期間を設定していることとの整合性等も考慮する必要がある。

以上を踏まえると、共通システム上で資格者名簿を自動更新する運用は、事務負担の軽減につながる可能性がある一方で、多くの課題があるため、これらの課題が解決されない限りは、有効期間を設定し共通化する必要があると考えられる。

② 申請の受付方式

地方公共団体における入札参加資格審査申請の受付方式は、主に、

- ・ 定期受付（資格の有効期間の開始日前に受付期間を設けて申請を受け付け、資格の有効期間の開始日に一括して資格を付与する方式）
 - ・ 随時受付（受付期間を設けて又は設けずに継続的に随時の申請を受け付け、順次に又は事前に定めた一定の審査期間後に資格を付与する方式）
 - ・ 追加受付（定期受付の受付期間の終了日後に1又は複数の受付期間（3か月未満）を設けて追加的に申請を受け付け、特定の日に一括して資格を付与する方式）
- の3つがあり、定期受付若しくは随時受付のいずれかにより、又は複数の受付方式の併用により申請を受け付けている。

建設工事等の申請受付方式の採用状況をみると、多数の地方公共団体が定期受付を採用しており、定期受付に加えて随時受付又は追加受付を併用している地方公共団体が多くなっている。一方で、市区町村においては、定期受付のみを採用し、随

時受付や追加受付を併用していない団体が一定程度ある。これらの傾向は、物品・役務等の申請受付の状況と同様である。

申請受付方式の採用状況

申請受付方式	建設工事				測量・建設コンサルタント等			
	都道府県		市区町村		都道府県		市区町村	
	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合
定期申請	46	97.9%	1,599	92.7%	47	100%	1,636	95.1%
定期申請のみ	0	0.0%	280	16.2%	0	0.0%	271	15.8%
定期申請＋ 随時申請	19	40.4%	636	36.9%	20	42.6%	672	39.1%
定期申請＋ 追加申請	27	57.4%	689	39.9%	27	57.4%	702	40.8%
随時申請	1	2.1%	126	7.3%	0	0.0%	84	4.9%

(※) 割合は、入札参加資格審査申請を行っている地方公共団体に占める割合。

(出典) 建設工事等の入札参加資格審査申請手続に関する実態調査(令和7年5月総務省調査)

物品・役務等の検討においては、事業者の申請機会を確保する観点から、定期受付のみならず、随時受付又は追加受付を併用できるようにすることが望ましいとされた。一方で、全地方公共団体で随時受付や追加受付を採用することは、現にこれらの申請の受付方式を採用していない地方公共団体において、審査体制の構築が難しい状況にある。このため、共通の申請の受付方式は定期受付としつつ、地方公共団体の判断により、定期受付に加えて任意に随時受付又は追加受付を併用できることとした³⁸。

建設工事等についても、物品・役務等と同様の状況であるため、共通の申請の受付方式は定期受付としつつ、地方公共団体の判断により、定期受付に加えて任意に随時受付又は追加受付を併用できることとする。

③ 定期受付により資格が付与される期間・定期受付の受付期間

i 定期受付により資格が付与される期間

³⁸ 共通化する「随時受付」(定期受付と併用するもの)とは、定期受付の受付期間後の特定の期間に継続的に随時の申請を受け付け、事前に定めた一定の審査期間後に資格を付与する方式のことをいう。また、共通化する「追加受付」(定期受付と併用するもの)については、前述の意義のとおりである。

定期受付により資格が付与される月、すなわち資格の有効期間の開始月については、4月としている地方公共団体が最も多くなっており、都道府県は、建設工事31団体(67.4%)、測量・建設コンサルタント等29団体(61.7%)³⁹、市区町村は、建設工事1,325団体(82.9%)、測量・建設コンサルタント等1,337団体(77.8%)となっている。

このような状況を踏まえ、共通の定期受付により資格が付与される日(資格の有効期間の開始日)は、物品・役務等と同様に4月1日とすることが考えられる。①のとおり、共通の資格の有効期間は2年としていることから、共通の定期受付により資格が付与される期間は、4月1日から2年後の3月31日までとすることが考えられる。

ii 定期受付の受付期間

定期受付の受付期間の開始日や終了日は、地方公共団体において、想定される申請件数や審査担当職員数等を基に、資格の有効期間の開始までに必要な審査期間を確保できるよう設定されている。このため、地方公共団体の事務負担を踏まえて審査期間を十分に確保する必要がある一方、事業者の申請期間についても一定程度確保する必要がある。

申請件数が多く、申請・審査期間を十分に確保する必要があると見込まれる共同受付団体⁴⁰における定期受付の設定状況を確認したところ、受付期間の開始日から終了日までの期間は、最短0.5か月、最長2.5か月となっており、2か月としている団体が最も多くなっている。また、共同受付団体の受付期間の終了日から資格の有効期間の開始日までの期間は、最短1.3か月、最長6.3か月とばらつきがあったため、定期受付を採用している都道府県及び指定都市を含めて確認したところ、「3か月以上4か月未満」と設定している団体が最も多くなっている。

³⁹ 定期受付を行っている都道府県に占める割合。市区町村も同じ。

⁴⁰ 定期受付を採用している共同受付団体のうち、事業者の決算月ごとに申請月を定めている共同受付団体を除く。

共同受付団体の定期受付の受付期間の設定状況

共同受付団体	受付期間の開始日から資格の有効期間の開始日までの期間	受付期間の終了日から資格の有効期間の開始日までの期間(=審査期間)	受付期間
北海道	3か月	1.3か月	1.7か月
茨城県	4.7か月	3.7か月	1か月
栃木県	6か月	5か月	1か月
群馬県	4か月	3.3か月	0.7か月
埼玉県	7か月	4.5か月	2.5か月
千葉県	6.5か月	4.5か月	2か月
神奈川県	6か月	4か月	2か月
長野県	5か月	3か月	2か月
岐阜県	5か月	3か月	2か月
愛知県	3か月	1.5か月	1.5か月
三重県	5か月	4か月	1か月
鳥取県	4か月	2か月	2か月
島根県	5か月	2.5か月	2.5か月
広島県	7か月	6.3か月	0.7か月
徳島県	3.8か月	3.3か月	0.5か月
高知県	4か月	3か月	1か月

(出典) 建設工事等の入札参加資格審査申請手続に関する実態調査(令和7年5月総務省調査)

この結果を踏まえ、共通の受付期間の案を、資格の有効期間の開始日の6か月前から4か月前までとした。iのとおり、共通の資格の有効期間の開始日は4月1日としていることから、具体の受付期間は「定期受付により資格が付与される日の直前の10月1日から11月30日まで」となり、これは昨年度検討した物品・役務等と同一の受付期間となる。

この定期受付の受付期間の案について意見照会⁴¹を行った結果、最新の経営状況を把握するために受付期間を後ろ倒しすべきという意見があった一方、審査期間を十分に確保するために受付期間を前倒しすべきという意見もあった。

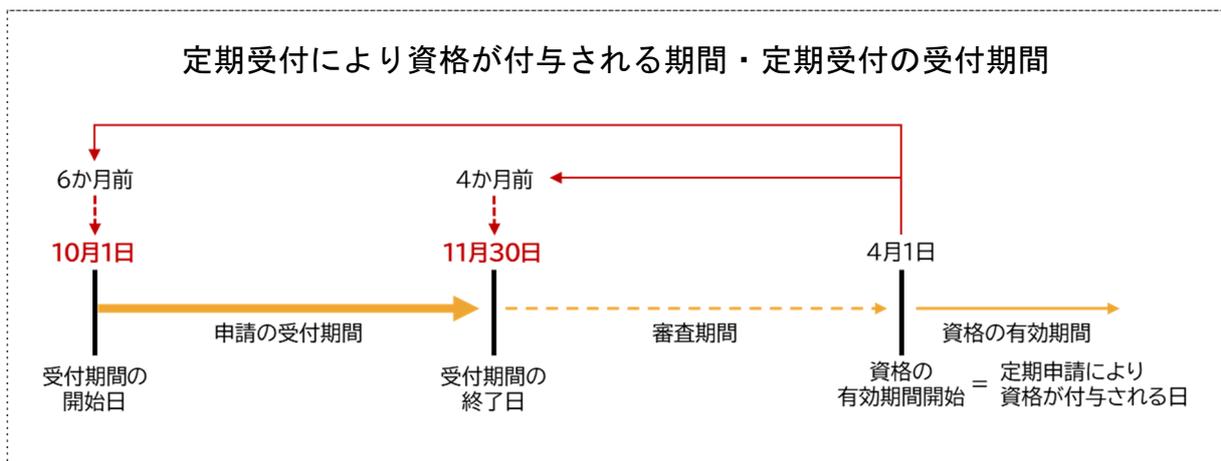
受付期間を後ろ倒しした場合、現に審査期間の確保を課題とする意見がある中で、十分な審査期間の確保がより困難になると考えられる。また、最新の経営状況の把握は、①のとおり、共通の資格の有効期間を2年としたことにより一定程度担保されるものと考えられる。

一方で、十分な審査期間の確保のために受付期間を前倒しする場合、実際の審査

⁴¹ 「建設工事等の入札参加資格審査申請に係る共通の申請方法のたたき台に関する意見照会について(依頼)」(令和7年8月29日総行第422号 総務省自治行政局行政課長通知)

件数や審査事務から適切な受付期間を見積もる必要があるが、入札参加資格審査申請手続の共通化により、事業者から各地方公共団体への申請件数の増加が見込まれることや、申請を受け付ける共同受付・審査体制の詳細が未定であることから、現時点で審査に必要な期間を見積もって受付期間の妥当性を判断することは難しい。

したがって、定期受付の受付期間については、資格の有効期間の開始日の6か月前から4か月前まで（受付期間2か月、審査期間4か月）とすることとし、共同受付・審査体制に係る検討に合わせて、受付期間の妥当性について、再度検討することとする。



④ 随時受付により資格が付与される期間・随時受付の受付期間

i 随時受付により資格が付与される期間

定期受付に加えて随時受付を受け付ける場合、随時受付により資格が付与される期間は、一般に、資格が付与された日（入札参加資格者名簿登載日等）から当該日の属する資格の有効期間の終了日までとされている。

一方で、この資格が付与される日の設定状況については、随時受付により申請を受け付けてから資格が付与されるまでの期間（以下「随時受付の審査期間」という。）が、地方公共団体ごとに異なっていることに伴い、様々となっている。

③ ii の定期受付の受付期間と同様に、随時受付の審査期間についても、申請件数の多い地方公共団体において十分な期間を確保できるものとなるよう設定する必要がある。このため、当該審査期間に応じて定められる共通の資格が付与される日についても、共同受付団体、都道府県及び指定都市における設定状況、物品・役務等の共通の審査期間の設定状況を踏まえ、全国的に採用可能なものとする観点から検討を行った。

定期受付と随時受付を併用している共同受付団体、都道府県及び指定都市（25団体）の審査期間の設定状況を確認すると、最短の審査期間を1か月程度、最長の審査期間を1.5か月～2か月程度としている団体が多くなっている。また、共同受付

団体の随時受付の審査期間のうち最長の期間は、「毎月15日締め、翌々月1日に資格付与（審査期間は最低1.5か月、最長2.5か月）」となっている⁴²。

共同受付団体の随時受付の審査期間等の設定状況

共同受付団体	資格の有効期間	随時申請の受付期間	随時申請により資格が付与される時	随時申請の受付期間の開始日の設定状況	随時申請の受付期間の終了日の設定状況
北海道	R7.3.10 R9.3.31	R7.2.25 R8.12.28	毎月10日締め 翌月1日	定期申請に係る資格の有効期間の開始日前	次期資格に係る定期申請の受付開始後
栃木県	R7.4.1 R9.3.31	R7.4.1 R8.9.15	下記※1のとおり	定期申請に係る資格の有効期間の開始日と同日	次期資格に係る定期申請の受付開始日前
群馬県	R6.4.1 R8.3.31	R6.4.1 R7.9.15	毎月15日締め 翌月1日	定期申請に係る資格の有効期間の開始日と同日	次期資格に係る定期申請の受付開始日前
千葉県	R6.4.1 R8.3.31	R6.4.16 R7.11.17	毎月15日締め 翌々月1日	資格の有効期間の開始日後の随時申請の締め日後の最初の営業日	次期資格に係る定期申請の受付開始後
神奈川県	R7.4.1 R9.3.31	R7.4.1 R9.2.1	毎月1日締め 翌月1日	定期申請に係る資格の有効期間の開始日と同日	次期資格に係る定期申請の受付開始後
愛知県	R6.4.1 R8.3.31	R6.4.1 R8.1.30	申請日の属する月の翌々月の最初の開庁日	定期申請に係る資格の有効期間の開始日と同日	次期資格に係る定期申請の受付開始後
三重県	R4.6.1 R8.5.31	R4.4.1 R8.1.5	下記※2のとおり	定期申請に係る資格の有効期間の開始日前	次期資格に係る定期申請の受付開始日と同日
広島県	R7.6.1 R9.5.31	R7.4.1 R8.9.15	毎月15日締め 翌々月1日	定期申請に係る資格の有効期間の開始日前	次期資格に係る定期申請の受付開始日までに資格が付与される随時申請の受付の締め日

※1 R7.6.1(R7.4.1～R7.4.15受付分)、R7.8.1(R7.4.16～R7.6.15受付分)、R7.11.1(R7.6.16～R7.9.15受付分)、R8.2.1(R7.9.16～R7.12.15受付分)、R8.5.1(R7.12.16～R8.3.15受付分)、R8.8.1(R8.3.16～R8.6.15受付分)、R8.11.1(R8.6.16～R8.9.15受付分)に資格付与

※2 8月1日(4月～6月審査完了分)、11月1日(7月～9月審査完了分)、2月1日(10月～12月審査完了分)、5月1日(1月～3月審査完了分)に資格付与

(出典) 建設工事等の入札参加資格審査申請手続に関する実態調査(令和7年5月総務省調査)

「毎月15日締め、翌々月1日に資格付与」とする場合、物品・役務等の随時受付の審査期間と同じ設定となるため、事業者にとっては分かりやすい設定となると考えられる。

⁴² 栃木県・三重県は、特定の日（四半期に1回程度）に一括して資格を付与しており、毎月資格付与を行う他の団体と比べて資格付与日が少なく、審査期間が著しく長くなっていることから、検討の対象からは除くこととする。

しかし、物品・役務等に比べ建設工事等は格付け・審査に時間を要するため、毎月資格を付与する取扱いは事務負担が大きいとの意見があった。

これを踏まえると、資格の付与日については、事業者の分かりやすさに配慮しつつ、地方公共団体の審査事務への影響が少なくなるよう、より柔軟な設定ができるようにする必要がある。

具体的には、締め日を15日と統一した上で、審査期間を1.5か月以上確保し、かつ、随時受付の受付期間のうち複数月分をまとめて数か月に1回資格付与するような運用が考えられる。

また、事業者にとっては、速やかに資格付与することが望ましいこと、意見照会においても資格が付与される日を早くすべきとの意見もあったことから、随時受付の審査期間を短縮することのできる地方公共団体においては、資格を付与する日を早めることができるようにする。

ii 随時受付の受付期間

定期受付と併用する随時受付は、定期受付の申請受付期間後の特定の期間に継続的に随時の申請を受け付ける方式であり、地方公共団体においては、随時受付の受付期間中は、常に申請を受け付け、審査し、事業者に対して資格を付与することができるようにしておかなければならない。このため、随時受付の申請受付期間については、各地方公共団体において、申請件数や審査担当職員数、定期受付の申請受付期間等を踏まえ、申請の受付・審査等を支障なく行うことのできる期間となるよう設定している。

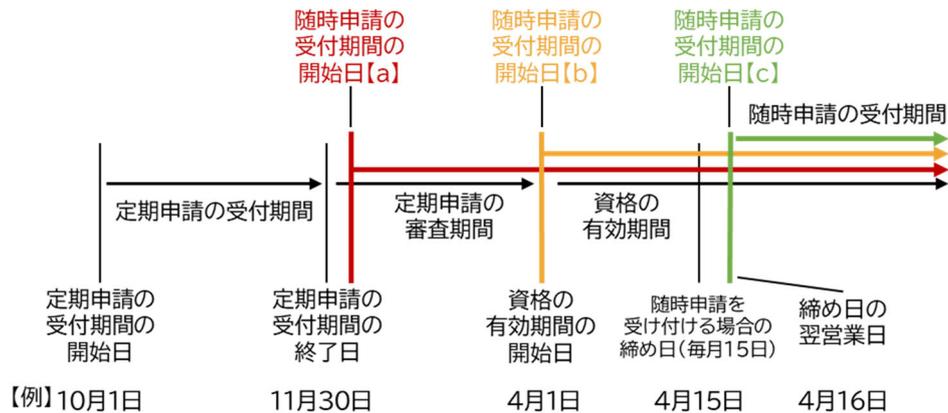
したがって、共通の随時受付の受付期間については、当該期間を短く設定している地方公共団体においても採用可能なものとなるよう考慮して設定する必要がある。物品・役務等の検討と同様に、この考え方を踏まえつつ、共同受付団体の設定状況を踏まえて設定することとした。

(随時受付の受付期間の開始日)

共同受付団体における随時受付の受付期間の開始日の設定方法は、以下の3つに分類される。

- a 定期受付に係る資格の有効期間の開始日前の日
- b 定期受付に係る資格の有効期間の開始日と同日
- c 定期受付に係る資格の有効期間の開始日後の、随時受付を受け付ける場合の締め日後の最初の営業日

共同受付団体における随時受付開始日の設定状況（イメージ）



受付期間を短く設定している地方公共団体においても採用可能なものとする観点からは、最も遅い開始日となる「c 定期受付に係る資格の有効期間の開始日後の、随時受付を受け付ける場合の締め日後の営業日」とすることが考えられる。

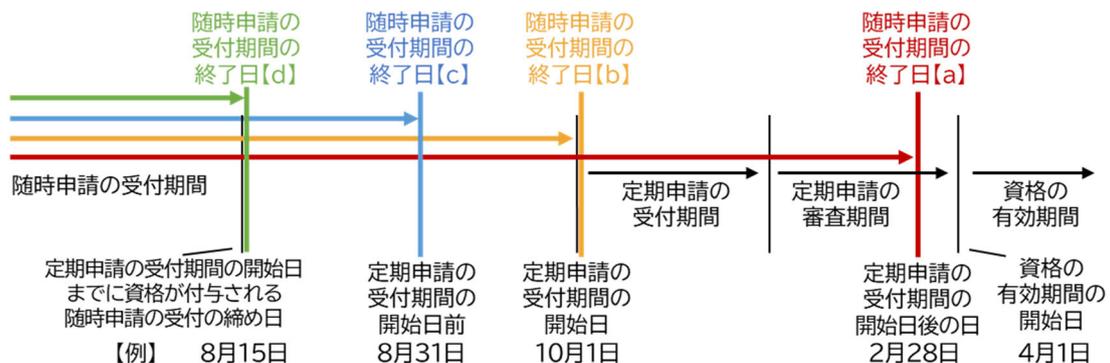
③ i のとおり、定期受付に係る共通の資格の有効期間の開始日は4月1日、④ i のとおり、随時受付を受け付ける場合の共通の締め日は15日としていることから、具体の受付期間の開始日は、4月16日（閉庁日である場合は翌営業日）となる。

(随時受付の受付期間の終了日)

随時受付の受付期間の終了日について、共同受付団体の設定方法は、以下の4つに分類される。

- a 次期資格に係る定期受付の受付期間の開始日後の日
- b 次期資格に係る定期受付の受付期間の開始日と同日
- c 次期資格に係る定期受付の受付期間の開始日前の日
- d 次期資格に係る定期受付の受付期間の開始日までに資格が付与される随時受付の締め日

共同受付団体における随時受付終了日の設定状況（イメージ）



随時受付の受付期間の開始日と同様に、当該期間を短く設定している地方公共団体においても採用可能なものとする観点から、終了日についても最短の期間となる「d 次期資格に係る定期受付の受付期間の開始日までに資格が付与される随時受付の締め日」とすることが考えられる。

③ ii のとおり、定期受付の共通の受付期間の開始日は10月1日、④ i のとおり、締め日を15日、かつ、審査期間を1.5か月以上確保することとしていることから、具体の受付期間の終了日は、8月15日となる。

(随時受付の受付期間)

共通の随時受付の受付期間について、当該期間を短く設定している地方公共団体においても採用可能なものとなるよう考慮して設定した。

一方で、事業者の申請機会を幅広く確保する観点からは、随時受付の受付期間をできる限り長くすることが望ましい。このため、物品・役務等と同様、地方公共団体の判断により、任意に随時受付の受付期間を拡大することができるようにすることが適当であると考えられる。

iii 共通の随時受付方式

④ ii を踏まえ、共通の随時受付の受付期間については、「4月16日（閉庁日である場合は翌営業日）から8月15日（閉庁日である場合は前営業日）（地方公共団体の判断により、当該期間を拡大することができる。）」とすることが考えられる。この有効期間の設定は物品・役務等と同様である。

また、この随時受付の受付期間の設定を踏まえ、④ i のとおり、複数月分まとめて数か月に1回資格付与する場合、以下のような設定が考えられる。

随時受付の入札参加資格が付与される日の設定方法

随時受付の受付日	資格が付与される日
n年5月15日～ n年8月15日	n年10月1日
n年8月16日～ n年12月15日	n+1年2月1日
n年12月16日～ n+1年4月15日	n+1年6月1日
n+1年4月16日～ n+1年8月15日	n+1年10月1日

※資格の有効期間がn年4月1日からn+2年3月31日までの場合

※随時受付の受付期間は、地方公共団体の判断により拡大することができる。また、

資格が付与される日は、地方公共団体の判断により早めることができる。

⑤ 追加受付により資格が付与される期間・追加受付の受付回数及び受付期間

i 追加受付の受付回数及び受付期間

追加受付は、定期受付の受付期間の終了日後に1又は複数の受付期間を設けて追加的に申請を受け付ける方式であり、その追加受付の受付回数や受付期間については、④ ii の随時受付の受付期間と同様に、各地方公共団体において、申請件数や審査担当職員数、定期受付の受付期間等を踏まえ、申請の受付・審査等を支障なく行うことのできる期間となるよう設定している。

したがって、共通の追加受付の受付回数や受付期間についても、当該回数を少なく、また、当該期間を短く設定している地方公共団体において採用可能なものとなるよう考慮して設定する必要がある。

(追加受付の受付回数)

地方公共団体が採用している追加受付の受付回数について、都道府県では定期受付の有効期間内に複数回申請の受付を行っている団体が多くなっている（17 団体（63.0%））一方、市区町村では定期受付の有効期間内に1回のみ申請の受付を行っている団体が多くなっている（462 団体（67.1%））。

共通の受付回数については、物品・役務等の検討と同様、受付回数を少なく設定している市区町村においても採用可能なものとなるように設定する必要があることから、定期受付の有効期間内に1回とすることが考えられる。

(追加受付の受付期間)

定期受付の有効期間内に1回のみ追加受付を行っている地方公共団体の受付期間の設定状況については、1か月程度としている団体が190 団体（40.3%）と最も多くなっている。

共通の追加受付の受付期間について、当該期間が著しく短期間となると特に複数の地方公共団体に対して申請する事業者にとっては、申請に係る事務負担が大きくなることから、当該期間の終了日後の審査期間を十分に確保することを前提に、最も多くの市区町村が採用している1か月とすることが考えられる。

(追加受付の受付回数及び受付期間)

以上により、共通の追加受付の受付回数は定期受付の有効期間内に1回とし、受付期間は1か月とすることが考えられる。

また、④ ii の随時受付の期間と同様の考え方により、共通の追加受付の受付回数及び受付期間についても、地方公共団体の判断により、当該回数及び当該期間を拡大することができるようにすることが適当であると考えられる。

具体の共通の追加受付の受付期間については、①のとおり、定期受付の資格の有効期間を2年、③ ii のとおり、申請受付期間の開始日を10月1日としていることから、「定期受付の1年後の10月1日から10月31日まで（地方公共団体の判断により、当該期間を拡大し、また受付回数を増やすことができる）」とすることが考えられる。

なお、定期受付と同様に、追加受付についても共通化による申請件数の増加が見込まれる。③ i において、共同受付・審査体制に係る検討に合わせて、受付期間は再度検討するとしたことを踏まえ、追加受付の期間についても、今後の検討状況に合わせて最適な期間となるよう検討する必要がある。

ii 追加受付により資格が付与される期間

追加受付により資格が付与される期間は、随時受付と同様に、一般に、資格が付与された日（入札参加資格者名簿登載日等）から当該日の属する資格の有効期間の終了日までとされている。

追加受付を行っている地方公共団体のうち、追加受付により資格が付与される日については、物品・役務等と同様、「資格の有効期間の中間に当たる日や定期受付に係る資格の有効期間の開始日から1年又は2年後の日」としている団体が最も多くなっている（都道府県13団体（48.1%）、市区町村458団体（66.5%））。

このような状況を踏まえ、①のとおり、定期受付の資格の有効期間を2年としていることから、追加受付により資格が付与される日は、定期受付に係る資格の有効期間の開始日の1年後とすることが考えられる。

また、④ i の随時受付により資格が付与される日に係る考え方と同様に、追加受付についても、地方公共団体の判断により、資格を付与する日を早めることができるようにすることが適当であると考えられる。

これを踏まえ、追加受付により資格が付与される日については、③ i のとおり、定期受付に係る共通の資格の有効期間の開始日を4月1日としていることから、「定期受付に係る資格の有効期間の開始日の1年後の4月1日（地方公共団体の判断により、当該日を早めることができる）」とし、資格が付与される期間は、「資格が付与された日から当該日の属する資格の有効期間の終了日まで」とすることが考えられる。

⑥ 申請に使用する言語

申請に使用する言語について、物品・役務等の検討では、国の全省庁統一資格の規定に準じ、「申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。」として

いる。

建設工事等において、これと異なる取扱いをする特段の必要があると認められないことから、上記と同様に共通化することが考えられる。

⑦ 金額欄の記載方法

金額欄の記載方法について、物品・役務等の検討では、国の全省庁統一資格の規定に準じ、「金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること」としている。

建設工事等において、これと異なる取扱いをする特段の必要があると認められないことから、上記と同様に共通化することが考えられる。

（５）共通の申請受付方式と留意事項

以上により設定した共通の申請受付の方式は別紙8のとおりである。

なお、前述のとおり、地方公共団体の申請受付の運用は、申請件数や事務処理体制、入札参加資格審査申請システムの整備状況等の各地方公共団体の事務の実情等を踏まえて、申請の受付・審査に係る事務を適切に処理できるものとなるよう設定されている。一方で、共通の申請受付方式は、共通システムによる申請受付・審査を前提に、事業者の利便性の向上及び地方公共団体の事務負担を軽減する方法を検討しており、現在の受付・審査体制を前提として、各地方公共団体の申請受付方式のみを変更した場合、かえって事務負担が増加するおそれがある。このため、現時点で申請受付方式を全国的に共通化することは適切ではないと考える。

共通の申請受付方式については、共通システムの導入に合わせて導入することを前提とし、それまでの間、共通システム導入後の申請件数や審査事務量を見込んだうえで、必要に応じて見直しを行い、最も事務処理の効率化が図られる申請受付方式のあり方を検討していくものとする。

7. 地方公共団体共通の入札参加資格審査申請システムの整備の方向性

（1）物品・役務等の検討結果

地方公共団体の調達関連手続のデジタル化に関しては、単独で又は広域でシステムを整備する等、電子化・オンライン化に係る取組を進めている地方公共団体が見られる一方で、全国的に見ると十分には進んでいない状況にある。

こうした中、特に、複数の地方公共団体に対して調達に関する申請等を行う事業者からは、その項目等や手続を共通化するとともに、調達関連システムを整備して手続をデジタル化するよう求める声がある。

このような状況を踏まえ、第1次報告書においては、物品・役務等の地方公共団

体共通の入札参加資格審査申請手続のシステム整備⁴³の方向性について、以下のとおり具体の検討を行った。

(都道府県単位又は全国単位の共通システム整備の方向性)

共通システム整備の方向性として、都道府県単位のシステムと全国単位のシステムが考えられたが、入札参加資格審査申請のワンスオンリー化を実現することが望ましいことや、入札参加資格審査の申請項目等や申請方法等の共通化を進める一方で、その申請システムを都道府県ごとに並立させることが、事務処理上必ずしも効率的とはいえないことから、全国単位の共通システムの整備を目指すべきとした。

(共通システムの機能の範囲)

共通システムの機能の範囲については、地方公共団体及び事業者の申請又は審査に係る事務処理の効率化や利便性の向上に資すると考えられる、申請・受付、審査及び審査完了通知の機能を設けることとした。

一方で、地方公共団体が地域の実情に応じてその方法を定める必要がある格付けや、格付け結果に紐づく入札参加資格者名簿の公表は、地方公共団体間の調整コストやシステムの整備コストが大きいため、システム機能の範囲には含めないこととした⁴⁴。

(他の情報システムとの情報連携)

共通システムを整備するに当たっては、事業者の認証機能としてGビズIDによるシステムログインを採用する方向で検討することが考えられた。また、登記事項証明書や国税の納税証明書その他の証明書情報等を管理する他の情報システムの整備状況に応じて、これらのシステムと情報連携させることも今後検討すべきとされた。

(建設工事等との関係)

第1次報告書においては、まずは、物品・役務等の共通システムの整備の方向性に係る検討を行ったが、特に市区町村において、物品・役務等と建設工事等に係る入札参加資格審査申請を同一のシステムで受け付けている地方公共団体が多い⁴⁵と

⁴³ 地方公共団体の調達関連手続は、入札参加資格審査、事業者情報管理、入札の公告、入札、契約、その他支払い等から構成されているが、これらの調達関連システムのすべてを一括して置き換えることは、各地方公共団体における既存システムの改修コストや、当該共通システムの機能に係る地方公共団体間の調整コストが大きくなることが想定され、必ずしも現実的ではない。このため、複数の地方公共団体に対して申請する事業者の利便性の向上や、審査を行う地方公共団体の事務負担軽減の効果が大きいと考えられる入札参加資格審査申請手続のシステム整備を対象を絞る。

⁴⁴ 共通システムの具体化に係る検討において、技術的及びコスト的に当該課題が解決され、実現可能とされる場合には、共通システムの機能の範囲に含めることも考えられる。

⁴⁵ 物品・役務等の入札参加資格審査を行っている市区町村のうち、675団体(41.0%) (入札

ころ、物品・役務等のみ共通システムを整備することについて、以下の課題が示されている。

- ・ 当該地方公共団体にとっては、物品・役務等と建設工事等についてそれぞれ異なるシステムにより事務処理を行わなければならないこと
- ・ 物品・役務等と建設工事等の双方に申請する事業者にとっては、複数のシステムで申請する必要が生じること

これを踏まえ、共通システムを整備については、建設工事等に係る共通化及びデジタル化の方向性等に係る検討状況に合わせて、実現可能なものとなるよう検討する必要があるとされた。

(2) 建設工事等の入札参加資格審査申請手続の電子化・オンライン化の状況

建設工事等の入札参加資格審査申請手続の電子化・オンライン化等の状況について照会を行ったところ、令和7年5月時点で、

- ・ 入札参加資格審査申請について、システム整備を行っている地方公共団体は、都道府県で建設工事、測量・建設コンサルタント等ともに33団体(70.2%)、市区町村で建設工事1,020団体(59.3%)、測量・建設コンサルタント等1,016団体(59.1%)
- ・ システム整備を行っている地方公共団体のうち、全ての申請書類等をシステム上で提出することができ、オンラインで申請手続が完結できる地方公共団体は、都道府県で建設工事、測量・建設コンサルタント等ともに15団体(45.5%)、市区町村で建設工事617団体(60.4%)、測量・建設コンサルタント等615団体(60.5%)

となっている。

また、全ての資格の入札参加資格審査申請をシステムにより受け付けている団体に対し、同一システムで申請を受け付けているか確認したところ、都道府県は、建設工事及び測量・建設コンサルタント等の資格を同一システムで受け付け、物品・役務等の資格を別システムで受け付けている団体が20団体(60.6%)と最も多く、市区町村は、全ての資格を同一システムで受け付けている団体が569団体(55.7%)と最も多い結果となった。

なお、都道府県単位又は複数の市区町村等で共同受付を行っている地方公共団体は、都道府県18団体(38.3%)、市区町村704団体(42.7%)となっており、全国で24の枠組みが構築されている。共同受付を行っている地方公共団体の数は、物品・役務等と比べて約2倍となっており、建設工事等の入札参加資格審査申請は、物品・役務等に比べると、共通化・デジタル化の取組が進展している状況にある。

一方で、他の地方公共団体との共同受付を実施していないと回答した団体に対して、共同受付体制の整備に当たっての課題を照会したところ、都道府県では、「申請

参加資格審査申請システムを整備している市区町村のうち64.7%)

項目の共通化が難しい」、「受付・審査体制の整備が難しい」、「共通システムと団体内部のシステムとの情報連携・互換性確保が難しい」といった体制の整備に関する理由が最も多く、市区町村では、「共通システムの整備・運用に係る財源確保が難しい」、「共通システムの整備・運用に関する人材確保が難しい」といったリソース不足に関する理由が最も多い。また、市区町村では「デジタル化に対応できていない地域の中小事業者の参入障壁」を課題とする地方公共団体も多い傾向にあった。

(3) 共通システム整備の方向性

第1次報告書において、共通システムの整備については、建設工事等の共通化及びデジタル化の方向性等に係る検討状況に合わせて、実現可能なものとなるよう検討する必要があると指摘されていることから、(2)に示した建設工事等の電子化・オンライン化の現状を踏まえ、共通システム整備の方向性について整理する。

(物品・役務等と建設工事等の共通システムの方向性)

(1)のとおり、全国単位の共通システムを整備することは、入札参加資格審査申請のワンストップ化等の観点から望ましい。この考え方は、建設工事等の入札参加資格審査申請手続においても同様であるため、建設工事等の共通システムにおいても、都道府県単位ではなく全国単位での共通化を目指すことが望ましいと考えられる。

建設工事等の共通システムについても全国単位での共通化を目指す場合、物品・役務等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等の全ての資格区分の申請を同一システムで受け付けることは、以下のメリットがあると考えられる。

- ・ 地方公共団体にとっては全ての資格の入札参加資格審査に関する事務処理が同じシステムで完結すること
- ・ 複数の資格区分に申請する事業者にとっては、同一システムで申請が完結すること
- ・ 申請項目等のうち、各資格共通の申請項目等については、全ての資格の共通情報として入力させることで、重複して同じ情報を申請・審査する必要がなくなり、地方公共団体・事業者双方の事務負担の軽減となること

また、既に半数以上の団体で同一システムによるオンライン申請が導入されていることを踏まえると、全ての資格区分の入札参加資格審査申請システムを一体的に整備しない場合に、申請受付や審査に支障が生じ、事務処理の効率化を達成できない地方公共団体が生じると考えられる。

これらを踏まえると、全ての資格区分の入札参加資格審査申請を同一システムで受け付けることにより、共通化・デジタル化による事務負担軽減効果が大きくなると考えられる。このため、物品・役務等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等の全ての入札参加資格審査申請に対応する一体的なシステムとして、共通システ

ムの整備を目指すこととする。

一方で、全ての資格区分の入札参加資格審査を受け付ける一体的なシステムとして整備するに当たっては、システムの大規模化・複雑化により地方公共団体間の調整コストが大きくなることが想定される。このため、導入後の事務負担軽減に加え、地方公共団体・事業者双方が利用しやすいシステムとなるよう、十分な検討が必要である。

(他の情報システムとの情報連携)

2 (3) のとおり、建設工事の入札参加資格審査においては、建設業許可や経営事項審査等の情報が使用されており、これらの情報を管理するシステム⁴⁶の整備が進んでいる。

令和7年5月時点で、情報連携により経営事項審査情報を取得している地方公共団体は、都道府県で39団体(83.0%)、市区町村で690団体(40.9%)となっており、このうち、事業者に対して申請項目の入力や必要書類の提出を求めず、情報連携のみにより経営事項審査情報を確認している団体は161団体(22.1%)となっている。

このため、共通システムとこれらの情報を管理する他のシステムを連携させ、申請時に入力フォームへの自動表示や添付書類の省略を可能とすることが望ましい。

建設工事等の資格は、物品・役務等と比べ、適格性審査・格付情報に当たる情報のシステムが多数存在する⁴⁷ことから、利便性向上や事務負担軽減の観点とコスト面を比較しながら、情報連携可能な他の情報システムを整理する必要がある。

(共通システムによる事務処理の概要)

全ての資格区分の申請窓口を備えた共通システムを構築するに当たっては、複数の資格に申請する事業者の利便性向上及び資格審査の事務負担軽減の観点から、申請項目等のうち、全ての資格に共通する事業者特定情報については基本情報として資格選択前に入力させることが考えられる。

これを踏まえ、第1次報告書において提示した共通システムによる事務処理の概要は、以下のとおり更新することが考えられる。

- i 事業者は、GビズID認証により、共通システムにログインする
- ii 事業者は、共通システムにおいて、共通申請項目のうち全ての資格区分に共通する項目の入力及び必要書類のアップロードを行う
- iii iiの際、他の情報システムと情報連携が可能な申請項目及び必要書類について

⁴⁶ 一般財団法人建設業管理センター(CIIC)の提供する建設業情報管理システム(CIIS)又は一般財団法人建設業技術者センター(CE財団)の提供する公共工事発注者支援データベースシステムが整備されている。

⁴⁷ 企業が受注した公共工事の又は業務の実績を収集し活用できるようにした工事・業務実績情報データベース(コリンズ・テクリス)等

- は、入力フォームへの自動表示や添付省略を行う
- iv 事業者は、共通システムにおいて申請を希望する資格区分を選択する
 - v 事業者は、共通システムにおいて当該資格に必要な申請項目の入力及び必要書類のアップロードを行う
 - vi vの際、他の情報システムと情報連携が可能な申請項目及び必要書類については、入力フォームへの自動表示や添付省略を行う
 - vii 地方公共団体は、共通システムにおいて申請情報を基に審査を行い、必要に応じて事業者に対して補正依頼（システムからのメール通知）を行う（補正依頼を受けた事業者は、システム上で補正を行う）
 - viii 審査後の事業者情報を地方公共団体の個別システムと情報連携する
 - ix 地方公共団体は、個別システム等において事業者に格付けを行う
 - x 地方公共団体は、共通システムにおいて審査完了処理を行う（事業者に対してシステムから審査完了の旨がメール通知される）
 - xi 事業者は、必要に応じて地方公共団体が公表する入札参加資格者名簿を閲覧し資格の付与を確認する

共通システムの整備に当たっては、上記の事務処理の概要を念頭に置きつつ、地方公共団体・事業者双方の事務負担軽減効果や費用対効果を確認しながら、実現可能なものとなるよう検討を進める必要がある。

8. 第1次報告書における変更点

本報告書においては、建設工事等の入札参加資格審査申請の共通化・デジタル化に係る検討結果を踏まえ、第1次報告書に記載した物品・役務等の共通化・デジタル化の内容の一部について変更を行った。

具体的変更箇所は以下のとおりであり、その理由及び変更内容の詳細は各章に記載のとおりである。

- ・ 物品・役務等の営業品目の大分類「調査・測定業務」のうち、小分類「土地家屋調査士サービス」、「不動産鑑定評価・同関連サービス」を削除し、測量・建設コンサルタントの業種の大分類「不動産鑑定・土地家屋調査・登記手続」に小分類「不動産鑑定」、「土地家屋調査」を追加
- ・ 申請種別に再審査申請及び業種追加申請を追加
- ・ 申請種別のうち、合併等の組織形態の変更に伴う取消届を削除し、通常の取消届に一本化
- ・ 共通の資格の有効期間を3年から2年に変更

9. 今後の課題

（共通システム整備に向けた更なる検討）

本報告書においては、第1次報告書の内容を踏まえ、建設工事等の共通の申請項

目等及び申請受付方式や共通システムの整備の方向性について示した。

共通システムについては、全ての資格区分の申請を受け付ける一体的なシステムとしての整備を目指すとしたことから、今後、システムの詳細機能のあり方、整備・運用の主体や経費負担、地方公共団体の個別システムとの接続方法等、その実現に係る必要な事項について、さらに検討を進めるものとする。その際、地方公共団体において既存システムの置換え等が必要となることを踏まえ、費用対効果についても精査し、実現可能性を含めて検討する必要がある。

これらは第1次報告書においても課題として示されていたが、建設工事等においては、制度上・運用上の事情を適切に踏まえる必要性が高いことから、建設工事等の入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化の方向性について一定の結論を得たうえで検討することが適当であると判断した。その結果、共通システム整備に向けた検討については十分な議論に至らなかったところであり、令和8年度以降は、引き続き、地方公共団体の状況を把握しながら検討を具体化していく必要がある。

また、入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化の取組は、地方公共団体の事務負担の軽減につながるものであり、その実効性を確保するためには、共通システムの整備に付随して、その利用を前提とした運用のあり方や受付・審査体制について検討することが不可欠である。加えて、今年度の検討過程において、資格の有効期間の共通化等に伴い、現行の運用や事務処理体制の見直しが必要となる地方公共団体からは、受付・審査体制の具体的内容が不明確であるため、事務負担の軽減効果が判断できないとの懸念も示されている。これを踏まえ、共通システムの利用を前提とした、共同受付・審査体制のあり方についても合わせて検討する必要がある。

具体的には、地方公共団体及び事業者の意見を聴取したうえで、以下の整理・検討を進めていくことが考えられる。

- ・ 申請項目等について、複数の資格区分に共通する情報は一度の申請・審査のみで処理することにより事務処理の効率化を図るため、第1次報告書及び本報告書で示したそれぞれの申請項目等を比較し、整理する必要がある。
- ・ 申請受付方式について、特に有効期間の統一や審査期間について運用上の懸念が示されたことから、各地方公共団体の現行システムの状況や詳細な業務フローを把握した上で、共通システム導入後の業務フローを作成する必要がある。
- ・ 各地方公共団体の入札参加資格審査申請手続における受付・審査業務の実態を分析し、共同受付・審査体制を含めた、共通システム導入後の事務処理体制のあり方を検討する必要がある。
- ・ 上記の状況把握等を踏まえ、共通システムの機能実装パターンによる利便性や業務改善効果、システム整備コスト、整備期間等の比較・検討を行うこととし、システムイメージを具体化する必要がある。

また、本報告書で示した入札参加資格審査の共通の申請項目等や申請受付方式については、上記の検討状況等を踏まえて、必要に応じて変更を行っていくものとする。

(共通システム整備に向けたプロセスの整理)

上記の諸課題について十分な整理を行う必要があるため、現時点では共通システムの導入時期は予断をもって示すことはできない。一方で、本共通システムの実現に向け、地方公共団体及び事業者の予見可能性の確保が求められている⁴⁸ことから、上記の諸課題について一定の整理を行ったうえで、共通システム導入までの工程表を作成することとする。

(共通システム整備に向けた留意事項)

共通システム整備に向けた検討に当たっては、規模の差異がある全ての地方公共団体及び申請事業者の事務負担の軽減と利便性の向上を図る観点から、以下の点に留意する必要がある。

まず、地方公共団体の事務負担の観点からは、

- ・ 一般に、建設工事は、建設業法に基づく情報を活用し最新の経営状況や地域要件を踏まえた審査・格付けが実施されている一方で、物品・役務等は格付けを行わず、審査も簡素な仕組みにより行われている場合が多く、資格区分ごとに審査・格付けの性格が異なること
- ・ 都道府県や指定都市等の大規模自治体では資格区分によって受付・審査担当部署が分かれている場合が多い一方で、多くの市区町村では、全ての資格を同一部署で同一時期に受け付けている場合が多く、地方公共団体の規模に応じて事務処理体制が異なる傾向にあること

を踏まえ、資格区分ごとの特性と実務運用の双方に留意する必要がある。

この際、急速な人口減少・少子高齢化により人材不足が深刻化する中で、地方公共団体の事務処理を持続可能なものとするためには、小規模自治体を含む全ての地方公共団体において最適に利用できるシステムを目指すことが望ましいと考えられる。次に、事業者の利便性向上の観点からは、複数の地方公共団体や資格区分に申請する事業者の負担軽減を目指すことに加え、単一の地方公共団体のみ申請する地域の中小事業者や、システムによる申請に不慣れな事業者にとっても、過度な負担を生じさせないよう留意する必要がある。

また、入札参加資格審査申請手続における各地方公共団体の受付・審査事務については、現状、自団体や共同受付団体の職員が行っている団体がほとんどであり、

⁴⁸ 規制改革実施計画（令和7年6月13日閣議決定）及び国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和6年6月21日閣議決定）に基づく、「入札参加資格審査システム」に係る共通化推進方針において、工程表の具体化を行うこととされている。

外部委託を行っている団体は少ないが、これは事務処理に係る費用対効果や調整コスト等を踏まえたことによるものと考えられる。一方で、この受付・審査事務は、申請情報の確認等の事実行為が大半であり、職員以外による対応も可能な事務であることから、共通システムの運用においては、外部委託を含めた共同受付・審査体制のあり方を広く検討していく必要がある。

その際、地方公共団体が共同して主体的に取り組むことができる仕組みとすることが望ましいと考えられる。このため、全ての地方公共団体において事務負担の軽減を図りつつ、スケールメリットを活かしてなるべく費用負担のかからない効率的な仕組みとするよう留意する必要がある。

これらの観点を踏まえ、共通システム整備に向けて、共通の申請項目等や申請受付方式、システム設計及びその運用のあり方を一体的に検討し、誰もが利用しやすい仕組みの実現を目指す必要がある。そのためには、入札・契約事務における地域の独自性を確保しつつ、デジタル化・共通化によるメリットや費用対効果を適切に整理・評価していくことが重要である。

新				旧				事業者 特定情報	適正性審 査・格付付 情報	設定方法	設定状況(意見照会結果)			
申請項目		共通	選択	申請項目		共通	選択				都道府県	市区町村	全国体	
4	1 ソフトウェア又は情報処理サービス業 2 旅館業 3 サービス業 その他 1 建設業 2 運輸業 3 その他			4	1 ソフトウェア又は情報処理サービス業 2 旅館業 3 サービス業 その他 1 建設業 2 運輸業 3 その他						② i	1	2.1%	221
								② i	1	2.1%	160	9.3%	9.1%	
								② i	3	6.4%	214	12.4%	12.3%	
								② i	6	12.8%	549	31.9%	31.4%	
								② i	3	6.4%	216	12.5%	12.4%	
								② i	3	6.4%	244	14.2%	14.0%	
				18	みなし大企業※申請者はいずれか1を選択									
					1 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業				+	2.1%	129	7.1%	7.0%	
					2 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業				+	2.1%	122	7.1%	6.9%	
					3 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業				+	2.1%	122	7.1%	6.9%	
					4 該当しない				+	4.3%	236	13.2%	13.4%	
18	営業所情報・受任者情報 ※建設業法上の従たる営業所ごとに記入 (主たる営業所の情報は記入不要)			19	営業所情報・受任者情報 ※建設業法上の従たる営業所ごとに記入 (主たる営業所の情報は記入不要)									
	1 営業所の名称(フリガナ)			1 営業所の名称(フリガナ)				① i	24	51.1%	1,252	72.7%	72.1%	
	2 営業所の名称			2 営業所の名称				① i	44	93.6%	1,691	98.2%	98.1%	
	3 営業所に対する入札・契約等に関する権限の委任の有無 (委任事項) 見積り及び入札に関する一切の権限 入札保証金及び契約保証金の納付並びに選付請求及び受領に関する一切の権限 契約の締結(変更契約を含む)及び解除に関する一切の権限 代金の請求及び受領に関する一切の権限 復代理人の選任及び解任に関する一切の権限 その他契約履行に関する一切の権限			3 営業所に対する入札・契約等に関する権限の委任の有無 (委任事項) 見積り及び入札に関する一切の権限 入札保証金及び契約保証金の納付並びに選付請求及び受領に関する一切の権限 契約の締結(変更契約を含む)及び解除に関する一切の権限 代金の請求及び受領に関する一切の権限 復代理人の選任及び解任に関する一切の権限 その他契約履行に関する一切の権限				① i	33	70.2%	1,381	80.2%	79.9%	
	4 郵便番号			4 郵便番号				① i	43	91.5%	1,638	95.1%	95.0%	
	5 住所(都道府県)			5 住所(都道府県)				① i	44	93.6%	1,699	98.7%	98.5%	
	6 住所(市区町村)			6 住所(市区町村)				① i	44	93.6%	1,701	98.8%	98.6%	
	7 住所(町名・番地等)			7 住所(町名・番地等)				① i	44	93.6%	1,699	98.7%	98.5%	
	8 電話番号			8 電話番号				① i	44	93.6%	1,636	95.0%	95.0%	
	9 FAX番号			9 FAX番号				① i	32	68.1%	1,538	89.3%	88.8%	
	10 メールアドレス			10 メールアドレス				① i	21	44.7%	1,183	68.7%	68.1%	
	11 営業所の代表者役職 ※委任をしている場合は受任者役職を記入。			11 営業所の代表者役職 ※委任をしている場合は受任者役職を記入。				① i	34	72.3%	1,605	93.2%	92.7%	
	12 営業所の代表者氏名(フリガナ) ※委任をしている場合は受任者氏名(フリガナ)を記入。			12 営業所の代表者氏名(フリガナ) ※委任をしている場合は受任者氏名(フリガナ)を記入。				① i	23	48.9%	1,324	76.9%	76.1%	
	13 営業所の代表者氏名 ※委任をしている場合は受任者氏名を記入。			13 営業所の代表者氏名 ※委任をしている場合は受任者氏名を記入。				① i	41	87.2%	1,615	93.8%	93.6%	
	14 営業所の担当部署			14 営業所の担当部署				① ii	4	8.5%	469	27.2%	26.7%	
	15 営業所の常勤職員の数			15 営業所の常勤職員の数				② i	5	10.6%	443	25.7%	25.3%	
	16 営業年数			16 営業年数				② i	6	12.8%	460	26.7%	26.3%	
	17 営業所の建設業許可業種 ※申請日時点で営業所が取得している建設業許可業種で経営事項審査を受審したものを記入。			17 営業所の建設業許可業種 ※申請日時点で営業所が取得している建設業許可業種で経営事項審査を受審したものを記入。				① i	30	63.8%	1,057	61.4%	61.4%	
	18 営業所の専任技術者の氏名(フリガナ) ※委任をしている場合に記入。			18 営業所の専任技術者の氏名(フリガナ) ※委任をしている場合に記入。				② i	0	0.0%	289	16.8%	16.3%	
	19 営業所の専任技術者の氏名 ※委任をしている場合に記入。			19 営業所の専任技術者の氏名 ※委任をしている場合に記入。				② i	0	0.0%	416	24.2%	23.5%	
	20 営業所の専任技術者の許可業種 ※委任をしている場合に記入。			20 営業所の専任技術者の許可業種 ※委任をしている場合に記入。				② i	0	0.0%	397	23.1%	22.4%	
	21 営業所のISO9001の認定取得(有無) ※委任をしている場合に記入。			21 営業所のISO9001の認定取得(有無) ※委任をしている場合に記入。				② i	8	17.0%	305	17.7%	17.7%	
	22 営業所のISO14001の認定取得(有無) ※委任をしている場合に記入。			22 営業所のISO14001の認定取得(有無) ※委任をしている場合に記入。				② i	8	17.0%	309	17.9%	17.9%	
19	申請先地方公共団体ごとの登録先			20	申請先地方公共団体ごとの登録先									
	1 申請先地方公共団体ごとの登録先 ※申請先地方公共団体ごとに本社又は入札・契約等に関する権限を委任する営業所のいずれか1つを記入。(都道府県の場合は1つのみとするか、複数登録できるようにするか選択可能。)			1 申請先地方公共団体ごとの登録先 ※申請先地方公共団体ごとに本社又は入札・契約等に関する権限を委任する営業所のいずれか1つを記入。(都道府県の場合は複数登録可能。)				① i	18	38.3%	1,030	59.8%	59.2%	
20	希望する業種			21	希望する業種									
	1 希望する業種 ※申請先地方公共団体ごとに選択可能。			1 希望する業種 ※申請先地方公共団体ごとに選択可能。				① i	44	93.6%	1,568	91.1%	91.1%	
	2 業種の希望順位 ※5位まで選択可能。			2 業種の希望順位 ※5位まで選択可能。				② i	3	6.4%	291	16.9%	16.6%	
21	経営事項審査情報 ※総合評価通知書に記載の数値等を記入。 ※申請者が組合の場合は、組合の構成員ごとに記入。			22	経営事項審査情報 ※総合評価通知書に記載の数値等を記入。 ※申請者が組合の場合は、組合の構成員ごとに記入。									
	1 経営事項審査受審時点の建設業許可番号			1 経営事項審査受審時点の建設業許可番号				② i	24	51.1%	1,113	64.6%	64.2%	
	2 経営事項審査の審査基準日			2 経営事項審査の審査基準日				② i	28	59.6%	1,179	68.5%	68.2%	
	3 経営状況(評点V)			3 経営状況(評点V)				② i	10	21.3%	620	36.0%	35.6%	
	4 その他の評価項目(評点W)			4 その他の評価項目(評点W)				② i	9	19.1%	579	33.6%	33.2%	
	5 技術職員の人数 ※受審業種ごとに記入。			5 技術職員の人数 ※受審業種ごとに記入。										
	1 1級			1 1級				② i	15	31.9%	810	47.0%	46.6%	
	2 講習受講			2 講習受講				② i	11	23.4%	517	30.0%	29.8%	
	3 監理補佐			3 監理補佐				② i	12	25.5%	566	32.9%	32.7%	
	4 基幹			4 基幹				② i	14	29.8%	598	34.7%	34.6%	
	5 2級			5 2級				② i	15	31.9%	800	46.5%	46.1%	
	6 その他			6 その他				② i	14	29.8%	691	40.1%	39.9%	
	6 資本金額			6 資本金額				② i	16	34.0%	817	47.4%	47.1%	
	7 自己資本額			7 自己資本額				② i	12	25.5%	718	41.7%	41.3%	
	8 自己資本額(前審査対象事業年度分)			8 自己資本額(前審査対象事業年度分)				② i	2	4.3%	290	16.8%	16.5%	
	9 売上高			9 売上高				② i	6	12.8%	562	32.6%	32.1%	
	10 利益額			10 利益額				② i	7	14.9%	576	33.4%	33.0%	
	11 利益額(前審査対象事業年度分)			11 利益額(前審査対象事業年度分)				② i	2	4.3%	240	13.9%	13.7%	
	12 経営規模(評点X2)			12 経営規模(評点X2)				② i	5	10.6%	388	22.5%	22.2%	
	13 営業年数			13 営業年数				② i	12	25.5%	750	43.6%	43.1%	
	14 総合評価値(P) ※受審業種ごとに記入。			14 総合評価値(P) ※受審業種ごとに記入。				② i	17	36.2%	970	56.3%	55.8%	
	15 完成工事高(平均) ※受審業種ごとに記入 ※平均年数(2年/3年)も併せて記入。			15 完成工事高(平均) ※受審業種ごとに記入 ※平均年数(2年/3年)も併せて記入。				② i	16	34.0%	959	55.7%	55.1%	
	16 元請完成工事高(平均) ※受審業種ごとに記入 ※平均年数(2年/3年)も併せて記入。			16 元請完成工事高(平均) ※受審業種ごとに記入 ※平均年数(2年/3年)も併せて記入。				② i	10	21.3%	648	37.6%	37.2%	
	17 健康保険の加入(有/無/適用除外)			17 健康保険の加入(有/無/適用除外)				② i	25	53.2%	867	50.3%	50.4%	
	18 厚生年金保険の加入(有/無/適用除外)			18 厚生年金保険の加入(有/無/適用除外)				② i	25	53.2%	856	49.7%	49.8%	
	19 雇用保険の加入(有/無/適用除外)			19 雇用保険の加入(有/無/適用除外)				② i	26	55.3%	865	50.2%	50.4%	
	20 建設業退職金共済制度の加入(有無)			20 建設業退職金共済制度の加入(有無)				② i	6	12.8%	576	33.4%	32.9%	
	21 退職一時金制度の導入(有無)			21 退職一時金制度の導入(有無)				② i	5	10.6%	341	19.8%	19.5%	
	22 法定外労働災害補償制度の加入(有無)			22 法定外労働災害補償制度の加入(有無)				② i	2	4.3%	336	19.5%	19.1%	
22	工事経歴			23	工事経歴									
	1 工事に対応した建設業許可業種			1 工事に対応した建設業許可業種				② i	22	46.8%	924	53.7%	53.5%	
	2 CORINS登録の有無 ※発注者が国や地方公共団体の場合			2 CORINS登録の有無 ※発注者が国や地方公共団体の場合				② i	2	4.3%	178	10.3%	10.2%	

新			旧			事業者 特定情報	適正性審 査・格付付 情報	設定方法	設定状況(意見照会結果)			
申請項目	共通	選択	申請項目	共通	選択				都道府県	市区町村	全団体	
3	CORNS番号 ※発注者が国や地方公共団体の場合	○	3	CORNS番号 ※発注者が国や地方公共団体の場合	○	○	② i	3	6.4%	174	10.1%	10.0%
4	発注者	○	4	発注者	○	○	② i	18	38.3%	1,001	58.1%	57.6%
5	元請・下請の別	○	5	元請・下請の別	○	○	② i	16	34.0%	908	52.7%	52.2%
6	件名	○	6	件名	○	○	② i	17	36.2%	1,011	58.7%	58.1%
7	施行場所都道府県	○	7	施行場所都道府県	○	○	② i	16	34.0%	932	54.1%	53.6%
8	請負金額	○	8	請負金額	○	○	② i	18	38.3%	1,003	58.2%	57.7%
9	着工年月日	○	9	着工年月日	○	○	② i	17	36.2%	972	56.4%	55.9%
10	完成年月日	○	10	完成年月日	○	○	② i	17	36.2%	983	57.1%	56.5%
<p>※直前2か年間に完成した主な工事経歴を記入(最大50件)。 ※契約の相手方が官公庁でない契約についても記入可能。 ※入札参加資格を希望する業種の業種のみ記入。 ※国や自治体等の公的機関から受注した工事の実績については、コリスの登録内容と一致するように入力。</p>			<p>※直前2か年間に完成した主な工事経歴を記入(最大50件)。 ※契約の相手方が官公庁でない契約についても記入可能。 ※入札参加資格を希望する業種の業種のみ記入。 ※国や自治体等の公的機関から受注した工事の実績については、コリスの登録内容と一致するように入力。</p>									
23	常勤職員等の人数		24	常勤職員等の人数								
1	常勤職員の数	○	1	常勤職員の数	○	○	② i	25	53.2%	952	55.3%	55.2%
2	うち事務職員の数	○	2	うち事務職員の数	○	○	② i	9	19.1%	569	33.0%	32.7%
24	技術者情報 ※技術者の人数を記入		25	技術者情報 ※技術者の人数を記入								
1	技術者の合計		1	技術者の合計								
1	実人数	○	1	実人数	○	○	② i	25	53.2%	1,040	60.4%	60.2%
2	延べ人数	○	2	延べ人数	○	○	② i	13	27.7%	619	35.9%	35.7%
2	技術者資格 ※下記の資格について取得している人数を記入。		2	技術者資格 ※下記の資格について取得している人数を記入。								
1	建設業法第7条第2号イ該当 (指定学科卒業+実務経験)	○	1	建設業法第7条第2号イ該当 (指定学科卒業+実務経験)	○	○	② i	11	23.4%	444	25.8%	25.7%
2	建設業法第7条第2号ロ該当(10年の実務経験)	○	2	建設業法第7条第2号ロ該当(10年の実務経験)	○	○	② i	11	23.4%	442	25.7%	25.6%
3	建設業法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)	○	3	建設業法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)	○	○	② i	11	23.4%	429	24.9%	24.9%
4	建設業法第15条第2号ヘ該当(同号ロと同等以上)	○	4	建設業法第15条第2号ヘ該当(同号ロと同等以上)	○	○	② i	11	23.4%	428	24.9%	24.8%
5	建設業法施行令第29条該当 (主任技術者となる資格を有し、1級技士補である者、監理技術者となる資格を有する者)	○	5	建設業法施行令第29条該当 (主任技術者となる資格を有し、1級技士補である者、監理技術者となる資格を有する者)	○	○	② i	10	21.3%	387	22.5%	22.4%
(建設業法)			(建設業法)									
6	1級建設機械施工管理技士	○	6	1級建設機械施工管理技士	○	○	② i	16	34.0%	718	41.7%	41.5%
7	2級建設機械施工管理技士(第1種~第6種)	○	7	2級建設機械施工管理技士(第1種~第6種)	○	○	② i	16	34.0%	708	41.1%	40.9%
8	1級土木施工管理技士	○	8	1級土木施工管理技士	○	○	② i	16	34.0%	739	42.9%	42.7%
9	1級土木施工管理技士補	○	9	1級土木施工管理技士補	○	○	② i	10	21.3%	308	17.9%	18.0%
10	2級土木施工管理技士	○	10	2級土木施工管理技士	○	○	② i	15	31.9%	729	42.3%	42.1%
	土木 鋼構造物塗装	○		土木 鋼構造物塗装	○	○	② i	15	31.9%	584	33.9%	33.9%
	薬液注入	○		薬液注入	○	○	② i	13	27.7%	544	31.6%	31.5%
11	2級土木施工管理技士補	○	11	2級土木施工管理技士補	○	○	② i	8	17.0%	270	15.7%	15.7%
	土木 鋼構造物塗装	○		土木 鋼構造物塗装	○	○	② i	8	17.0%	245	14.2%	14.3%
	薬液注入	○		薬液注入	○	○	② i	7	14.9%	220	12.8%	12.8%
12	1級建築施工管理技士	○	12	1級建築施工管理技士	○	○	② i	17	36.2%	737	42.8%	42.6%
13	1級建築施工管理技士補	○	13	1級建築施工管理技士補	○	○	② i	11	23.4%	286	16.6%	16.8%
14	2級建築施工管理技士	○	14	2級建築施工管理技士	○	○	② i	16	34.0%	727	42.2%	42.0%
	建築 躯体	○		建築 躯体	○	○	② i	15	31.9%	588	34.1%	34.1%
	仕上げ	○		仕上げ	○	○	② i	13	27.7%	548	31.8%	31.7%
15	2級建築施工管理技士補	○	15	2級建築施工管理技士補	○	○	② i	9	19.1%	253	14.7%	14.8%
16	1級電気工事施工管理技士	○	16	1級電気工事施工管理技士	○	○	② i	17	36.2%	724	42.0%	41.9%
17	1級電気工事施工管理技士補	○	17	1級電気工事施工管理技士補	○	○	② i	10	21.3%	277	16.1%	16.2%
18	2級電気工事施工管理技士	○	18	2級電気工事施工管理技士	○	○	② i	16	34.0%	720	41.8%	41.6%
19	2級電気工事施工管理技士補	○	19	2級電気工事施工管理技士補	○	○	② i	7	14.9%	249	14.5%	14.5%
20	1級管工事施工管理技士	○	20	1級管工事施工管理技士	○	○	② i	17	36.2%	730	42.4%	42.2%
21	1級管工事施工管理技士補	○	21	1級管工事施工管理技士補	○	○	② i	10	21.3%	275	16.0%	16.1%
22	2級管工事施工管理技士	○	22	2級管工事施工管理技士	○	○	② i	16	34.0%	724	42.0%	41.8%
23	2級管工事施工管理技士補	○	23	2級管工事施工管理技士補	○	○	② i	7	14.9%	248	14.4%	14.4%
24	1級電気通信工事施工管理技士	○	24	1級電気通信工事施工管理技士	○	○	② i	14	29.8%	527	30.6%	30.6%
25	2級電気通信工事施工管理技士	○	25	2級電気通信工事施工管理技士	○	○	② i	13	27.7%	523	30.4%	30.3%
26	1級造園施工管理技士	○	26	1級造園施工管理技士	○	○	② i	15	31.9%	696	40.4%	40.2%
27	1級造園施工管理技士補	○	27	1級造園施工管理技士補	○	○	② i	8	17.0%	254	14.7%	14.8%
28	2級造園施工管理技士	○	28	2級造園施工管理技士	○	○	② i	15	31.9%	693	40.2%	40.0%
29	2級造園施工管理技士補	○	29	2級造園施工管理技士補	○	○	② i	8	17.0%	242	14.0%	14.1%
(技術士法)			(技術士法)									
30	総合技術監理(建設)	○	30	総合技術監理(建設)	○	○	② i	12	25.5%	451	26.2%	26.2%
31	総合技術監理(建設「鋼構造物及びコンクリート」)	○	31	総合技術監理(建設「鋼構造物及びコンクリート」)	○	○	② i	12	25.5%	447	26.0%	25.9%
32	総合技術監理(農業「農業農村工学」)	○	32	総合技術監理(農業「農業農村工学」)	○	○	② i	12	25.5%	442	25.7%	25.7%
33	総合技術監理(電気電子)	○	33	総合技術監理(電気電子)	○	○	② i	12	25.5%	448	26.0%	26.0%
34	機械・総合技術監理(機械)	○	34	機械・総合技術監理(機械)	○	○	② i	10	21.3%	431	25.0%	24.9%
35	総合技術監理(機械「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」)	○	35	総合技術監理(機械「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」)	○	○	② i	13	27.7%	441	25.6%	25.7%
36	総合技術監理(上下水道)	○	36	総合技術監理(上下水道)	○	○	② i	13	27.7%	437	25.4%	25.4%
37	総合技術監理(「上下水道及び工業用水道」)	○	37	総合技術監理(「上下水道及び工業用水道」)	○	○	② i	13	27.7%	441	25.6%	25.7%
38	総合技術監理(水産「水産土木」)	○	38	総合技術監理(水産「水産土木」)	○	○	② i	13	27.7%	412	23.9%	24.0%
39	総合技術監理(森林「林業・林産」)	○	39	総合技術監理(森林「林業・林産」)	○	○	② i	11	23.4%	430	25.0%	24.9%
40	総合技術監理(森林「森林土木」)	○	40	総合技術監理(森林「森林土木」)	○	○	② i	13	27.7%	446	25.9%	25.9%
41	総合技術監理(衛生工学)	○	41	総合技術監理(衛生工学)	○	○	② i	13	27.7%	433	25.1%	25.2%
42	総合技術監理(衛生工学「水質管理」)	○	42	総合技術監理(衛生工学「水質管理」)	○	○	② i	13	27.7%	438	25.4%	25.5%
43	総合技術監理(衛生工学「廃棄物・資源循環」)	○	43	総合技術監理(衛生工学「廃棄物・資源循環」)	○	○	② i	13	27.7%	439	25.5%	25.6%
44	建設	○	44	建設	○	○	② i	13	27.7%	480	27.9%	27.9%
45	建設「鋼構造物及びコンクリート」	○	45	建設「鋼構造物及びコンクリート」	○	○	② i	13	27.7%	473	27.5%	27.5%
46	農業「農業農村工学」	○	46	農業「農業農村工学」	○	○	② i	13	27.7%	472	27.4%	27.4%
47	電気電子	○	47	電気電子	○	○	② i	13	27.7%	474	27.5%	27.5%
48	機械	○	48	機械	○	○	② i	11	23.4%	466	27.1%	27.0%
49	機械「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」	○	49	機械「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」	○	○	② i	14	29.8%	459	26.7%	26.7%
50	上下水道	○	50	上下水道	○	○	② i	14	29.8%	471	27.4%	27.4%
51	上下水道「上下水道及び工業用水道」	○	51	上下水道「上下水道及び工業用水道」	○	○	② i	14	29.8%	466	27.1%	27.1%
52	水産「水産土木」	○	52	水産「水産土木」	○	○	② i	14	29.8%	435	25.3%	25.4%
53	森林「林業・水産」	○	53	森林「林業・水産」	○	○	② i	12	25.5%	458	26.6%	26.6%
54	森林「森林土木」	○	54	森林「森林土木」	○	○	② i	14	29.8%	470	27.3%	27.4%
55	衛生工学	○	55	衛生工学	○	○	② i	13	27.7%	465	27.0%	27.0%
56	衛生工学「水質管理」	○	56	衛生工学「水質管理」	○	○	② i	14	29.8%	460	26.7%	26.8%
57	衛生工学「廃棄物・資源循環」	○	57	衛生工学「廃棄物・資源循環」	○	○	② i	14	29.8%	462	26.8%	26.9%
(建築士法)			(建築士法)									
58	1級建築士	○	58	1級建築士	○	○	② i	18	38.3%	729	42.3%	42.2%
59	2級建築士	○	59	2級建築士	○	○	② i	17	36.2%	720	41.8%	41.7%
60	木造建築士	○	60	木造建築士	○	○	② i	11	23.4%	574	33.3%	33.1%
(電気工事士法) ※[]は実務経験年数			(電気工事士法) ※[]は実務経験年数									
61	第1種電気工事士	○	61	第1種電気工事士	○	○	② i	16	34.0%	586	34.0%	34.0%
62	第2種電気工事士【実務3年】	○	62	第2種電気工事士【実務3年】	○	○	② i	15	31.9%	571	33.2%	33.1%
(電気事業法) ※[]は実務経験年数			(電気事業法) ※[]は実務経験年数									
63	電気主任技術者(第1種~第3種【実務5年】)	○	63	電気主任技術者(第1種~第3種【実務5年】)	○	○	② i	16	34.0%	552	32.1%	32.1%
(電気通信事業法) ※[]は実務経験年数			(電気通信事業法) ※[]は実務経験年数									
64	電気通信主任技術者【実務5年】	○	64	電気通信主任技術者【実務5年】	○	○	② i	11	23.4%	435	25.3%	25.2%
65	工事担当者【3年】	○	65	工事担当者【3年】	○	○	② i	8	17.0%	367	21.3%	21.2%
(水道法) ※[]は実務経験年数			(水道法) ※[]は実務経験年数									

新			旧			事業者 特定情報	適正性審 査・格付情 報	設定方法	設定状況(意見照会結果)			
申請項目	共通	選択	申請項目	共通	選択				都道府県	市区町村	全団体	
66	給水装置工事主任技術者【1年】	○	66	給水装置工事主任技術者【1年】	○	○	② i	13	27.7%	456	26.5%	26.5%
67	(消防法)		67	(消防法)								
67	甲種消防設備士	○	67	甲種消防設備士	○	○	② i	13	27.7%	531	30.8%	30.8%
68	乙種消防設備士	○	68	乙種消防設備士	○	○	② i	11	23.4%	465	27.0%	26.9%
	(職業能力開発促進法) ※等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。			(職業能力開発促進法) ※等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。								
69	ウェルポイント施工(1級)	○	69	ウェルポイント施工(1級)	○	○	② i	13	27.7%	329	19.1%	19.3%
70	ウェルポイント施工(2級)	○	70	ウェルポイント施工(2級)	○	○	② i	12	25.5%	323	18.8%	18.9%
71	路面標示施工	○	71	路面標示施工	○	○	② i	13	27.7%	323	18.8%	19.0%
72	建築大工(1級)	○	72	建築大工(1級)	○	○	② i	12	25.5%	440	25.6%	25.6%
73	建築大工(2級)	○	73	建築大工(2級)	○	○	② i	12	25.5%	436	25.3%	25.3%
74	型枠施工(1級)	○	74	型枠施工(1級)	○	○	② i	13	27.7%	329	19.1%	19.3%
75	型枠施工(2級)	○	75	型枠施工(2級)	○	○	② i	12	25.5%	325	18.9%	19.1%
76	左官(1級)	○	76	左官(1級)	○	○	② i	12	25.5%	435	25.3%	25.3%
77	左官(2級)	○	77	左官(2級)	○	○	② i	12	25.5%	435	25.3%	25.3%
78	とび・とび工(1級)	○	78	とび・とび工(1級)	○	○	② i	13	27.7%	406	23.6%	23.7%
79	とび・とび工(2級)	○	79	とび・とび工(2級)	○	○	② i	12	25.5%	401	23.3%	23.3%
80	コンクリート圧送施工(1級)	○	80	コンクリート圧送施工(1級)	○	○	② i	13	27.7%	336	19.5%	19.7%
81	コンクリート圧送施工(2級)	○	81	コンクリート圧送施工(2級)	○	○	② i	12	25.5%	331	19.2%	19.4%
82	冷凍空調機器施工・空調調設備配管(1級)	○	82	冷凍空調機器施工・空調調設備配管(1級)	○	○	② i	15	31.9%	353	20.5%	20.8%
83	冷凍空調機器施工・空調調設備配管(2級)	○	83	冷凍空調機器施工・空調調設備配管(2級)	○	○	② i	14	29.8%	348	20.2%	20.5%
84	給排水衛生設備配管(1級)	○	84	給排水衛生設備配管(1級)	○	○	② i	15	31.9%	348	20.2%	20.5%
85	給排水衛生設備配管(2級)	○	85	給排水衛生設備配管(2級)	○	○	② i	14	29.8%	343	19.9%	20.2%
86	配管・配管工(1級)	○	86	配管・配管工(1級)	○	○	② i	17	36.2%	454	26.4%	26.6%
87	配管・配管工(2級)	○	87	配管・配管工(2級)	○	○	② i	16	34.0%	449	26.1%	26.3%
88	建築板金「ダクト板金作業」(1級)	○	88	建築板金「ダクト板金作業」(1級)	○	○	② i	13	27.7%	354	20.6%	20.7%
89	建築板金「ダクト板金作業」(2級)	○	89	建築板金「ダクト板金作業」(2級)	○	○	② i	12	25.5%	352	20.4%	20.6%
90	タイル張り・タイル張り工(1級)	○	90	タイル張り・タイル張り工(1級)	○	○	② i	12	25.5%	427	24.8%	24.8%
91	タイル張り・タイル張り工(2級)	○	91	タイル張り・タイル張り工(2級)	○	○	② i	12	25.5%	427	24.8%	24.8%
92	窯炉・窯炉工・れんが積み(1級)	○	92	窯炉・窯炉工・れんが積み(1級)	○	○	② i	11	23.4%	327	19.0%	19.1%
93	窯炉・窯炉工・れんが積み(2級)	○	93	窯炉・窯炉工・れんが積み(2級)	○	○	② i	11	23.4%	325	18.9%	19.0%
94	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工(1級)	○	94	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工(1級)	○	○	② i	12	25.5%	425	24.7%	24.7%
95	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工(2級)	○	95	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工(2級)	○	○	② i	12	25.5%	420	24.4%	24.4%
96	石工・石材施工・石積み(1級)	○	96	石工・石材施工・石積み(1級)	○	○	② i	11	23.4%	337	19.6%	19.7%
97	石工・石材施工・石積み(2級)	○	97	石工・石材施工・石積み(2級)	○	○	② i	11	23.4%	332	19.3%	19.4%
98	鉄工・製罐(1級)	○	98	鉄工・製罐(1級)	○	○	② i	14	29.8%	423	24.6%	24.7%
99	鉄工・製罐(2級)	○	99	鉄工・製罐(2級)	○	○	② i	13	27.7%	423	24.6%	24.6%
100	鉄筋組立て・鉄筋施工(1級)	○	100	鉄筋組立て・鉄筋施工(1級)	○	○	② i	12	25.5%	424	24.6%	24.6%
101	鉄筋組立て・鉄筋施工(2級)	○	101	鉄筋組立て・鉄筋施工(2級)	○	○	② i	12	25.5%	423	24.6%	24.6%
102	工場板金(1級)	○	102	工場板金(1級)	○	○	② i	11	23.4%	332	19.3%	19.4%
103	工場板金(2級)	○	103	工場板金(2級)	○	○	② i	11	23.4%	330	19.2%	19.3%
104	板・建築板金・板金工(1級)	○	104	板・建築板金・板金工(1級)	○	○	② i	12	25.5%	405	23.5%	23.6%
105	板・建築板金・板金工(2級)	○	105	板・建築板金・板金工(2級)	○	○	② i	12	25.5%	399	23.2%	23.2%
106	板金・板金工・打出し板金(1級)	○	106	板金・板金工・打出し板金(1級)	○	○	② i	11	23.4%	355	20.6%	20.7%
107	板金・板金工・打出し板金(2級)	○	107	板金・板金工・打出し板金(2級)	○	○	② i	11	23.4%	353	20.5%	20.6%
108	かわらぶき・スレート施工(1級)	○	108	かわらぶき・スレート施工(1級)	○	○	② i	11	23.4%	332	19.3%	19.4%
109	かわらぶき・スレート施工(2級)	○	109	かわらぶき・スレート施工(2級)	○	○	② i	11	23.4%	327	19.0%	19.1%
110	ガラス施工(1級)	○	110	ガラス施工(1級)	○	○	② i	11	23.4%	332	19.3%	19.4%
111	ガラス施工(2級)	○	111	ガラス施工(2級)	○	○	② i	11	23.4%	331	19.2%	19.3%
112	塗装・木工塗装・木工塗装工(1級)	○	112	塗装・木工塗装・木工塗装工(1級)	○	○	② i	13	27.7%	337	19.6%	19.8%
113	塗装・木工塗装・木工塗装工(2級)	○	113	塗装・木工塗装・木工塗装工(2級)	○	○	② i	12	25.5%	340	19.7%	19.9%
114	建築塗装・建築塗装工(1級)	○	114	建築塗装・建築塗装工(1級)	○	○	② i	14	29.8%	430	25.0%	25.1%
115	建築塗装・建築塗装工(2級)	○	115	建築塗装・建築塗装工(2級)	○	○	② i	13	27.7%	428	24.9%	24.9%
116	金属塗装・金属塗装工(1級)	○	116	金属塗装・金属塗装工(1級)	○	○	② i	14	29.8%	427	24.8%	24.9%
117	金属塗装・金属塗装工(2級)	○	117	金属塗装・金属塗装工(2級)	○	○	② i	13	27.7%	426	24.7%	24.8%
118	噴霧塗装(1級)	○	118	噴霧塗装(1級)	○	○	② i	13	27.7%	330	19.2%	19.4%
119	噴霧塗装(2級)	○	119	噴霧塗装(2級)	○	○	② i	12	25.5%	329	19.1%	19.3%
120	量製作・量工(1級)	○	120	量製作・量工(1級)	○	○	② i	12	25.5%	327	19.0%	19.2%
121	量製作・量工(2級)	○	121	量製作・量工(2級)	○	○	② i	11	23.4%	328	19.0%	19.2%
122	路面標示施工	○	122	路面標示施工	○	○	② i	12	25.5%	331	19.2%	19.4%
123	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(1級)	○	123	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(1級)	○	○	② i	11	23.4%	332	19.3%	19.4%
124	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(2級)	○	124	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(2級)	○	○	② i	11	23.4%	331	19.2%	19.3%
125	熱絶縁施工(1級)	○	125	熱絶縁施工(1級)	○	○	② i	11	23.4%	329	19.1%	19.2%
126	熱絶縁施工(2級)	○	126	熱絶縁施工(2級)	○	○	② i	11	23.4%	329	19.1%	19.2%
127	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工(1級)	○	127	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工(1級)	○	○	② i	12	25.5%	418	24.3%	24.3%
128	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工(2級)	○	128	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工(2級)	○	○	② i	12	25.5%	417	24.2%	24.3%
129	造園(1級)	○	129	造園(1級)	○	○	② i	13	27.7%	371	21.5%	21.7%
130	造園(2級)	○	130	造園(2級)	○	○	② i	12	25.5%	364	21.1%	21.3%
131	防水施工(1級)	○	131	防水施工(1級)	○	○	② i	12	25.5%	355	20.6%	20.7%
132	防水施工(2級)	○	132	防水施工(2級)	○	○	② i	12	25.5%	354	20.6%	20.7%
133	さく井(1級)	○	133	さく井(1級)	○	○	② i	13	27.7%	350	20.3%	20.5%
134	さく井(2級)	○	134	さく井(2級)	○	○	② i	12	25.5%	350	20.3%	20.5%
135	地すべり防止工事【1年】	○	135	地すべり防止工事【1年】	○	○	② i	11	23.4%	336	19.5%	19.6%
136	基礎くい工事	○	136	基礎くい工事	○	○	② i	11	23.4%	319	18.5%	18.7%
137	建築設備士【1年】	○	137	建築設備士【1年】	○	○	② i	13	27.7%	359	20.8%	21.0%
138	計装【1年】	○	138	計装【1年】	○	○	② i	13	27.7%	343	19.9%	20.1%
139	解体工事	○	139	解体工事	○	○	② i	10	21.3%	348	20.2%	20.2%
140	基幹技能者	○	140	基幹技能者	○	○	② i	12	25.5%	327	19.0%	19.2%
			141	レベル3技術者(CGU)		○	②	3	6.4%	112	6.5%	6.5%
			142	レベル4技術者(GGU)		○	②	4	8.6%	112	6.5%	6.6%
	その他(建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号(上記に該当するものを除く)及び第4号該当)	○	143	その他(建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号(上記に該当するものを除く)及び第4号該当)	○	○		7	14.9%	165	9.6%	9.7%
3	監視技術者資格者証及び監視技術者講習修了証の所持者数 ※経営事項審査申請書の技術職員名簿(別紙二)の「監視技術者資格者証交付番号」欄に同交付番号が記載されている技術者のうち、監視技術者講習修了証を所持している技術者を集計し、合計を記入。		3	監視技術者資格者証及び監視技術者講習修了証の所持者数 ※経営事項審査申請書の技術職員名簿(別紙二)の「監視技術者資格者証交付番号」欄に同交付番号が記載されている技術者のうち、監視技術者講習修了証を所持している技術者を集計し、合計を記入。								
	1 合計	○		1 合計	○	○	② i	10	21.3%	602	35.0%	34.6%
	2 うち土木事業	○		2 うち土木事業	○	○	② i	9	19.1%	536	31.1%	30.8%
	3 うち建築事業	○		3 うち建築事業	○	○	② i	9	19.1%	536	31.1%	30.8%
	4 うち管工事業	○		4 うち管工事業	○	○	② i	9	19.1%	534	31.0%	30.7%
	5 うち鋼構造物事業	○		5 うち鋼構造物事業	○	○	② i	8	17.0%	520	30.2%	29.8%
	6 うち舗装事業	○		6 うち舗装事業	○	○	② i	10	21.3%	532	30.9%	30.6%
	7 うち電気事業	○		7 うち電気事業	○	○	② i	9	19.1%	533	31.0%	30.6%
	8 うち造園事業	○		8 うち造園事業	○	○	② i	7	14.9%	485	28.2%	27.8%
4	舗装施工管理技術者 ※技術者の人数を記入。		4	舗装施工管理技術者 ※技術者の人数を記入。								
	1 舗装施工管理技術者(有無)	○		1 舗装施工管理技術者(有無)	○	○	② i	6	12.8%	288	16.7%	16.6%
	2 1級舗装施工管理技術者の人数	○		2 1級舗装施工管理技術者の人数	○	○	② i	13	27.7%	353	20.5%	20.7%
	3 2級舗装施工管理技術者の人数	○		3 2級舗装施工管理技術者の人数	○	○	② i	12	25.5%	339	19.7%	19.8%
25	誓約事項		26	誓約事項								

新			旧			事業者 特定情報	適正性審査・格付情報	設定方法	設定状況(意見照会結果)				
申請項目	共通	選択	申請項目	共通	選択				都道府県	市区町村	全団体		
1 建設業労働災害防止協会への加入(有無)		○	1 建設業労働災害防止協会への加入(有無)		○		○	② i	20	42.6%	424	24.6%	25.1%
43 消防団協力事業所表示制度に基づく認定状況		○	44 消防団協力事業所表示制度に基づく認定状況		○		○	② i	17	36.2%	304	17.7%	18.1%
1 消防団協力事業所表示制度に基づく認定状況(有無)		○	1 消防団協力事業所表示制度に基づく認定状況(有無)		○		○						
2 認定した地方公共団体(申請先地方公共団体)			2 認定した地方公共団体(申請先地方公共団体)										
44 防災協定又は災害時応援協定の締結状況		○	45 防災協定又は災害時応援協定の締結状況		○		○	② i	21	44.7%	372	21.6%	22.2%
1 地方公共団体との防災協定又は災害時応援協定の締結状況(有無)		○	1 地方公共団体との防災協定又は災害時応援協定の締結状況(有無)		○		○						
2 締結している地方公共団体(申請先地方公共団体)			2 締結している地方公共団体(申請先地方公共団体)										
45 防災協定又は災害時応援協定を締結している団体への加入状況		○	46 防災協定又は災害時応援協定を締結している団体への加入状況		○		○	② i	19	40.4%	436	25.3%	25.7%
1 地方公共団体と防災協定又は災害時応援協定を締結している団体への加入状況(有無)		○	1 地方公共団体と防災協定又は災害時応援協定を締結している団体への加入状況(有無)		○		○						
2 加入している団体名 ※○県建設業協会等			2 加入している団体名 ※○県建設業協会等										
3 締結している地方公共団体(申請先地方公共団体)			3 締結している地方公共団体(申請先地方公共団体)										
46 道路の除排雪業務活動の状況		○	47 道路の除排雪業務活動の状況		○		○	② i	10	21.3%	176	10.2%	10.5%
1 道路の除排雪業務活動(有無)		○	1 道路の除排雪業務活動(有無)		○		○						
2 活動実績のある地方公共団体(申請先地方公共団体)			2 活動実績のある地方公共団体(申請先地方公共団体)										
47 優良工事等表彰		○	48 優良工事等表彰		○		○	② i	14	29.8%	236	13.7%	14.1%
1 優良工事等表彰の受賞回数		○	1 優良工事等表彰の受賞回数		○		○						
2 表彰を受けた団体名(国又は申請先地方公共団体)			2 表彰を受けた団体名(国又は申請先地方公共団体)										
※資格審査申請日直前4年間に、国又は申請先団体による企業表彰であって、優良工事表彰、優良技術者表彰及び安全衛生表彰等を受けた場合に回数記入。			※資格審査申請日直前4年間に、国又は申請先団体による企業表彰であって、優良工事表彰、優良技術者表彰及び安全衛生表彰等を受けた場合に回数記入。										
			49 社会保険・労働保険加入状況										
			+ 社会保険・労働保険の加入状況										
			4 健康保険 □加入 □適用除外(加入義務無し)			○	○	②+	25	53.2%	867	50.9%	50.4%
			2 厚生年金保険 □加入 □適用除外(加入義務無し)			○	○	②+	25	53.2%	856	49.7%	49.8%
			3 雇用保険 □加入 □適用除外(加入義務無し)			○	○	②+	26	55.3%	865	50.2%	50.4%
			※加入義務の有無が不明なときは、必ず関係機関に確認の上、記入。 ※報告内容について、申請先地方公共団体が関係機関へ確認する機会がある。										
48 資本関係			50 資本関係										
1 親会社の関係にある他の入札参加資格者(有無)		○	1 親会社の関係にある他の入札参加資格者(有無)		○	○	○	② ii	14	29.8%	539	31.3%	31.3%
1 建設業許可番号		○	1 建設業許可番号		○	○	○	② ii	9	19.1%	230	13.4%	13.5%
2 商号又は名称		○	2 商号又は名称		○	○	○	② ii	15	31.9%	493	28.6%	28.7%
3 所在地		○	3 所在地		○	○	○	② ii	11	23.4%	427	24.8%	24.8%
4 代表者氏名		○	4 代表者氏名		○	○	○	② ii	2	4.3%	267	15.5%	15.2%
2 子会社の関係にある他の入札参加資格者(有無)		○	2 子会社の関係にある他の入札参加資格者(有無)		○	○	○	② ii	14	29.8%	526	30.5%	30.5%
1 建設業許可番号		○	1 建設業許可番号		○	○	○	② ii	9	19.1%	219	12.7%	12.9%
2 商号又は名称		○	2 商号又は名称		○	○	○	② ii	14	29.8%	481	27.9%	28.0%
3 所在地		○	3 所在地		○	○	○	② ii	10	21.3%	403	23.4%	23.3%
4 代表者氏名		○	4 代表者氏名		○	○	○	② ii	2	4.3%	253	14.7%	14.4%
3 親会社を同じくする子会社同士の関係にある他の入札参加資格者(有無)		○	3 親会社を同じくする子会社同士の関係にある他の入札参加資格者(有無)		○	○	○	② ii	11	23.4%	471	27.4%	27.2%
1 建設業許可番号		○	1 建設業許可番号		○	○	○	② ii	7	14.9%	173	10.0%	10.2%
2 商号又は名称		○	2 商号又は名称		○	○	○	② ii	12	25.5%	425	24.7%	24.7%
3 所在地		○	3 所在地		○	○	○	② ii	8	17.0%	357	20.7%	20.6%
4 代表者氏名		○	4 代表者氏名		○	○	○	② ii	2	4.3%	247	14.3%	14.1%
49 人的関係			51 人的関係										
1 一方の会社の役員(個人事業主を含む)が他方の会社の役員又は管財人を現に兼ねている関係にある他の入札参加資格者の有無		○	1 一方の会社の役員(個人事業主を含む)が他方の会社の役員又は管財人を現に兼ねている関係にある他の入札参加資格者の有無		○	○	○	② ii	14	29.8%	498	28.9%	28.9%
1 当社での役職		○	1 当社での役職		○	○	○	② ii	7	14.9%	320	18.6%	18.5%
2 氏名		○	2 氏名		○	○	○	② ii	9	19.1%	411	23.9%	23.7%
3 兼任先の建設業許可番号		○	3 兼任先の建設業許可番号		○	○	○	② ii	9	19.1%	188	10.9%	11.1%
4 兼任先の商号又は名称		○	4 兼任先の商号又は名称		○	○	○	② ii	14	29.8%	448	26.0%	26.1%
5 兼任先の所在地		○	5 兼任先の所在地		○	○	○	② ii	7	14.9%	298	17.3%	17.2%
6 兼任先の役職		○	6 兼任先の役職		○	○	○	② ii	9	19.1%	403	23.4%	23.3%
50 外資状況 ※いずれか1を選択して記入			52 外資状況 ※いずれか1を選択して記入										
1 外国籍会社		○	1 外国籍会社		○	○	○	② i	5	10.6%	323	18.8%	18.5%
1 国名		○	1 国名		○	○	○	② i	5	10.6%	321	18.6%	18.4%
2 日本国籍会社(外資比率100%)		○	2 日本国籍会社(外資比率100%)		○	○	○	② i	5	10.6%	324	18.8%	18.6%
1 国名		○	1 国名		○	○	○	② i	5	10.6%	323	18.8%	18.5%
3 日本国籍会社		○	3 日本国籍会社		○	○	○	② i	6	12.8%	338	19.6%	19.4%
1 国名		○	1 国名		○	○	○	② i	5	10.6%	333	19.3%	19.1%
2 外資比率		○	2 外資比率		○	○	○	② i	6	12.8%	339	19.7%	19.5%

※ 設定状況は、建設工事の入札参加資格申請を行っていると同答した地方公共団体1,170団体(都道府県47団体、市区町村1,723団体)に占める割合。

※ 設定方法の凡例

- ① i 事業者特定情報(本社住所、商号又は名称等の事業者を特定するための情報であって、「適正性審査・格付情報」以外のもの。)であり、かつ、地方公共団体の半数以上が設定しているもの(独自申請項目等に該当するものを除く。)
- ① ii 事業者特定情報であり、かつ、設定している地方公共団体の半数に満たないものうち、広域又は全国的な地方公共団体共通の入札参加資格審査申請システムにより、複数の地方公共団体に対して一括申請できるようにするに当たって必要となるものなど、特に全ての地方公共団体が共通で申請を求めると認められるもの
- ② i 適正性審査・格付情報(契約の適正な履行を確保するために必要な資力、信用、能力、技術等を判定するための情報。)に該当するもの(独自申請項目等に該当するものを除く。)
- ② ii 事業者特定情報であり、かつ、設定している地方公共団体の半数に満たないものうち、① ii に該当しないもの(独自申請項目等に該当するものを除く。)

建設工事等の共通・選択必要書類

・ 公的機関が発行する書類については、申請日以前から3か月以内のものを有効とする。

修正なし

必要書類名	共通	選択	事業者 特定情報	適正性審 査・ 格付情報	設定方法	設定状況(意見照会結果)				
						都道府県	市区町村	全団体		
1 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	○		○		① i	23	48.9%	1,474	85.6%	84.6%
2 納税証明書その1(法人税、地方税及び地方消費税)		○		○	② i	8	17.0%	412	23.9%	23.8%
3 納税証明書その2(国税)		○		○	② i	3	6.4%	317	18.4%	18.1%
※新設法人等で申告期限が未到来の場合等、申告義務のない場合は、申告義務のないことを証する書類(申告義務のない旨の申出書)を提出										
4 納税証明書その3の3(国税)		○		○	② i	46	97.9%	1,595	92.6%	92.8%
※納税等の猶予を受けている場合は、納税等の猶予許可通知書等の写しを提出。										
5 納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(都道府県税)		○		○	② i	44	93.6%	1,227	71.3%	71.8%
※未納の税額がないことの証明書(全ての税目(法人))を提出。 地方公共団体において当該証明書を発行していない場合には直前1年分の納税証明書を提出。										
※本社が所在する都道府県で発行されたものを提出。										
※申請先地方公共団体との入札・契約等に関する権限を委任する(又はすることを予定している)場合は、委任先営業所が所在する都道府県で発行されたものも併せて提出。										
※納税等の猶予を受けている場合は、納税等の猶予許可通知書等の写しを提出。										
6 納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(市町村税)		○		○	② i	10	21.3%	1,393	80.9%	79.3%
※未納の税額がないことの証明書(全ての税目(法人))を提出。 地方公共団体において当該証明書を発行していない場合には直前1年分の納税証明書を提出。										
※本社が所在する市町村で発行されたものを提出。										
※申請先地方公共団体との入札・契約等に関する権限を委任する(又はすることを予定している)場合は、委任先営業所が所在する市町村で発行されたものも併せて提出。										
※納税等の猶予を受けている場合は、納税等の猶予許可通知書等の写しを提出。										
7 代表者個人の住所地市町村の納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(市町村税)		○		○	② i	3	6.4%	334	19.4%	19.1%
※入札・契約を委任する営業所がある場合は、委任先営業所の代表者個人のものも併せて提出。										
8 組合員名簿 ※申請者が組合の場合のみ		○		○	② i	11	23.4%	347	20.2%	20.2%
9 登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ※支配人登記や商号登記をしている場合に提出。		○	○		② ii	6	12.8%	644	37.4%	36.7%
10 身分証明書(身元証明書)		○		○	② i	13	27.7%	1,212	70.4%	69.2%
※本籍地の市区町村長が発行するものを提出。 ※破産者でないこと及び成年後見制度開始前の禁治産者、準禁治産者に該当しないことを証明するものを提出。										
11 登記されていないことの証明書		○		○	② i	4	8.5%	384	22.3%	21.9%
12 納税証明書その1(法人税、地方税及び地方消費税)		○		○	② i	8	17.0%	412	23.9%	23.8%
13 納税証明書その2(国税)		○		○	② i	3	6.4%	317	18.4%	18.1%
※事業の開業前等で納付するべき額がない場合等、申告義務のない場合は、申告義務のないことを証する書類(申告義務のない旨の申出書)を提出										
14 納税証明書その3の2(国税)		○		○	② i	41	87.2%	1,497	86.9%	86.9%
※納税等の猶予を受けている場合は、納税等の猶予許可通知書等の写しを提出。										
15 納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(都道府県税)		○		○	② i	43	91.5%	1,118	64.9%	65.6%
※未納の税額がないことの証明書(全ての税目(個人))を提出。 地方公共団体において当該証明書を発行していない場合には直前1年分の納税証明書を提出。										
※本社が所在する都道府県で発行されたものを提出。										
※申請先地方公共団体との入札・契約等に関する権限を委任する(又はすることを予定している)場合は、委任先営業所が所在する都道府県で発行されたものも併せて提出。										
※納税等の猶予を受けている場合は、納税等の猶予許可通知書等の写しを提出。										
16 納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(市町村税)		○		○	② i	13	27.7%	1,384	80.4%	79.0%
※未納の税額がないことの証明書(全ての税目(法人))を提出。 地方公共団体において当該証明書を発行していない場合には直前1年分の納税証明書を提出。										
※事業所が所在する市町村で発行されたものを提出。										
※申請先地方公共団体との入札・契約等に関する権限を委任する(又はすることを予定している)場合は、委任先営業所が所在する市町村で発行されたものも併せて提出。										

法人のみ(申請者が組合の場合は組合に係るもの)

個人のみ

必要書類名	共通	選択	事業者 特定情報	適正性審 査・ 格付情報	設定方法	設定状況(意見照会結果)				
						都道府県	市区町村	全団体		
※納税等の猶予を受けている場合は、納税等の猶予許可通知書等の写しを提出。										
17 委任状(行政書士等への申請の委任)	○		○		① ii	27	57.4%	791	45.9%	46.2%
18 委任状(入札・契約等に関する権限の委任)	○		○		① i	27	57.4%	1,465	85.1%	84.3%
19 建設業許可通知書	○		○		① i	22	46.8%	1,398	81.2%	80.3%
20 営業所一覧表 ※建設業許可申請時の別紙2 ※入札・契約等の権限を営業所に委任する場合に受任者となる営業所の所在地、許可を受けている建設業種がわかるものを提出。		○		○	② i	30	63.8%	1,283	74.5%	74.2%
21 総合評定値通知書の写し		○		○	② i	41	87.2%	1,440	83.6%	83.7%
22 経営事項審査申請書等の控え 工事種別完成工事高・工事種別元請完成工事高(別紙1) 技術職員名簿(別紙2)		○		○	② i	13	27.7%	651	37.8%	37.5%
23 工事経歴書 ※建設業許可申請の様式第2号 ※希望する業種ごとに直前2年分を提出。		○		○	② i	15	31.9%	1,101	63.9%	63.1%
24 技術者の資格者証 ※経営事項審査申請書の技術職員名簿(別紙2)に掲載されていない技術職員について提出。		○		○	② i	22	46.8%	596	34.6%	34.9%
25 技術職員の常勤性を確認できる書類 ※経営事項審査申請書の技術職員名簿(別紙2)に掲載されていない技術職員について提出。 ※常勤性を確認できる書類として次のいずれかの書類を提出。 ・健康保険証の写し(事業所名記載のものに限る)または健康保険厚生年金保険被保険者 ・標準報酬決定通知書の写し(直近受付済みのもの) ・国民健康保険証の写し ・個人事業主の所得税確定申告書(第一表)の写し(個人事業主のみ、税務署の受付印のあるもの) ・個人事業主の所得税確定申告書(第二表)の写し(必要に応じ、収支内訳書や青色申告決算書等) ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写しまたは雇用保険被保険者証の写し、等(公共職業安定所長発行のもの)		○		○	② i	19	40.4%	340	19.7%	20.3%
26 専任技術者証明書又は専任技術者一覧表 ※申請する本社、申請先地方公共団体との入札・契約の権限を委任している営業所の専任技術者に関する専任技術者証明書又は専任技術者一覧表 ※建設業許可申請時の別紙4		○		○	② i	3	6.4%	493	28.6%	28.0%
27 ISO関係登録証(ISO9001) ※総合評定値通知書においてISO9001の登録の有無が「無」であったが、申請時までに登録した場合は提出。 ※総合評定値通知書においてISO9001の登録の有無が「有」の場合は提出不要。		○		○	② i	18	38.3%	571	33.1%	33.3%
28 ISO関係登録証(ISO14001) ※総合評定値通知書においてISO14001の登録の有無が「無」であったが、申請時までに登録した場合は提出。 ※総合評定値通知書においてISO14001の登録の有無が「有」の場合は提出不要。		○		○	② i	18	38.3%	539	31.3%	31.5%
29 エコアクション21認証・登録証 ※総合評定値通知書においてエコアクション21の認証の有無が「無」であったが、申請時までに登録した場合は提出。 ※総合評定値通知書においてエコアクション21の認証の有無が「有」の場合は提出不要。		○		○	② i	17	36.2%	332	19.3%	19.7%
30 障害者雇用状況報告書 ※法定雇用義務のある場合		○		○	② i	35	74.5%	536	31.1%	32.3%
31 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し及び常勤性を確認できる書類 ※障害者雇用状況の報告義務がない事業者のみ提出。		○		○	② i	27	57.4%	310	18.0%	19.0%
32 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定通知書(ユースエール認定)		○		○	② i	4	8.5%	54	3.1%	3.3%
33 育児・介護休業制度の規定状況が記載された就業規則		○		○	② i	6	12.8%	92	5.3%	5.5%
34 建設業労働災害防止協会の加入証明書 ※入札・契約の権限を委任している営業所がある場合は、当該営業所の加入証明書も併せて提出。		○		○	② i	16	34.0%	320	18.6%	19.0%
35 保護観察所が発行する協力雇用主登録証明書		○		○	② i	24	51.1%	313	18.2%	19.1%
36 保護観察所が発行する保護観察対象者等の雇用に関する証明書		○		○	② i	16	34.0%	156	9.1%	9.7%
37 消防団協力事業所表示制度の登録証		○		○	② i	11	23.4%	187	10.9%	11.2%
38 防災協定書又は災害時応援協定書もしくは契約書の写し		○		○	② i	11	23.4%	297	17.2%	17.4%
39 団体が発行する団体への加入と防災協定締結を証明する書類 ※社団法人等(建設業協会等の団体)に加入しており、団体が申請先地方公共団体と防災協定等を締結している場合		○		○	② i	12	25.5%	244	14.2%	14.5%
40 道路除排雪業務活動の状況が確認できる書類 ※国・県・市町村道等の除排雪業務(融雪剤散布を含む。)の受注が確認できる書類(国・県・市町村・道路公社との契約書の写し等)を提出		○		○	② i	10	21.3%	195	11.3%	11.6%

法人・個人共通

必要書類名	共通	選択	事業者 特定情報	適正性審 査・ 格付情報	設定方法	設定状況(意見照会結果)				
						都道府県	市区町村	全団体		
41 社会保険の加入状況を確認できる書類 ※総合評定値通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「無」であったが、申請時まで当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となった場合は、それぞれ添付書類として当該事実を証明する書類を提出。 ※総合評定値通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「有」の場合は、提出不要。 ※当該事実を証明する書類として、次のいずれかの書類を提出。 ・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し ・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し ・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し ・適用除外誓約書		○		○	② i	31	66.0%	961	55.8%	56.1%
42 建設業退職金共済事業加入・履行証明書 ※総合評定値通知書において建設業退職金共済制度の加入状況が「無」であったが、申請時まで加入した場合は提出。 ※総合評定値通知書において建設業退職金共済制度の加入状況が「有」の場合は提出不要。		○		○	② i	8	17.0%	394	22.9%	22.7%
43 退職一時金・企業年金制度導入を確認できる書類 ※総合評定値通知書において退職一時金・企業年金制度の加入状況が「無」であったが、申請時まで導入した場合は制度導入を確認できる書類を提出。 ※総合評定値通知書において退職一時金・企業年金制度の加入状況が「有」の場合は提出不要。 ※退職一時金制度は次のいずれかの書類を提出 ・中小企業退職金共済制度への加入を証明する書面 ・特定退職金共済団体制度への加入を証明する書面 ・労働基準監督署の受付印のある就業規則又は労働協約(退職金に関する規定部分も含めて提出すること) ※企業年金制度は次のいずれかの書類を提出 ・厚生年金基金への加入を証明する書面 ・適格退職年金契約書、確定拠出年金運営管理機関の発行する確定拠出年金への加入を証明する書面 ・確定給付企業年金の企業年金基金の発行する企業年金基金への加入を証明する書面 ・資産管理運用機関との間の契約書		○		○	② i	5	10.6%	169	9.8%	9.8%
44 法定外労働災害補償制度の加入状況を確認できる書類 ※総合評定値通知書において法定外労働災害補償制度の加入状況が「無」であったが、申請時まで加入した場合は加入状況を確認できる書類を提出。 ※総合評定値通知書において法定外労働災害補償制度の加入状況が「有」の場合は提出不要。 ※次のいずれかの書類を提出 ・(公財)建設業福祉共済団への加入を証明する書面 ・(一社)全国建設業労災互助会への加入を証明する書面 ・(一社)全国労働保険事務組合連合会への加入を証明する書面 ・中小企業等協同組合法に基づき共済事業を行うものの労働災害補償制度への加入を証明する書面 ・労働災害総合保険若しくは準記名式の普通傷害保険の保険証券又は加入を証明する書面		○		○	② i	2	4.3%	127	7.4%	7.3%
45 構成組合員の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)		○	○		② ii	4	8.5%	189	11.0%	10.9%
46 構成組合員の納税証明書その3の3(国税) ※構成組合員が法人の場合		○		○	② i	14	29.8%	514	29.8%	29.8%
47 構成組合員の納税証明書その3の2(国税) ※構成組合員が個人の場合		○		○	② i	12	25.5%	475	27.6%	27.5%
48 構成組合員の納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(都道府県税)		○		○	② i	6	12.8%	185	10.7%	10.8%
49 構成組合員の納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(市町村税)		○		○	② i	3	6.4%	152	8.8%	8.8%
50 構成組合員の総合評定値通知書の写し ※構成組合員が法人の場合は、「法人のみ」の区分に掲げた財務諸表、構成組合員が個人の場合は、「個人のみ」の区分に掲げた財務諸表を提出。		○		○	② i	15	31.9%	392	22.8%	23.0%

※ 設定状況は、建設工事の入札参加資格申請を行っていると回答した地方公共団体1,770団体(都道府県47団体、市区町村1,723団体)に占める割合。

※ 設定方法の凡例

- ① i 事業者特定情報(本社住所、商号又は名称等の事業者を特定するための情報であって、「適正性審査・格付情報」以外のもの。)であり、かつ、地方公共団体の半数以上が設定しているもの(独自申請項目等に該当するものを除く。)
- ① ii 事業者特定情報であり、かつ、設定している地方公共団体が半数に満たないもののうち、広域又は全国的な地方公共団体共通の入札参加資格審査申請システムにより、複数の地方公共団体に対して一括申請できるようにするに当たって必要となるものなど、特に全ての地方公共団体が共通で申請を求めると認められるもの
- ② i 適正性審査・格付情報(契約の適正な履行を確保するために必要な資力、信用、能力、技術等を判定するための情報。)に該当するもの(独自申請項目等に該当するものを除く。)
- ② ii 事業者特定情報であり、かつ、設定している地方公共団体が半数に満たないもののうち、① ii に該当しないもの(独自申請項目等に該当するものを除く。)

新			旧			事業者 特定情報	適正性審 査・ 格付情報	設定方法	設定状況(意見照会結果)				
申請項目	共通	選択	申請項目	共通	選択				都道府県	市区町村	全国体		
1 新規/更新 ※いずれか1を選択			1 新規/更新 ※いずれか1を選択										
1 新規	○		1 新規	○		○	○	① i	38	80.9%	1,458	84.7%	84.6%
2 更新			2 更新						31	66.0%	1,218	70.8%	70.6%
2 申請先地方公共団体	○		2 申請先地方公共団体	○		○	○	① i	32	68.1%	1,553	90.2%	89.6%
3 申請日			3 申請日										
1 申請日	○		1 申請日	○		○	○	① i	41	87.2%	1,556	90.4%	90.3%
4 申請対象有効期間等			4 申請対象有効期間等										
1 申請対象有効期間(令和○年度～○年度)	○		1 申請対象有効期間(令和○年度～○年度)	○		○	○	① i	27	57.4%	1,272	73.9%	73.5%
2 WTO等案件の該当有無		○	2 WTO等案件の該当有無		○	○	○	② ii	4	8.5%	110	6.4%	6.4%
5 業者種別 ※いずれか1を選択			5 業者種別 ※いずれか1を選択										
1 組合(官公需適格組合を除く)			1 組合(官公需適格組合を除く)						20	42.6%	954	55.4%	55.1%
2 官公需適格組合			2 官公需適格組合						12	25.5%	727	42.2%	41.8%
3 公益法人 (公益社団法人又は公益財団法人)			3 公益法人 (公益社団法人又は公益財団法人)						23	48.9%	1,018	59.2%	58.9%
4 その他の法人 (会社又は工業法人)	○		4 その他の法人 (会社又は工業法人)	○		○	○	① i	29	61.7%	1,198	69.6%	69.4%
5 個人			5 個人						29	61.7%	1,113	64.7%	64.6%
6 その他 (外国法人、人格のない社団、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人等)			6 その他 (外国法人、人格のない社団、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人等)						23	48.9%	1,013	58.9%	58.6%
6 法人番号			6 法人番号										
1 法人番号	○		1 法人番号	○		○	○	① i	23	48.9%	939	54.6%	54.4%
7 本社住所			7 本社住所										
1 郵便番号	○		1 郵便番号	○		○	○	① i	46	97.9%	1,692	98.3%	98.3%
2 住所(都道府県)(登記上の住所)	○		2 住所(都道府県)(登記上の住所)	○		○	○	① ii	46	97.9%	1,699	98.7%	98.7%
3 住所(市区町村)(登記上の住所)	○		3 住所(市区町村)(登記上の住所)	○		○	○	① i	46	97.9%	1,700	98.8%	98.8%
4 住所(町名・番地等)(登記上の住所)	○		4 住所(町名・番地等)(登記上の住所)	○		○	○	① i	46	97.9%	1,696	98.5%	98.5%
5 郵便番号(登記上の住所以外の住所)	○		5 郵便番号(登記上の住所以外の住所)	○		○	○	① i	29	61.7%	1,219	70.8%	70.6%
6 住所(都道府県)(登記上の住所以外の住所)	○		6 住所(都道府県)(登記上の住所以外の住所)	○		○	○	① i	28	59.6%	1,203	69.9%	69.6%
7 住所(市区町村)(登記上の住所以外の住所)	○		7 住所(市区町村)(登記上の住所以外の住所)	○		○	○	① i	28	59.6%	1,204	70.0%	69.7%
8 住所(町名・番地等)(登記上の住所以外の住所)	○		8 住所(町名・番地等)(登記上の住所以外の住所)	○		○	○	① i	28	59.6%	1,203	69.9%	69.6%
※個人の場合は事業所の所在地を「登記上の住所」欄に記入。 ※法人で登記上の住所と異なる住所を登録する必要がある場合は、「登記上の住所以外の住所」欄に記入。			※個人の場合は事業所の所在地を「登記上の住所」欄に記入。 ※法人で登記上の住所と異なる住所を登録する必要がある場合は、「登記上の住所以外の住所」欄に記入。										
8 本社電話番号等			8 本社電話番号等										
1 電話番号	○		1 電話番号	○		○	○	① i	47	100.0%	1,658	96.3%	96.4%
2 FAX番号	○		2 FAX番号	○		○	○	① i	37	78.7%	1,598	92.9%	92.5%
3 メールアドレス	○		3 メールアドレス	○		○	○	① i	27	57.4%	1,316	76.5%	76.0%
9 商号又は名称			9 商号又は名称										
1 商号又は名称(フリガナ)	○		1 商号又は名称(フリガナ)	○		○	○	① i	46	97.9%	1,694	98.4%	98.4%
2 商号又は名称	○		2 商号又は名称	○		○	○	① i	47	100.0%	1,699	98.7%	98.8%
10 代表者			10 代表者										
1 役職	○		1 役職	○		○	○	① i	37	78.7%	1,697	98.6%	98.1%
2 氏名(フリガナ)	○		2 氏名(フリガナ)	○		○	○	① i	36	76.6%	1,555	90.4%	90.0%
3 氏名	○		3 氏名	○		○	○	① i	47	100.0%	1,700	98.8%	98.8%
11 設立年月日			11 設立年月日										
1 設立年月日 ※個人の場合は創業年月日を記入。	○		1 設立年月日 ※個人の場合は創業年月日を記入。	○		○	○	① i	24	51.1%	1,008	58.6%	58.4%
12 申請事務担当者			12 申請事務担当者										
1 氏名(フリガナ)	○		1 氏名(フリガナ)	○		○	○	① i	21	44.7%	1,095	63.6%	63.1%
2 氏名	○		2 氏名	○		○	○	① i	45	95.7%	1,563	90.8%	91.0%
3 部署名 ※営業所等の職員が申請事務を担当している場合は、営業所等の名称及び部署名を記入。	○		3 部署名 ※営業所等の職員が申請事務を担当している場合は、営業所等の名称及び部署名を記入。	○		○	○	① i	32	68.1%	1,078	62.6%	62.8%
4 電話番号	○		4 電話番号	○		○	○	① i	45	95.7%	1,554	90.3%	90.4%
5 FAX番号	○		5 FAX番号	○		○	○	① i	20	42.6%	1,035	60.1%	59.7%
6 メールアドレス	○		6 メールアドレス	○		○	○	① i	33	70.2%	1,252	72.7%	72.7%
13 入札・契約事務担当者			13 入札・契約事務担当者										
1 氏名(フリガナ)	○		1 氏名(フリガナ)	○		○	○	② ii	7	14.9%	548	31.9%	31.4%
2 氏名	○		2 氏名	○		○	○	② ii	16	34.0%	724	42.1%	41.9%
3 部署名	○		3 部署名	○		○	○	② ii	13	27.7%	518	30.1%	30.1%
4 電話番号	○		4 電話番号	○		○	○	② ii	8	17.0%	615	35.7%	35.2%
5 FAX番号	○		5 FAX番号	○		○	○	② ii	6	12.8%	581	33.8%	33.2%
6 メールアドレス	○		6 メールアドレス	○		○	○	② ii	8	17.0%	613	35.6%	35.1%
14 代理申請人(行政書士)			14 代理申請人(行政書士)										
1 商号又は名称 ※行政書士法人からの代理申請の場合に記入。	○		1 商号又は名称 ※行政書士法人からの代理申請の場合に記入。	○		○	○	① i	30	63.8%	1,049	61.0%	61.0%
2 氏名(フリガナ)	○		2 氏名(フリガナ)	○		○	○	① ii	17	36.2%	817	47.5%	47.2%
3 氏名	○		3 氏名	○		○	○	① i	37	78.7%	1,200	69.7%	70.0%
4 行政書士番号	○		4 行政書士番号	○		○	○	① ii	17	36.2%	679	39.5%	39.4%
5 郵便番号	○		5 郵便番号	○		○	○	① ii	20	42.6%	779	45.3%	45.2%
6 住所(都道府県)	○		6 住所(都道府県)	○		○	○	① i	23	48.9%	898	52.2%	52.1%
7 住所(市区町村)	○		7 住所(市区町村)	○		○	○	① i	23	48.9%	899	52.2%	52.1%
8 住所(町名・番地等)	○		8 住所(町名・番地等)	○		○	○	① i	23	48.9%	899	52.2%	52.1%
9 電話番号	○		9 電話番号	○		○	○	① i	35	74.5%	1,177	68.4%	68.6%
10 メールアドレス	○		10 メールアドレス	○		○	○	① i	25	53.2%	960	55.8%	55.7%
15 主たる事業の種類 ※いずれか1を選択			15 主たる事業の種類 ※いずれか1を選択										
1 物品の製造			1 物品の製造										
1 ゴム製品			1 ゴム製品						1	2.1%	168	9.8%	9.6%
2 その他			2 その他						1	2.1%	193	11.2%	11.0%
2 物品の販売			2 物品の販売						3	6.4%	214	12.4%	12.3%
1 卸売			1 卸売						2	4.3%	175	10.2%	10.0%
2 小売			2 小売						1	2.1%	212	12.3%	12.0%
3 役務の提供等		○	3 役務の提供等		○		○	② i	1	2.1%	155	9.0%	8.8%
1 ソフトウェア又は情報処理サービス業			1 ソフトウェア又は情報処理サービス業						3	6.4%	215	12.5%	12.3%
2 旅館業			2 旅館業						4	8.5%	350	20.3%	20.0%
3 サービス業			3 サービス業						3	6.4%	208	12.1%	11.9%
4 その他			4 その他						3	6.4%	283	16.4%	16.2%
1 建設業			1 建設業										
2 運輸業			2 運輸業										
3 その他			3 その他										
16 登録等を受けている事業			16 登録等を受けている事業										
1 測量			1 測量										
1 登録番号	○		1 登録番号	○		○	○	② i	34	72.3%	1,312	76.2%	76.1%
2 登録年月日	○		2 登録年月日	○		○	○	② i	34	72.3%	1,216	70.7%	70.7%
2 建築士事務所			2 建築士事務所										
1 登録番号	○		1 登録番号	○		○	○	② i	34	72.3%	1,295	75.2%	75.2%
2 登録年月日	○		2 登録年月日	○		○	○	② i	34	72.3%	1,201	69.8%	69.9%
3 建設コンサルタント ※複数部門に登録のある場合はすべて記入。			3 建設コンサルタント ※複数部門に登録のある場合はすべて記入。										
1 登録番号	○		1 登録番号	○		○	○	② i	33	70.2%	1,292	75.1%	74.9%
2 登録部門	○		2 登録部門	○		○	○	② i	35	74.5%	1,133	65.9%	66.1%
3 登録年月日	○		3 登録年月日	○		○	○	② i	33	70.2%	1,197	69.6%	69.6%
4 地質調査事業			4 地質調査事業										
1 登録番号	○		1 登録番号	○		○	○	② i	33	70.2%	1,299	75.5%	75.3%
2 登録年月日	○		2 登録年月日	○		○	○	② i	33	70.2%	1,204	70.0%	70.0%
5 補償コンサルタント ※複数部門に登録のある場合はすべて記入。			5 補償コンサルタント ※複数部門に登録のある場合はすべて記入。										
1 登録番号	○		1 登録番号	○		○	○	② i	32	68.1%	1,223	71.1%	71.0%
2 登録部門	○		2 登録部門	○		○	○	② i	34	72.3%	1,096	63.8%	64.0%

申請項目		共通	選択	申請項目	共通	選択	特定情報	基 格付情報	取 扱 方 法	都道府県			市区町村		全国体	
3	登録年月日		○	3	登録年月日	○		○	② i	34	72.3%	1,214	70.5%	70.6%		
6	不動産鑑定業者															
1	登録番号		○					○	② i	24	51.1%	772	44.9%	45.1%		
2	登録年月日		○					○	② i	24	51.1%	775	45.1%	45.2%		
7	土地家屋調査士															
1	登録番号		○					○	② i	17	36.2%	687	40.0%	39.9%		
2	登録年月日		○					○	② i	17	36.2%	689	40.1%	40.0%		
8	司法書士															
1	登録番号		○					○	② i	13	27.7%	633	36.8%	36.6%		
2	登録年月日		○					○	② i	13	27.7%	632	36.8%	36.5%		
17	営業所情報-受任者情報 ※営業所ごとに記入			17	営業所情報-受任者情報 ※営業所ごとに記入											
1	営業所の名称(フリガナ)	○		1	営業所の名称(フリガナ)	○	○	○	① i	28	59.6%	1,306	75.9%	75.5%		
2	営業所の名称	○		2	営業所の名称	○	○	○	① i	47	100.0%	1,681	97.7%	97.7%		
3	営業所に対する入札・契約等に関する権限の委任の有無			3	営業所に対する入札・契約等に関する権限の委任の有無											
(委任事項)				(委任事項)												
1	見積り及び入札に関する一切の権限			1	見積り及び入札に関する一切の権限				① i	35	74.5%	1,411	82.0%	81.8%		
2	入札保証金及び契約保証金の納付並びに還付請求及び受領に関する一切の権限	○		2	入札保証金及び契約保証金の納付並びに還付請求及び受領に関する一切の権限	○	○	○								
3	契約の締結(変更契約を含む)及び解除に関する一切の権限			3	契約の締結(変更契約を含む)及び解除に関する一切の権限											
4	代金の請求及び受領に関する一切の権限			4	代金の請求及び受領に関する一切の権限											
5	復代理人の選任及び解任に関する一切の権限			5	復代理人の選任及び解任に関する一切の権限											
6	その他契約履行に関する一切の権限			6	その他契約履行に関する一切の権限											
4	郵便番号	○		4	郵便番号	○	○	○	① i	46	97.9%	1,671	97.1%	97.1%		
5	住所(都道府県)	○		5	住所(都道府県)	○	○	○	① i	46	97.9%	1,695	98.5%	98.5%		
6	住所(市区町村)	○		6	住所(市区町村)	○	○	○	① i	47	100.0%	1,695	98.5%	98.5%		
7	住所(町名・番地等)	○		7	住所(町名・番地等)	○	○	○	① i	47	100.0%	1,695	98.5%	98.5%		
8	電話番号	○		8	電話番号	○	○	○	① i	47	100.0%	1,631	94.8%	94.9%		
9	FAX番号	○		9	FAX番号	○	○	○	① i	36	76.6%	1,535	89.2%	88.9%		
10	メールアドレス	○		10	メールアドレス	○	○	○	① i	24	51.1%	1,183	68.7%	68.3%		
11	営業所の代表者役職 ※委任している場合は受任者役職を記入。	○		11	営業所の代表者役職 ※委任している場合は受任者役職を記入。	○	○	○	① i	36	76.6%	1,598	92.9%	92.4%		
12	営業所の代表者氏名(フリガナ) ※委任している場合は受任者氏名(フリガナ)を記入。	○		12	営業所の代表者氏名(フリガナ) ※委任している場合は受任者氏名(フリガナ)を記入。	○	○	○	① i	28	59.6%	1,371	79.7%	79.1%		
13	営業所の代表者氏名 ※委任している場合は受任者氏名を記入。	○		13	営業所の代表者氏名 ※委任している場合は受任者氏名を記入。	○	○	○	① i	43	91.5%	1,611	93.6%	93.6%		
14	営業所の担当部署	○		14	営業所の担当部署	○	○	○	① i	6	12.8%	483	28.1%	27.7%		
15	営業所の常勤職員の数	○		15	営業所の常勤職員の数	○	○	○	② i	17	36.2%	844	37.4%	37.4%		
1	うち営業所技術職員数	○		1	うち営業所技術職員数	○	○	○	② i	19	40.4%	825	36.3%	36.4%		
16	営業年数	○		16	営業年数	○	○	○	② i	21	44.7%	729	42.4%	42.4%		
17	営業所の登録を受けている事業			17	営業所の登録を受けている事業											
測量				測量												
1	登録番号	○		1	登録番号	○	○	○	② i	13	27.7%	687	39.9%	39.6%		
2	登録年月日	○		2	登録年月日	○	○	○	② i	15	31.9%	675	39.2%	39.0%		
建築士事務所				建築士事務所												
1	登録番号	○		1	登録番号	○	○	○	② i	13	27.7%	690	40.1%	39.8%		
2	登録年月日	○		2	登録年月日	○	○	○	② i	15	31.9%	681	39.6%	39.4%		
建設コンサルタント ※複数部門に登録のある場合はすべて記入。				建設コンサルタント ※複数部門に登録のある場合はすべて記入。												
1	登録番号	○		1	登録番号	○	○	○	② i	10	21.3%	594	34.5%	34.2%		
2	登録部門	○		2	登録部門	○	○	○	② i	19	40.4%	789	45.9%	45.8%		
3	登録年月日	○		3	登録年月日	○	○	○	② i	12	25.5%	581	33.8%	33.5%		
地質調査事業				地質調査事業												
1	登録番号	○		1	登録番号	○	○	○	② i	10	21.3%	597	34.7%	34.3%		
2	登録年月日	○		2	登録年月日	○	○	○	② i	12	25.5%	582	33.8%	33.6%		
補償コンサルタント ※複数部門に登録のある場合はすべて記入。				補償コンサルタント ※複数部門に登録のある場合はすべて記入。												
1	登録番号	○		1	登録番号	○	○	○	② i	11	23.4%	598	34.7%	34.4%		
2	登録部門	○		2	登録部門	○	○	○	② i	19	40.4%	767	44.6%	44.5%		
3	登録年月日	○		3	登録年月日	○	○	○	② i	13	27.7%	586	34.0%	33.9%		
不動産鑑定業者				不動産鑑定業者												
1	登録番号	○						○	② i	24	51.1%	772	44.9%	45.1%		
2	登録年月日	○						○	② i	24	51.1%	775	45.1%	45.2%		
土地家屋調査士				土地家屋調査士												
1	登録番号	○						○	② i	17	36.2%	687	40.0%	39.9%		
2	登録年月日	○						○	② i	17	36.2%	689	40.1%	40.0%		
司法書士				司法書士												
1	登録番号	○						○	② i	13	27.7%	633	36.8%	36.6%		
2	登録年月日	○						○	② i	13	27.7%	632	36.8%	36.5%		
18	申請先地方公共団体ごとの登録先			18	申請先地方公共団体ごとの登録先											
1	申請先地方公共団体ごとの登録先 ※申請先地方公共団体ごとに本社又は入札・契約等に関する権限を委任する営業所のいずれか1つを記入。(都道府県の場合は複数登録可能。)	○		1	申請先地方公共団体ごとの登録先 ※申請先地方公共団体ごとに本社又は入札・契約等に関する権限を委任する営業所のいずれか1つを記入。(都道府県の場合は複数登録可能。)	○	○	○	① i	19	40.4%	1,081	62.8%	62.2%		
19	希望する業種			19	希望する業種											
1	希望する業種(大分類) ※申請先地方公共団体ごとに選択可能。	○		1	希望する業種(大分類) ※申請先地方公共団体ごとに選択可能。	○	○	○	① i	44	93.6%	1,586	92.7%	92.8%		
2	希望する業種(小分類) ※申請先地方公共団体ごとに選択可能。	○		2	希望する業種(小分類) ※申請先地方公共団体ごとに選択可能。	○	○	○		41	87.2%	1,176	68.3%	68.8%		
3	業種の希望順位 ※5位まで選択可能。	○		3	業種の希望順位 ※5位まで選択可能。	○	○	○	② i	3	6.4%	285	16.6%	16.3%		
20	売上実績等			20	売上実績等											
1 直前々年度決算				1 直前々年度決算												
1	決算期間の年月(令和〇年〇月から令和〇年〇月まで)	○		1	決算期間の年月(令和〇年〇月から令和〇年〇月まで)	○	○	○	② i	31	66.0%	947	55.0%	55.3%		
2	売上(収入)金額	○		2	売上(収入)金額	○	○	○	② i	30	63.8%	1,029	59.8%	59.9%		
3	希望業種ごとの売上(収入)金額	○		3	希望業種ごとの売上(収入)金額	○	○	○	② i	33	70.2%	976	56.7%	57.1%		
2 直前年度決算				2 直前年度決算												
1	決算期間の年月(令和〇年〇月から令和〇年〇月まで)	○		1	決算期間の年月(令和〇年〇月から令和〇年〇月まで)	○	○	○	② i	33	70.2%	1,129	65.6%	65.7%		
2	売上(収入)金額	○		2	売上(収入)金額	○	○	○	② i	33	70.2%	1,216	70.7%	70.6%		
3	希望業種ごとの売上(収入)金額	○		3	希望業種ごとの売上(収入)金額	○	○	○	② i	34	72.3%	1,133	65.8%	66.0%		
3 前2か年間の平均実績高				3 前2か年間の平均実績高												
1	前2か年間の平均実績高	○		1	前2か年間の平均実績高	○	○	○	② i	28	59.6%	1,057	61.4%	61.4%		
2	希望業種ごとの前2か年間の平均実績高	○		2	希望業種ごとの前2か年間の平均実績高	○	○	○	② i	30	63.8%	1,021	59.3%	59.4%		
21	自己資本額			21	自己資本額											
1	資本金(直前決算時)※1	○		1	資本金(直前決算時)※1	○	○	○	② i	26	55.3%	1,087	63.2%	63.0%		
2	純資産(直前決算時)※2	○		2	純資産(直前決算時)※2	○	○	○	② i	22	46.8%	805	46.8%	46.8%		
3	資本金(登記上)※3	○		3	資本金(登記上)※3	○	○	○	② i	21	44.7%	798	46.4%	46.3%		
4	自己資本金・合計※4	○		4	自己資本金・合計※4	○	○	○	② i	27	57.4%	977	56.8%	56.8%		
※1 法人の場合、貸借対照表の【資本金】を記入。個人の場合で青色申告決算書の貸借対照表がある場合は、【元入金】を記入。白色申告の場合は、0を記入。				※1 法人の場合、貸借対照表の【資本金】を記入。個人の場合で青色申告決算書の貸借対照表がある場合は、【元入金】を記入。白色申告の場合は、0を記入。												
※2 法人の場合、貸借対照表の【純資産の部の合計】を記入。個人の場合で青色申告決算書の貸借対照表がある場合は、【事業主借+元入金+青色申告特別控除前の所得金額+事業主借の金額】を記入。白色申告の場合は、0を記入。				※2 法人の場合、貸借対照表の【純資産の部の合計】を記入。個人の場合で青色申告決算書の貸借対照表がある場合は、【事業主借+元入金+青色申告特別控除前の所得金額+事業主借の金額】を記入。白色申告の場合は、0を記入。												
※3 法人の場合、登記事項証明書【資本金の額】を記入。個人の場合、「資本金(直前決算時)」と同様を記入。				※3 法人の場合、登記事項証明書【資本金の額】を記入。個人の場合、「資本金(直前決算時)」と同様を記入。												
※4 法人の場合、「純資産の部の合計+決算後の純資産の増減額」を記入。個人の場合、「純資産(直前決算時)」と同様を記入。				※4 法人の場合、「純資産の部の合計+決算後の純資産の増減額」を記入。個人の場合、「純資産(直前決算時)」と同様を記入。												
22	経営状況(直前決算時)			22	経営状況(直前決算時)											
1	流動資産	○		1	流動資産	○	○	○	② i	15	31.9%	737	42.8%	42.5%		
2	流動負債	○		2	流動負債	○	○	○	② i	15	31.9%	736	42.8%	42.5%		
3	流動比率	○		3	流動比率	○	○	○	② i	10	21.3%	653	37.9%	37.5%		
23	営業利益			23	営業利益											
1	営業利益(審査対象事業年度)	○		1	営業利益(審査対象事業年度)	○	○	○	② i	3	6.4%	198	11.5%	11.4%		
2	営業利益(前審査対象事業年度)	○		2	営業利益(前審査対象事業年度)	○	○	○	② i	3	6.4%	185	10.8%	10.6%		

申請項目			共通	選択	申請項目			共通	選択	特定情報	格付情報	取組状況	都道府県		市区町村		全国体		
1	2	3			1	2	3												
1	出来事(創業、法人設立、合併等)			○	1	出来事(創業、法人設立、合併等)		○		○	②	18	38.3%	656	38.1%	38.1%			
2	和暦(年月)			○	2	和暦(年月)		○		○	②	17	36.2%	589	34.2%	34.3%			
2	営業年数			○	2	営業年数		○		○	②	39	83.0%	1,183	68.7%	69.1%			
※登録を希望する業種に係る事業の開始日(複数の業種を希望する場合は最も早い開始日)から審査基準日(1年未満切り捨て)までの期間を記入。ただし当該事業を中断した期間がある場合、これを除外した期間を記入。					※登録を希望する業種に係る事業の開始日(複数の業種を希望する場合は最も早い開始日)から審査基準日(1年未満切り捨て)までの期間を記入。ただし当該事業を中断した期間がある場合、これを除外した期間を記入。														
25	契約実績情報				25	契約実績情報													
1	業務の種類			○	1	業務の種類		○		○	②	29	61.7%	1,037	60.3%	60.3%			
2	発注者			○	2	発注者		○		○	②	28	59.6%	1,083	62.9%	62.8%			
3	元請・下請の別			○	3	元請・下請の別		○		○	②	25	53.2%	999	58.0%	57.9%			
4	件名			○	4	件名		○		○	②	28	59.6%	1,086	63.1%	63.0%			
5	契約内容			○	5	契約内容		○		○	②	19	40.4%	827	48.1%	47.9%			
6	施行場所都道府県			○	6	施行場所都道府県		○		○	②	26	55.3%	974	56.6%	56.6%			
7	契約金額			○	7	契約金額		○		○	②	28	59.6%	1,143	66.4%	66.2%			
8	着工年月日			○	8	着工年月日		○		○	②	28	59.6%	1,048	60.9%	60.9%			
9	完成年月日			○	9	完成年月日		○		○	②	28	59.6%	1,057	61.4%	61.4%			
※直前2か年間に完成(見込み)した主な契約の実績を希望する営業品目ごとに記入。 ※契約の相手方が官公庁でない契約についても記入可能。					※直前2か年間に完成(見込み)した主な契約の実績を希望する営業品目ごとに記入。 ※契約の相手方が官公庁でない契約についても記入可能。														
26	常勤職員等の人数				26	常勤職員等の人数													
1	常勤職員の人数			○	1	常勤職員の人数		○		○	②	43	91.5%	1,403	81.5%	81.8%			
2	うち技術職員の人数			○	2	うち技術職員の人数		○		○	②	40	85.1%	1,310	76.1%	76.4%			
3	うち事務職員の人数			○	3	うち事務職員の人数		○		○	②	28	59.6%	1,112	64.6%	64.5%			
4	うちその他の職員数			○	4	うちその他の職員数		○		○	②	28	59.6%	958	55.7%	55.8%			
27	技術者情報 ※技術者の人数を記入				27	技術者情報 ※技術者の人数を記入													
1	ナクリスにおける企業ID ※ナクリスに登録している場合に記入。			○	1	ナクリスにおける企業ID ※ナクリスに登録している場合に記入。		○		○	②	7	14.9%	182	10.6%	10.7%			
2	技術者資格 ※下記の資格について取得している人数を記入。 (測量) 1 測量士 2 測量士補 (建築コンサルタント) 3 構造設計一級建築士 4 設備設計一級建築士 5 一級建築士 6 二級建築士 7 建築設備士 8 建築積算資格者 (建設業法) 9 一級建設機械施工管理技術士 10 二級建設機械施工管理技術士(第1種~第6種) 11 一級土木施工管理技術士 12 二級土木施工管理技術士 13 一級建築施工管理技術士 14 二級建築施工管理技術士(建築) 15 二級建築施工管理技術士(躯体) 16 二級建築施工管理技術士(仕上げ) 17 一級管工事施工管理技術士 18 二級管工事施工管理技術士 19 一級造園施工管理技術士 20 二級造園施工管理技術士 (技術士法) 21 総合技術監理(地質を除く対象科目) 22 総合技術管理(「地質調査」) 23 機械 24 機械「機械設計」 25 機械「流体機器」 26 機械「機構ダイナミクス・制御」 27 電気・電子 28 建設 29 建設「土質及び基礎」 30 建設「鋼構造及びコンクリート」 31 建設「都市及び地方計画」 32 建設「河川、砂防及び海岸・海洋」 33 建設「港湾及び空港」 34 建設「電力土木」 35 建設「道路」 36 建設「鉄道」 37 建設「トンネル」 38 建設「施工計画、施工設備及び積算」 39 建設「建設環境」 40 上下水道 41 上下水道「上下水道及び工業用水道」 42 上下水道「下水道」 43 衛生工学 44 衛生工学「廃棄物・資源循環」 45 農業 46 農業「農業農村工学」 47 森林「森林土木」 48 水産「水産土木」 49 情報工学 50 応用理学「地質」 (RCCM) 51 RCCM(合計) 52 河川、砂防及び海岸・海洋 53 港湾及び空港 54 電力土木 55 道路 56 鉄道 57 上下水道及び工業用水道 58 下水道 59 農業土木 60 森林土木 61 造園 62 都市計画及び地方計画 63 地質 64 土質及び基礎 65 鋼構造及びコンクリート 66 トンネル 67 施工計画、施工設備及び積算 68 建設環境 69 機械 70 水産土木 71 電気電子 72 廃棄物 73 建設情報 (電気事業法) 74 第一種電気主任技術者 75 第二種電気主任技術者 76 第三種電気主任技術者 (その他) 77 APECエンジニア 78 環境計量士 79 伝送交換主任技術者																		
1	測量士			○	1	測量士		○		○	②	43	91.5%	1,442	83.8%	84.0%			
2	測量士補			○	2	測量士補		○		○	②	41	87.2%	1,419	82.5%	82.6%			
3	構造設計一級建築士			○	3	構造設計一級建築士		○		○	②	24	51.1%	943	54.8%	54.7%			
4	設備設計一級建築士			○	4	設備設計一級建築士		○		○	②	24	51.1%	941	54.7%	54.6%			
5	一級建築士			○	5	一級建築士		○		○	②	39	83.0%	1,480	86.0%	85.9%			
6	二級建築士			○	6	二級建築士		○		○	②	39	83.0%	1,477	85.8%	85.7%			
7	建築設備士			○	7	建築設備士		○		○	②	35	74.5%	1,201	69.8%	69.9%			
8	建築積算資格者			○	8	建築積算資格者		○		○	②	25	53.2%	977	56.8%	56.7%			
9	一級建設機械施工管理技術士			○	9	一級建設機械施工管理技術士		○		○	②	7	14.9%	388	22.6%	22.4%			
10	二級建設機械施工管理技術士(第1種~第6種)			○	10	二級建設機械施工管理技術士(第1種~第6種)		○		○	②	7	14.9%	373	21.7%	21.5%			
11	一級土木施工管理技術士			○	11	一級土木施工管理技術士		○		○	②	35	74.5%	1,268	73.7%	73.7%			
12	二級土木施工管理技術士			○	12	二級土木施工管理技術士		○		○	②	29	61.7%	1,185	68.9%	68.7%			
13	一級建築施工管理技術士			○	13	一級建築施工管理技術士		○		○	②	7	14.9%	478	27.8%	27.5%			
14	二級建築施工管理技術士(建築)			○	14	二級建築施工管理技術士(建築)		○		○	②	5	10.6%	431	25.1%	24.7%			
15	二級建築施工管理技術士(躯体)			○	15	二級建築施工管理技術士(躯体)		○		○	②	5	10.6%	419	24.4%	24.0%			
16	二級建築施工管理技術士(仕上げ)			○	16	二級建築施工管理技術士(仕上げ)		○		○	②	5	10.6%	418	24.3%	24.0%			
17	一級管工事施工管理技術士			○	17	一級管工事施工管理技術士		○		○	②	17	36.2%	583	33.9%	33.9%			
18	二級管工事施工管理技術士			○	18	二級管工事施工管理技術士		○		○	②	14	29.8%	558	32.4%	32.4%			
19	一級造園施工管理技術士			○	19	一級造園施工管理技術士		○		○	②	14	29.8%	555	32.2%	32.2%			
20	二級造園施工管理技術士			○	20	二級造園施工管理技術士		○		○	②	10	21.3%	480	27.9%	27.7%			
21	総合技術監理(地質を除く対象科目)			○	21	総合技術監理(地質を除く対象科目)		○		○	②	30	63.8%	989	57.5%	57.6%			
22	総合技術管理(「地質調査」)			○	22	総合技術管理(「地質調査」)		○		○	②	29	61.7%	946	55.0%	55.1%			
23	機械			○	23	機械		○		○	②	39	83.0%	1,234	71.7%	72.0%			
24	機械「機械設計」			○	24	機械「機械設計」		○		○	②	21	44.7%	640	37.2%	37.4%			
25	機械「流体機器」			○	25	機械「流体機器」		○		○	②	23	48.9%	688	40.0%	40.2%			
26	機械「機構ダイナミクス・制御」			○	26	機械「機構ダイナミクス・制御」		○		○	②	23	48.9%	673	39.1%	39.4%			
27	電気・電子			○	27	電気・電子		○		○	②	40	85.1%	1,242	72.2%	72.5%			
28	建設			○	28	建設		○		○	②	32	68.1%	1,076	62.5%	62.7%			
29	建設「土質及び基礎」			○	29	建設「土質及び基礎」		○		○	②	35	74.5%	890	51.7%	52.3%			
30	建設「鋼構造及びコンクリート」			○	30	建設「鋼構造及びコンクリート」		○		○	②	32	68.1%	834	48.5%	49.0%			
31	建設「都市及び地方計画」			○	31	建設「都市及び地方計画」		○		○	②	32	68.1%	827	48.1%	48.6%			
32	建設「河川、砂防及び海岸・海洋」			○	32	建設「河川、砂防及び海岸・海洋」		○		○	②	32	68.1%	833	48.4%	48.9%			
33	建設「港湾及び空港」			○	33	建設「港湾及び空港」		○		○	②	32	68.1%	822	47.8%	48.3%			
34	建設「電力土木」			○	34	建設「電力土木」		○		○	②	32	68.1%	823	47.8%	48.4%			
35	建設「道路」			○	35	建設「道路」		○		○	②	32	68.1%	833	48.4%	48.9%			
36	建設「鉄道」			○	36	建設「鉄道」		○		○	②	31	66.0%	813	47.2%	47.7%			
37	建設「トンネル」			○	37	建設「トンネル」		○		○	②	32	68.1%	825	47.9%	48.5%			
38	建設「施工計画、施工設備及び積算」			○	38	建設「施工計画、施工設備及び積算」		○		○	②	32	68.1%	826	48.0%	48.5%			
39	建設「建設環境」			○	39	建設「建設環境」		○		○	②	32	68.1%	826	48.0%	48.5%			
40	上下水道			○	40	上下水道		○		○	②	31	66.0%	1,017	59.1%	59.3%			
41	上下水道「上下水道及び工業用水道」			○	41	上下水道「上下水道及び工業用水道」		○		○	②	34	72.3%	881	51.2%	51.8%			
42	上下水道「下水道」			○	42	上下水道「下水道」		○		○	②	34	72.3%	880	51.1%	51.7%			
43	衛生工学			○	43	衛生工学		○		○	②	27	57.4%	949	55.1%	55.2%			
44	衛生工学「廃棄物・資源循環」			○	44	衛生工学「廃棄物・資源循環」		○		○	②	25	53.2%	713	41.4%	41.7%			
45	農業			○	45	農業		○		○	②	34	72.3%	1,158	67.3%	67.4%			
46	農業「農業農村工学」			○	46	農業「農業農村工学」		○		○	②	23	48.9%	696	40.6%	40.8%			
47	森林「森林土木」			○	47	森林「森林土木」		○		○	②	38	80.9%	1,107	64.3%	64.8%			
48	水産「水産土木」			○	48	水産「水産土木」		○		○	②	39	83.0%	1,068	62.1%	62.6%			
49	情報工学			○	49	情報工学		○		○	②	32	68.1%	974	56.6%	56.9%			
50	応用理学「地質」			○	50	応用理学「地質」		○		○	②	34	72.3%	919	53.4%	53.9%			
51	RCCM(合計)			○	51	RCCM(合計)		○		○	②	20	42.6%	735	42.8%	42.8%			
52	河川、砂防及び海岸・海洋			○	52	河川、砂防及び海岸・海洋		○		○	②	34	72.3%	950	55.2%	55.7%			
53	港湾及び空港			○	53	港湾及び空港		○		○	②	34	72.3%	930	54.0%	54.5%			
54	電力土木			○	54	電力土木		○		○</									

申請項目		共通	選択	申請項目		共通	選択	特定情報	格付情報	賦課率	都道府県		市区町村		全国体			
				1 一般事業主行動計画の提出状況(有無) ○ 2 基準適合一般事業主の認定(えるぽも認定)の取得(有無) ○								0	0.0%	33	1.0%	1.6%		
				41 消防団協為事業主表示制度に基づく認定状況 1 消防団協為事業主表示制度に基づく認定状況(有無) ○ 2 認定市区町村(申請先地方公共団体)								4	2.1%	52	3.0%	2.0%		
				42 防災協定又は災害対応協定の締結状況 1 地方公共団体との防災協定又は災害対応協定の締結状況(有無) ○ 2 締結している地方公共団体(申請先地方公共団体)										3	6.4%	105	6.1%	6.1%
39 社会保険・労働保険加入状況				43 社会保険・労働保険加入状況														
1 社会保険・労働保険の加入状況				1 社会保険・労働保険の加入状況														
1 健康保険 <input type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> 適用除外(加入義務無し)		○		1 健康保険 <input type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> 適用除外(加入義務無し)		○				② i	15	31.9%	566	32.9%	32.9%			
2 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> 適用除外(加入義務無し)		○		2 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> 適用除外(加入義務無し)		○				② i	15	31.9%	558	32.4%	32.4%			
3 雇用保険 <input type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> 適用除外(加入義務無し)		○		3 雇用保険 <input type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> 適用除外(加入義務無し)		○				② i	15	31.9%	567	32.9%	32.9%			
2 社会保険・労働保険に適用除外となっている理由(全て加入している場合は記入不要)				2 社会保険・労働保険に適用除外となっている理由(全て加入している場合は記入不要)														
1 健康保険 <input type="checkbox"/> 個人事業主で、労働者5人未満のため <input type="checkbox"/> 個人事業主で、加入義務がない業種のため(業種:) <input type="checkbox"/> その他(具体的な理由を記載してください。)		○		1 健康保険 <input type="checkbox"/> 個人事業主で、労働者5人未満のため <input type="checkbox"/> 個人事業主で、加入義務がない業種のため(業種:) <input type="checkbox"/> その他(具体的な理由を記載してください。)		○				② i	7	14.9%	349	20.3%	20.1%			
2 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> 個人事業主で、労働者5人未満のため <input type="checkbox"/> 個人事業主で、加入義務がない業種のため(業種:) <input type="checkbox"/> その他(具体的な理由を記載してください。)		○		2 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> 個人事業主で、労働者5人未満のため <input type="checkbox"/> 個人事業主で、加入義務がない業種のため(業種:) <input type="checkbox"/> その他(具体的な理由を記載してください。)		○				② i	7	14.9%	347	20.2%	20.0%			
3 雇用保険 <input type="checkbox"/> 被保険者となる従業員がいないため(代表及び役員のみ、同居する親族のみでの経営等) <input type="checkbox"/> 個人事業主で、労働者5人未満であり、加入義務がない業種のため(業種:) <input type="checkbox"/> その他(具体的な理由を記載してください。)		○		3 雇用保険 <input type="checkbox"/> 被保険者となる従業員がいないため(代表及び役員のみ、同居する親族のみでの経営等) <input type="checkbox"/> 個人事業主で、労働者5人未満であり、加入義務がない業種のため(業種:) <input type="checkbox"/> その他(具体的な理由を記載してください。)		○				② i	8	17.0%	371	21.6%	21.4%			
※加入義務の有無が不明なときは、必ず関係機関に確認の上、記入(記入内容について、申請先地方公共団体が関係機関へ確認する場合があります。)				※加入義務の有無が不明なときは、必ず関係機関に確認の上、記入(記入内容について、申請先地方公共団体が関係機関へ確認する場合があります。)														
40 資本関係				44 資本関係														
1 親会社の関係にある他の入札参加資格者(有無)		○		1 親会社の関係にある他の入札参加資格者(有無)		○				② ii	14	29.8%	528	30.7%	30.7%			
1 商号又は名称		○		1 商号又は名称		○				② ii	17	36.2%	527	30.6%	30.8%			
2 所在地		○		2 所在地		○				② ii	13	27.7%	411	23.9%	24.0%			
3 代表者氏名		○		3 代表者氏名		○				② ii	3	6.4%	277	16.1%	15.8%			
2 子会社の関係にある他の入札参加資格者(有無)		○		2 子会社の関係にある他の入札参加資格者(有無)		○				② ii	14	29.8%	514	29.9%	29.9%			
1 商号又は名称		○		1 商号又は名称		○				② ii	17	36.2%	519	30.2%	30.3%			
2 所在地		○		2 所在地		○				② ii	13	27.7%	394	22.9%	23.0%			
3 代表者氏名		○		3 代表者氏名		○				② ii	3	6.4%	262	15.2%	15.0%			
3 親会社を同じくする子会社同士の関係にある他の入札参加資格者(有無)		○		3 親会社を同じくする子会社同士の関係にある他の入札参加資格者(有無)		○				② ii	11	23.4%	462	26.8%	26.8%			
1 商号又は名称		○		1 商号又は名称		○				② ii	14	29.8%	463	26.9%	27.0%			
2 所在地		○		2 所在地		○				② ii	10	21.3%	346	20.1%	20.1%			
3 代表者氏名		○		3 代表者氏名		○				② ii	3	6.4%	251	14.6%	14.4%			
41 人的関係				45 人的関係														
1 一方の会社の役員(個人事業主を含む)が他方の会社の役員又は 管財人を現に兼ねている関係にある他の入札参加資格者(有無)		○		1 一方の会社の役員(個人事業主を含む)が他方の会社の役員又は 管財人を現に兼ねている関係にある他の入札参加資格者(有無)		○				② ii	14	29.8%	496	28.8%	28.8%			
1 当社での役職		○		1 当社での役職		○				② ii	8	17.0%	336	19.5%	19.5%			
2 氏名		○		2 氏名		○				② ii	9	19.1%	393	22.8%	22.7%			
3 兼任先の商号又は名称		○		3 兼任先の商号又は名称		○				② ii	16	34.0%	498	28.9%	29.1%			
4 兼任先の所在地		○		4 兼任先の所在地		○				② ii	8	17.0%	299	17.4%	17.4%			
5 兼任先の役職		○		5 兼任先の役職		○				② ii	10	21.3%	420	24.4%	24.3%			
42 外資状況 ※いずれか1を選択して記入				46 外資状況 ※いずれか1を選択して記入														
1 外国籍会社		○		1 外国籍会社		○				② i	9	19.1%	422	24.5%	24.4%			
1 国名		○		1 国名		○				② i	9	19.1%	419	24.3%	24.2%			
2 日本国籍会社(外資比率100%)		○		2 日本国籍会社(外資比率100%)		○				② i	7	14.9%	382	22.2%	22.0%			
1 国名		○		1 国名		○				② i	7	14.9%	379	22.0%	21.8%			
3 日本国籍会社		○		3 日本国籍会社		○				② i	8	17.0%	433	25.2%	24.9%			
1 国名		○		1 国名		○				② i	8	17.0%	430	25.0%	24.8%			
2 外資比率		○		2 外資比率		○				② i	8	17.0%	432	25.1%	24.9%			

※ 設定状況は、建設工事の入札参加資格申請を行っている地方公共団体1,767団体(都道府県47団体、市区町・設定状況は、建設工事の入札参加資格申請を行っている地方公共団体1,767団体(都道府県47団体、市区町村1,720団体)に占める割合。

※ 設定方法の凡例

① i 事業者特定情報(本社住所、商号又は名称等の事業者を特定するための情報であって、「適正性審査・格付情報」以外のもの。)であり、かつ、地方公共団体の半数以上が設定しているもの(独自申請項目等に該当するものを除く。)

① ii 事業者特定情報であり、かつ、設定している地方公共団体が半数に満たないものうち、広域又は全国的な地方公共団体共通の入札参加資格審査申請システムにより、複数の地方公共団体に対して一括申請できるようにするに当たって必要となるものなど、特に全ての地方公共団体が共通で申請を求めると認められるもの

② i 適正性審査・格付情報(契約の適正な履行を確保するために必要な資力、信用、能力、技術等を判定するための情報。)に該当するもの(独自申請項目等に該当するものを除く。)

② ii 事業者特定情報であり、かつ、設定している地方公共団体が半数に満たないものうち、① ii に該当しないもの(独自申請項目等に該当するものを除く。)

測量・建設コンサルタント等の共通・選択必要書類

・ 公的機関が発行する書類については、申請日以前から3か月以内のものを有効とする。

新	必要書類	共通	選択	旧	必要書類	共通	選択	事業者 特定情報	適正性審 査・格付け 情報	設定方法	設定状況(意見照会結果)					
														都道府県	市区町村	全団体
法人 の み (新 規 参 入 の 場 合 は 新 規 参 入 に 係 る も の)	1 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	○		1 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	○			○	①	41	87.2%	1,627	94.5%	84.3%		
	2 納税証明書その2(国税)		○	2 納税証明書その2(国税)		○		○	②	2	4.3%	311	18.1%	17.7%		
	3 納税証明書その3(国税)		○	3 納税証明書その3(国税)		○		○	②	43	91.5%	1,570	91.2%	91.2%		
	4 納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(都道府県税)		○	4 納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(都道府県税)		○		○	②	42	88.4%	1,192	69.3%	68.8%		
	5 納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(市町村税)		○	5 納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(市町村税)		○		○	②	11	23.4%	1,375	79.9%	78.4%		
	6 代表者個人の住所地市町村の納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(市町村税)		○	6 代表者個人の住所地市町村の納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(市町村税)		○		○	②	2	4.3%	287	16.7%	16.4%		
	7 直前々年度決算に係る財務諸表(貸借対照表・損益計算書)	○		7 直前々年度決算に係る財務諸表(貸借対照表・損益計算書)	○	○		○	②	17	36.2%	605	35.2%	35.2%		
	8 直前年度決算に係る財務諸表(貸借対照表・損益計算書)	○		8 直前年度決算に係る財務諸表(貸借対照表・損益計算書)	○	○		○	②	34	72.3%	1,155	67.1%	67.3%		
	9 直前年度決算に係る財務諸表(個別注記表)	○		9 直前年度決算に係る財務諸表(個別注記表)	○	○		○	②	20	42.6%	484	28.1%	28.5%		
	10 直前年度決算に係る財務諸表(株主資本等変動計算書)	○		10 直前年度決算に係る財務諸表(株主資本等変動計算書)	○	○		○	②	18	38.3%	563	32.7%	32.9%		
11 組合員名簿 ※申請者が組合の場合のみ	○		11 組合員名簿 ※申請者が組合の場合のみ	○	○		○	②	9	19.1%	343	20.0%	19.9%			
12 登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ※支配人登記や高号登記をしている場合に提出。	○		12 登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ※支配人登記や高号登記をしている場合に提出。	○	○		○	②	15	31.9%	825	47.9%	47.5%			
13 身分証明書(身元証明書)	○		13 身分証明書(身元証明書)	○	○		○	②	22	46.8%	1,323	76.9%	76.1%			
14 登記されていないことの証明書	○		14 登記されていないことの証明書	○	○		○	②	6	12.8%	490	28.5%	28.1%			
15 納税証明書その2(国税)		○	15 納税証明書その2(国税)		○		○	②	2	4.3%	311	18.1%	17.7%			
16 納税証明書その3(国税)		○	16 納税証明書その3(国税)		○		○	②	38	80.9%	1,482	86.1%	86.0%			
17 納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(都道府県税)		○	17 納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(都道府県税)		○		○	②	41	87.2%	1,096	63.7%	64.3%			
18 納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(市町村税)		○	18 納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(市町村税)		○		○	②	14	29.8%	1,376	80.0%	78.6%			
19 直前々年度決算に係る財務諸表(貸借対照表・損益計算書) ※申請日直前々年度分の確定申告書及び申告決算書(青色申告の場合は、貸借対照表及び損益計算書、白色申告の場合は収支内訳書)を提出。	○		19 直前々年度決算に係る財務諸表(貸借対照表・損益計算書) ※申請日直前々年度分の確定申告書及び申告決算書(青色申告の場合は、貸借対照表及び損益計算書、白色申告の場合は収支内訳書)を提出。	○	○		○	②	17	36.2%	595	34.6%	34.6%			
20 直前年度決算に係る財務諸表(貸借対照表・損益計算書) ※申請日直前年度分の確定申告書及び申告決算書(青色申告の場合は、貸借対照表及び損益計算書、白色申告の場合は収支内訳書)を提出。	○		20 直前年度決算に係る財務諸表(貸借対照表・損益計算書) ※申請日直前年度分の確定申告書及び申告決算書(青色申告の場合は、貸借対照表及び損益計算書、白色申告の場合は収支内訳書)を提出。	○	○		○	②	34	72.3%	1,129	65.6%	65.8%			
21 委任状(行政書士への申請の委任)	○		21 委任状(行政書士への申請の委任)	○	○		○	②	27	57.4%	766	44.5%	44.9%			
22 委任状(入札・契約等に関する権限の委任)	○		22 委任状(入札・契約等に関する権限の委任)	○	○		○	①	34	72.3%	1,456	84.6%	84.3%			
23 登録(許可)証明書等 測量業者登録証明書又は測量業者登録通知書 建築士事務所登録証明書又は建築士事務所登録通知書 建設コンサルタント登録証明書又は建設コンサルタント登録証明書 ※登録部門が分るもの 地質調査業者登録証明書又は登録通知書 ※地質調査業者を登録する場合 補償コンサルタント登録証明書又は補償コンサルタント登録通知書 ※補償コンサルタントを登録する場合 不動産鑑定業者登録証明書又は不動産鑑定業者登録通知書 土地家屋調査士登録証明書又は土地家屋調査士登録通知書 司法書士登録証又は司法書士登録通知書	○		23 登録(許可)証明書等 測量業者登録証明書又は測量業者登録通知書 建築士事務所登録証明書又は建築士事務所登録通知書 建設コンサルタント登録証明書又は建設コンサルタント登録証明書 ※登録部門が分るもの 地質調査業者登録証明書又は登録通知書 ※地質調査業者を登録する場合 補償コンサルタント登録証明書又は補償コンサルタント登録通知書 ※補償コンサルタントを登録する場合 不動産鑑定業者登録証明書又は不動産鑑定業者登録通知書 土地家屋調査士登録証明書又は土地家屋調査士登録通知書 司法書士登録証又は司法書士登録通知書	○	○		○	○	②	44	93.6%	1,472	85.5%	85.7%		
24 委任営業所の所在証明書 ※「登記事項証明書」に委任先営業所が記載されていない場合に委任先営業所の所在が証明できる書類として次のいずれかを提出。 ・「市町村が発行する法人所在証明書」 ・ISO等登録証 ・営業所名、住所の記載のある公共料金支払い領収書、賃貸契約書	○		24 委任営業所の所在証明書 ※「登記事項証明書」に委任先営業所が記載されていない場合に委任先営業所の所在が証明できる書類として次のいずれかを提出。 ・「市町村が発行する法人所在証明書」 ・建設業許可申請時の「営業所一覧表」又は「専任技術者一覧表(証明書)」 ・ISO等登録証 ・営業所名、住所の記載のある公共料金支払い領収書、賃貸契約書	○	○		○	②	3	6.4%	201	11.7%	11.6%			
25 実績図書	○		25 実績図書	○	○		○	②	21	44.7%	772	44.9%	44.9%			
26 技術者名簿 ※業種及び部門別に作成。	○		26 技術者名簿 ※業種及び部門別に作成。	○	○		○	②	31	66.0%	1,095	63.6%	63.7%			
27 技術者の資格者証 (技術者が複数名の場合は資格ごとに1名分)	○		27 技術者の資格者証 (技術者が複数名の場合は資格ごとに1名分)	○	○		○	②	17	36.2%	581	33.8%	33.8%			

新	旧				事業者 特定情報	適正性審 査・格付け 情報	設定方法	設定状況(意見照会結果)						
	必要書類		必要書類					共通	選択	共通	選択	都道府県	市区町村	全団体
	共通	選択	共通	選択										
法人・個人 共通	28	技術者等経歴書 ※下記の技術者のみで入札参加資格付与の要件を満たそうとする場合、提出。 ・建築士法第4条第1項の規定による一級建築士の免許を受けている者で、当該免許を受けた都市計画及び地方計画部門に係る業務に関し5年以上の実務経験者 ・地質調査登録規程による登録の要件として認められた地質調査に関し15年以上の実務経験者 ・補償コンサルタント登録規程による登録の要件として認められた保証業務に関し7年以上の実務経験者	○	28	技術者等経歴書 ※下記の技術者のみで入札参加資格付与の要件を満たそうとする場合、提出。 ・建築士法第4条第1項の規定による一級建築士の免許を受けている者で、当該免許を受けた都市計画及び地方計画部門に係る業務に関し5年以上の実務経験者 ・地質調査登録規程による登録の要件として認められた地質調査に関し15年以上の実務経験者 ・補償コンサルタント登録規程による登録の要件として認められた保証業務に関し7年以上の実務経験者	○	○	②i	14	29.8%	468	27.2%	27.3%	
	29	技術職員の常勤性を確認できる書類 ※測量、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタントの場合作成。 ※法人で役員の場合ア、従業員の場合アとオを提出。従業員で事業主の場合イとウ、専従者の場合イとエを提出。従業員の場合、イとオを提出したオの提出は必ずしも必要とする。 ※なお、社会保険・雇用保険ともに適用除外となる者は、ア、オに代わり、所得税源泉徴収簿、給与台帳、出勤簿など審査基準日以前6か月間の勤務状況が確認できる書類の写しまたは「厚生年金保険70歳以上被用者標準報酬月額相当額決定のお知らせ」通知の写しを提出。 ア 健康保険証の写し(事業所名記載のものに限る)または健康保険厚生年金保険被保険者種別通知決定通知書の写し(直近交付済みのもの) イ 国民健康保険証の写し ウ 個人事業主の所得税確定申告書(第一表)の写し(個人事業主のみ、税務署の受付印のあるもの)※電子申請の場合は、「メール詳細」の打出しも添付。 エ 個人事業主の所得税確定申告書(第二表)の写し(必要に応じ、収支内訳書や青色申告決算書等も) オ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写しまたは雇用保険被保険者証の写し、等(公共職業安定所発行のもの)	○	29	技術職員の常勤性を確認できる書類 ※測量、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタントの場合作成。 ※法人で役員の場合ア、従業員の場合アとオを提出。従業員で事業主の場合イとウ、専従者の場合イとエを提出。従業員の場合、イとオを提出したオの提出は必ずしも必要とする。 ※なお、社会保険・雇用保険ともに適用除外となる者は、ア、オに代わり、所得税源泉徴収簿、給与台帳、出勤簿など審査基準日以前6か月間の勤務状況が確認できる書類の写しまたは「厚生年金保険70歳以上被用者標準報酬月額相当額決定のお知らせ」通知の写しを提出。 ア 健康保険証の写し(事業所名記載のものに限る)または健康保険厚生年金保険被保険者種別通知決定通知書の写し(直近交付済みのもの) イ 国民健康保険証の写し ウ 個人事業主の所得税確定申告書(第一表)の写し(個人事業主のみ、税務署の受付印のあるもの)※電子申請の場合は、「メール詳細」の打出しも添付。 エ 個人事業主の所得税確定申告書(第二表)の写し(必要に応じ、収支内訳書や青色申告決算書等も) オ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写しまたは雇用保険被保険者証の写し、等(公共職業安定所発行のもの)	○	○	②i	12	25.5%	195	11.3%	11.7%	
	30	測量法第55条の8の規定に基づく書類の写し ※「測量」の実施を希望する場合、2期分提出。 ①(書類の提出基準) 第五十五条の八 測量業者は、毎事業年度終了の日から三月以内に、当該事業年度の営業経歴書及び当該事業年度に係る第五十五条の三第三号の書類を国土交通大臣に提出しなければならない。	○	30	測量法第55条の8の規定に基づく書類の写し ※「測量」の実施を希望する場合、2期分提出。 ①(書類の提出基準) 第五十五条の八 測量業者は、毎事業年度終了の日から三月以内に、当該事業年度の営業経歴書及び当該事業年度に係る第五十五条の三第三号の書類を国土交通大臣に提出しなければならない。	○	○	②i	22	46.8%	535	31.1%	31.5%	
	31	測量法第55条の3第4号の規定に基づく書類(使用人数並びに営業所ごとの測量士及び測量士補の人数を記載した書面)の写し ※「測量」の実施を希望する場合	○	31	測量法第55条の3第4号の規定に基づく書類(使用人数並びに営業所ごとの測量士及び測量士補の人数を記載した書面)の写し ※「測量」の実施を希望する場合	○	○	②i	11	23.4%	309	18.0%	18.1%	
	32	現況報告書 ※地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタントに登録を希望する場合、2期分提出。ただし財務諸表等は除く。 ※現況報告書の各様式のうち イ(現況報告書(資格者名)) ハ(直前1年の事業収入金額)、 ニ(使用人数)、 ホ(登録部門及び技術管理者) ト(財務事項一覽表)を提出。	○	32	現況報告書 ※地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタントに登録を希望する場合、2期分提出。ただし財務諸表等は除く。 ※現況報告書の各様式のうち イ(現況報告書(資格者名)) ハ(直前1年の事業収入金額)、 ニ(使用人数)、 ホ(登録部門及び技術管理者) ト(財務事項一覽表)を提出。	○	○	②i	31	66.0%	651	37.8%	38.6%	
	33	ISO関係登録証(ISO9001)	○	33	ISO関係登録証(ISO9001)	○	○	②i	15	31.9%	491	28.6%	28.7%	
	34	ISO関係登録証(ISO14001)	○	34	ISO関係登録証(ISO14001)	○	○	②i	12	25.5%	444	25.8%	25.8%	
	35	エコアクション21認証・登録証	○	35	エコアクション21認証・登録証	○	○	②i	4	8.5%	136	7.9%	7.9%	
	36	障害者雇用状況報告書 ※法定雇用義務のある場合	○	36	障害者雇用状況報告書 ※法定雇用義務のある場合	○	○	②i	5	10.6%	123	7.2%	7.2%	
	37	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し及び常勤性を確認できる書類 ※障害者雇用状況の報告義務がない事業者のみ提出。	○	37	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し及び常勤性を確認できる書類 ※障害者雇用状況の報告義務がない事業者のみ提出。	○	○	②i	2	4.3%	43	2.5%	2.5%	
					◎	◎		4	2-1%	34	2-0%	2-0%		
					◎	◎		2	4-2%	29	4-7%	4-9%		
40	社会保険の加入状況を確認できる書類 ※社会保険(健康保険・厚生年金保険)の本店の加入状況が確認できる書類を提出。 (例) ・日本年金機構からの納入告知書・納付書・領収証 ・健康保険組合からの納入告知書・領収証 ・納付の猶予(特例)許可通知書 ※健康保険及び厚生年金保険の両方に入っている場合は、それぞれ加入していることが分かるものを提出。	○	40	社会保険の加入状況を確認できる書類 ※社会保険(健康保険・厚生年金保険)の本店の加入状況が確認できる書類を提出。 (例) ・日本年金機構からの納入告知書・納付書・領収証 ・健康保険組合からの納入告知書・領収証 ・納付の猶予(特例)許可通知書 ※健康保険及び厚生年金保険の両方に入っている場合は、それぞれ加入していることが分かるものを提出。	○	○	②i	17	36.2%	537	31.2%	31.3%		
41	構成組合員の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	○	41	構成組合員の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	○	○	②ii	5	10.6%	223	13.0%	12.9%		
42	構成組合員の納税証明書(その3の3)(国税) ※構成組合員が法人の場合	○	42	構成組合員の納税証明書(その3の3)(国税) ※構成組合員が法人の場合	○	○	②i	6	12.8%	234	13.6%	13.6%		
43	構成組合員の納税証明書(その3の2)(国税) ※構成組合員が個人の場合	○	43	構成組合員の納税証明書(その3の2)(国税) ※構成組合員が個人の場合	○	○	②i	6	12.8%	230	13.4%	13.4%		
44	構成組合員の納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(都道府県税)	○	44	構成組合員の納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(都道府県税)	○	○	②i	7	14.9%	220	12.8%	12.9%		
45	構成組合員の納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(市町村税)	○	45	構成組合員の納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(市町村税)	○	○	②i	4	8.5%	185	10.8%	10.7%		
46	構成組合員の財務諸表 ※構成組合員が法人の場合は、「法人のみ」の区分に掲げた財務諸表、構成組合員が個人の場合は、「個人のみ」の区分に掲げた財務諸表を提出。	○	46	構成組合員の財務諸表 ※構成組合員が法人の場合は、「法人のみ」の区分に掲げた財務諸表、構成組合員が個人の場合は、「個人のみ」の区分に掲げた財務諸表を提出。	○	○	②i	5	10.6%	205	11.9%	11.9%		

※ 設定状況は、建設工事の入札参加資格申請を行っている地方公共団体1,767団体(都道府県47団体、市区町村1,720団体)に占める割合。

※ 設定方法の凡例

- ① 事業者特定情報(本社住所、商号又は名称等の事業者を特定するための情報であって、「適正性審査・格付け情報」以外のもの。)であり、かつ、地方公共団体の半数以上が設定しているもの(独自申請項目等に該当するものを除く。)
- ② 事業者特定情報であり、かつ、設定している地方公共団体が半数に満たないものうち、広域又は全国的な地方公共団体共通の入札参加資格審査申請システムにより、複数の地方公共団体に対して一括申請できるようにするに当たって必要となるもの、特に全ての地方公共団体が共通で申請を求めなければならないと認められるもの
- ③ 適正性審査・格付け情報(契約の適正な履行を確保するために必要な資力、信用、能力、技術等を判定するための情報。)に該当するもの(独自申請項目等に該当するものを除く。)
- ④ 事業者特定情報であり、かつ、設定している地方公共団体が半数に満たないものうち、①②に該当しないもの(独自申請項目等に該当するものを除く。)

建設工事の共通の業種

別紙5

修正なし

業種		必要な建設業許可及び経営事項審査 (略称)
1	土木一式工事	土木工事業 (土)
2	建築一式工事	建築工事業 (建)
3	大工工事	大工工事業 (大)
4	左官工事	左官工事業 (左)
5	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業 (と)
6	石工事	石工事業 (石)
7	屋根工事	屋根工事業 (屋)
8	電気工事	電気工事業 (電)
9	管工事	管工事業 (管)
10	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業 (タ)
11	鋼構造物工事	鋼構造物工事業 (鋼)
12	鉄筋工事	鉄筋工事業 (鉄)
13	舗装工事	舗装工事業 (ほ)
14	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業 (しゅ)
15	板金工事	板金工事業 (板)
16	ガラス工事	ガラス工事業 (ガ)
17	塗装工事	塗装工事業 (塗)
18	防水工事	防水工事業 (防)
19	内装仕上工事	内装仕上工事業 (内)
20	機械器具設置工事	機械器具設置工事業 (機)
21	熱絶縁工事	熱絶縁工事業 (絶)
22	電気通信工事	電気通信工事業 (通)
23	造園工事	造園工事業 (園)
24	さく井工事	さく井工事業 (井)
25	建具工事	建具工事業 (具)
26	水道施設工事	水道施設工事業 (水)
27	消防施設工事	消防施設工事業 (消)
28	清掃施設工事	清掃施設工事業 (清)
29	解体工事	解体工事業 (解)

新				旧				
大分類	小分類	必要な登録	参考:業務内容の例	大分類	小分類	必要な登録		
1	測量サービス			1	測量サービス			
	1 測量一般		小分類2、3を除いた測量業務		1 測量一般			
	2 地図の調製	測量業者登録 ※必須			2 地図の調製	測量業者登録 ※必須		
	3 航空測量			3 航空測量				
2	建築設計・関連サービス			2	建築設計・関連サービス			
	1 建築設計・監理	建築士事務所登録 ※必須			1 建築設計・監理	建築士事務所登録 ※必須		
	2 建築設備設計・監理	建築士事務所登録 ※任意		2 建築設備設計・監理	建築士事務所登録 ※任意			
3	建設コンサルタントサービス			3	建設コンサルタントサービス			
	1 河川、砂防及び海岸・海洋	建設コンサルタント登録 (河川、砂防及び海岸・海洋) ※任意	治水計画、砂防計画若しくは海岸保全計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は河川(ダムを含む)、砂防(地すべり防止を含む)若しくは海岸・海洋に関する工事の設計若しくは監理		1 河川、砂防及び海岸・海洋	建設コンサルタント登録 (河川、砂防及び海岸・海洋) ※任意		
	2 港湾及び空港	建設コンサルタント登録 (港湾及び空港) ※任意	港湾計画若しくは空港計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は港湾若しくは空港に関する工事の設計若しくは監理		2 港湾及び空港	建設コンサルタント登録 (港湾及び空港) ※任意		
	3 電力土木	建設コンサルタント登録 (電力土木) ※任意	電源開発計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は発電用のダム、水路構造物等に関する工事の設計若しくは監理		3 電力土木	建設コンサルタント登録 (電力土木) ※任意		
	4 道路	建設コンサルタント登録 (道路) ※任意	道路計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は道路に関する工事の設計若しくは監理		4 道路	建設コンサルタント登録 (道路) ※任意		
	5 鉄道	建設コンサルタント登録 (鉄道) ※任意	鉄道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は鉄道(鋼索鉄道を含む)に関する工事の設計若しくは監理		5 鉄道	建設コンサルタント登録 (鉄道) ※任意		
	6 上水道及び工業用水道	建設コンサルタント登録 (上水道及び工業用水道) ※任意	上水道計画若しくは工業用水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は上水道若しくは工業用水道に関する工事の設計若しくは監理		6 上水道及び工業用水道	建設コンサルタント登録 (上水道及び工業用水道) ※任意		
	7 下水道	建設コンサルタント登録 (下水道) ※任意	下水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は下水道に関する工事の設計若しくは監理		7 下水道	建設コンサルタント登録 (下水道) ※任意		
	8 農業土木	建設コンサルタント登録 (農業土木) ※任意	かんがい排水、農地整備、農地保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理		8 農業土木	建設コンサルタント登録 (農業土木) ※任意		
	9 森林土木	建設コンサルタント登録 (森林土木) ※任意	治山、林道、森林環境保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理		9 森林土木	建設コンサルタント登録 (森林土木) ※任意		
	10 水産土木	建設コンサルタント登録 (水産土木) ※任意	漁港計画若しくは沿岸漁場計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は漁港若しくは沿岸漁場に関する工事の設計若しくは監理		10 水産土木	建設コンサルタント登録 (水産土木) ※任意		
	11 廃棄物	建設コンサルタント登録 (廃棄物) ※任意	廃棄物処理計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は廃棄物処理施設に関する工事の設計若しくは監理		11 廃棄物	建設コンサルタント登録 (廃棄物) ※任意		
	12 造園	建設コンサルタント登録 (造園) ※任意	公園緑地計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は公園緑地に関する工事の設計若しくは監理		12 造園	建設コンサルタント登録 (造園) ※任意		
	13 都市計画及び地方計画	建設コンサルタント登録 (都市計画及び地方計画) ※任意	都市計画又は地方計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理		13 都市計画及び地方計画	建設コンサルタント登録 (都市計画及び地方計画) ※任意		
	14 地質	建設コンサルタント登録 (地質) ※任意	事業別の部門に係る地質に関する調査、企画、立案若しくは助言		14 地質	建設コンサルタント登録 (地質) ※任意		
	15 土質及び基礎	建設コンサルタント登録 (土質及び基礎) ※任意	事業別の部門に係る土質に関する調査の企画、立案若しくは助言、事業別の部門に係る構造物の基礎若しくは土の構造物に関する企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理		15 土質及び基礎	建設コンサルタント登録 (土質及び基礎) ※任意		
	16 鋼構造及びコンクリート	建設コンサルタント登録 (鋼構造及びコンクリート) ※任意	事業別の部門に係る鋼構造、鉄筋コンクリート構造、コンクリート若しくはコンクリート構造に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理		16 鋼構造及びコンクリート	建設コンサルタント登録 (鋼構造及びコンクリート) ※任意		
	17 トンネル	建設コンサルタント登録 (トンネル) ※任意	事業別の部門に係るトンネル構造に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理		17 トンネル	建設コンサルタント登録 (トンネル) ※任意		
	18 施工計画、施工設備及び積算	建設コンサルタント登録 (施工計画、施工設備及び積算) ※任意	事業別の部門の工事実施に関する調査、企画、立案若しくは助言、工事実施の監理又は工事実施のための調査、設計、積算若しくは建設マネジメント		18 施工計画、施工設備及び積算	建設コンサルタント登録 (施工計画、施工設備及び積算) ※任意		
	19 建設環境	建設コンサルタント登録 (建設環境) ※任意	小分類6から11を除く事業別の部門に係る自然環境及び生活環境の保全及び創出に関する調査、企画、立案若しくは助言並びに環境影響評価又は自然環境及び生活環境の保全及び創出に関する工事の設計若しくは監理		19 建設環境	建設コンサルタント登録 (建設環境) ※任意		
	20 建設機械	建設コンサルタント登録 (建設機械) ※任意	事業別の部門の工事実施のための機械の調査若しくは設計又は事業別の部門に必要な機械の調査、設計若しくは監理		20 建設機械	建設コンサルタント登録 (建設機械) ※任意		
21 電気電子	建設コンサルタント登録 (港湾及び空港) ※任意	事業別の部門に係る電気通信に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理	21 電気電子	建設コンサルタント登録 (港湾及び空港) ※任意				
4	地質調査サービス			4	地質調査サービス			
	1 地質調査	地質調査業者登録 ※任意			1 地質調査	地質調査業者登録 ※任意		

5 補償コンサルタントサービス			
1	土地調査	補償コンサルタント登録(土地調査) ※任意	土地の権利者の氏名及び住所、土地の所在、地積、地目及び面積並びに権利の種類及び内容に関する調査並びに土地境界確認等の業務
2	土地評価	補償コンサルタント登録(土地評価) ※任意	土地の評価のための同一状況地域の区分及び土地に関する補償金算定業務又は空間若しくは地下使用に關する補償金算定業務 残地等に関する損失の補償に関する調査及び補償金算定業務
3	物件	補償コンサルタント登録(物件) ※任意	木造建物、一般工作物、立木又は通常生ずる損失に關する調査及び補償金算定業務 不適若しくは非木造建築物で複雑な構造を有する特殊建築物又はこれらに類する物件に関する調査及び補償金算定業務
4	機械工作物	補償コンサルタント登録(機械工作物) ※任意	機械工作物に関する調査及び補償金算定業務
5	営業補償・特殊補償	補償コンサルタント登録(営業補償・特殊補償) ※任意	営業補償に関する調査及び補償金算定業務 漁業権等の消滅又は制限に関する調査及び補償金算定業務
6	事業損失	補償コンサルタント登録(事業損失) ※任意	事業損失(注1)に関する調査及び費用負担の算定業務 (注) 事業損失とは、事業施行中又は事業施行後における日除等により生ずる損害等をいう。
7	補償関連	補償コンサルタント登録(補償関連) ※任意	意向調査(注1)、生活再建調査(注2)その他これらに関する調査業務 補償説明及び地方公共団体等との補償に関する連絡調整業務 事業認定申請図書等の作成(注3)業務 (注1) 意向調査とは、事業に対する地域住民の意向に関する調査をいう。 (注2) 生活再建調査とは、公共事業の施行に伴い損じられる生活再建のための措置に関する調査をいう。 (注3) 事業認定申請図書等の作成とは、起業者が事業認定庁に對する事前相談を行うための相談用資料(事業認定申請図書(案))の作成、事業認定庁との事前相談の完了に伴う本申請図書等の作成及び最終申請図書作成等をいう。
8	総合補償	補償コンサルタント登録(総合補償) ※任意	公共用地取得計画図書の作成業務 公共用地取得に関する工程管理業務 補償に関する相談業務 関係住民等に対する補償方針に関する説明業務 公共用地交渉業務(注) (注) 公共用地交渉業務とは、関係権利者の特定、補償額算定額の照合及び交渉方針の策定等を行った上で、権利者と密接し、補償内容の説明等を行い、公共事業に必要な土地の取得等に対する協力を求める業務をいう
6	不動産鑑定・土地家屋調査・登記手続		
1	不動産鑑定	不動産鑑定業者登録 ※必須	
2	土地家屋調査	土地家屋調査士登録 ※必須	
3	登記手続	司法書士登録 ※必須	

5 補償コンサルタントサービス			
1	土地調査	補償コンサルタント登録(土地調査) ※任意	
2	土地評価	補償コンサルタント登録(土地評価) ※任意	
3	物件	補償コンサルタント登録(物件) ※任意	
4	機械工作物	補償コンサルタント登録(機械工作物) ※任意	
5	営業補償・特殊補償	補償コンサルタント登録(営業補償・特殊補償) ※任意	
6	事業損失	補償コンサルタント登録(事業損失) ※任意	
7	補償関連	補償コンサルタント登録(補償関連) ※任意	
8	総合補償	補償コンサルタント登録(総合補償) ※任意	

		共通の申請受付方式
資格の有効期間		2年 ^{※1}
申請の受付方式		定期申請 地方公共団体の判断により、任意に随時申請又は追加申請を併用できる
定期申請	申請の受付期間	定期申請により資格が付与される日直前の10月1日から11月30日まで ^{※2}
	資格が付与される日	4月1日
	資格が付与される期間	4月1日から3年後の3月31日まで
随時申請 (任意)	申請の受付期間	4月16日(閉庁日である場合は翌営業日)から次期定期申請の受付期間の開始日直前の8月15日 (地方公共団体の判断により、当該期間を拡大することができる)
	資格が付与される日	4月16日から8月15日までに受付した申請については、遅くとも10月1日 8月16日から12月15日までに受付した申請については、遅くとも2月1日 12月16日から4月15日までに受付した申請については、遅くとも6月1日 (地方公共団体の判断により、当該日を早めることができる)
	資格が付与される期間	資格が付与された日から当該日の属する資格の有効期間の終了日まで
追加申請 (任意)	申請の受付期間	定期申請の1年後の10月1日から10月31日まで (地方公共団体の判断により、当該期間を拡大し、また、受付回数を増やすことができる)
	資格が付与される日	定期申請に係る資格の有効期間の開始日の1年後及び2年後の4月1日 ^{※3} (地方公共団体の判断により、当該日を早めることができる)
	資格が付与される期間	資格が付与された日から当該日の属する資格の有効期間の終了日まで
申請に使用する言語		申請項目・財務諸表は日本語で記載する その他の必要書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付する
金額欄の記載方法		出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により 日本国通貨に換算し、記載する

※1 物品・役務等の資格の有効期間についても、2年とする。
 ※2 今後、共同受付・審査体制に係る検討に合わせて、最適な期間となるよう検討。
 ※3 今後、共同受付・審査体制に係る検討に合わせて、最適な期間となるよう検討。